

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月16日

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド
(JPMAM Japan Cayman Fund Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 サイモン・エフ・ウォールス
(Simon F. Walls, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島, KY1 - 1104, グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309、
メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド気付
(C/O Maples Corporate Services Limited,
PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
JPモルガン（ケイマン諸島）トラスト -
JPM世界金融債券ファンド 円投資型1309
(JPMorgan (Cayman Islands) Trust -
Global Financial Sector Bond Fund (JPY (1309) Class))

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
円投資型1309：2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

JPモルガン（ケイマン諸島）トラスト -

JPM世界金融債券ファンド 円投資型1309

（JPMorgan (Cayman Islands) Trust -

Global Financial Sector Bond Fund (JPY (1309) Class) ）

（注１）JPM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるJPモルガン（ケイマン諸島）トラスト（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に１つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。2013年８月16日現在、トラストは、ファンドのみにより構成されています。シリーズ・トラストは、一つまたは複数のクラスで構成されます。2013年８月16日現在のファンドのクラスは、円投資型1206、円投資型1209、円投資型1211、円投資型1301、円投資型1302、円投資型1303、円投資型1304、円投資型1305、円投資型1306、円投資型1307、円投資型1308および円投資型1309があります。

（注２）日本において、ファンドの名称について「JPモルガン（ケイマン諸島）トラスト」を省略することがあります。また、円投資型1309に関して発行されるファンドの受益証券を「JPM世界金融債券ファンド1309」または「円投資型1309」と称することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

円投資型1309に関して発行されるファンドの受益証券（以下「ファンド証券」または「受益証券」といいます。）について本書により募集が行われます。

ファンド証券は、記名式無額面受益証券であり、単位型です。

JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（JPMAM Japan Cayman Fund Limited）（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

円投資型1309：2,000億円を上限とします。

（注１）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、円建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

円投資型1309：１口当たり10,000円

（５）【申込手数料】

ファンド証券の申込みに申込手数料は課せられません。

（６）【申込単位】

円投資型1309：１口以上１口単位

（ 7 ） 【 申込期間 】

平成25年 9 月 2 日（月曜日）から平成25年 9 月24日（火曜日）まで

（注）午後 2 時までにお申込みが行われ、かつお申込みについて販売会社所定の事務手続が完了したものが、当日のお申込み受付分となります。

（ 8 ） 【 申込取扱場所 】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（以下「販売会社」という場合があります。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（ 9 ） 【 払込期日 】

投資者は、平成25年 9 月26日（木曜日）までに販売会社に申込金額を支払います。

申込金額の総額は、保管会社が開設したファンドの口座に平成25年 9 月27日（金曜日）までに円貨で払い込まれます。

（ 1 0 ） 【 払込取扱場所 】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

（ 1 1 ） 【 振替機関に関する事項 】

該当事項はありません。

（ 1 2 ） 【 その他 】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する平成25年 4 月18日付受益証券販売・買戻契約を締結しています。

管理会社は、野村證券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書を日本証券業協会に提出し、ファンド証券 1 口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会に提出する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

申込金額の総額は、販売会社により平成25年 9 月27日までに保管会社が開設したファンドの口座に円貨で払い込まれます。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

JPモルガン（ケイマン諸島）トラストは、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーを受託会社とし、JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドを管理会社として、2012年4月11日付の信託証書（以下「基本信託証書」といいます。）に従って構成された、ケイマン諸島のアンブレラ・トラストです。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂）に従って適式に設立され、有効に存在し、かつ、信託業務を行う認可を受けている信託会社です。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき免除トラストとして登録されており、ケイマン諸島総督から免除証明書を受領しています。

受託会社および管理会社は、トラストの複数のシリーズ・トラストを随時設立することができます。トラストの各シリーズ・トラストは、その資産および負債に関して個別かつ独立しています。各シリーズ・トラストは個別の信託であり、受託会社および管理会社によって締結される信託証書の追補として作成された個別の証書によって構成されます。

ファンドは、トラストのシリーズ・トラストであり、受託会社および管理会社によって2012年4月11日付で締結された基本信託証書および補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といいます。）に従って構成されます。受託会社および管理会社はトラストの他のシリーズ・トラストを、それらの単独かつ絶対的な裁量において決定する異なる条件で募集することができます。受託会社および管理会社は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議による同意を得ることなく、他のシリーズ・トラストを設立することができます。

ファンド証券の取得により、各受益者は、基本信託証書および補遺信託証書（以下「信託証書」と総称します。）の条件を承認し、全面的に受け入れ、かつ、信託証書の当事者と同様にその条件に拘束されることに同意します。受託会社は、トラストのファンド証券のすべての保有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者へ書面で通知することで、受託会社と管理会社との合意によって、随時信託証書を修正することができます。受託会社または管理会社が、（i）自己の意見において、当該修正が、トラストのファンド証券のその時点における既存の保有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証券の保有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社または管理会社をファンド証券の当該保有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ii）自己の意見において、当該修正が、会計上、法律上もしくは公的な要請（法的効力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該修正は、当該修正を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

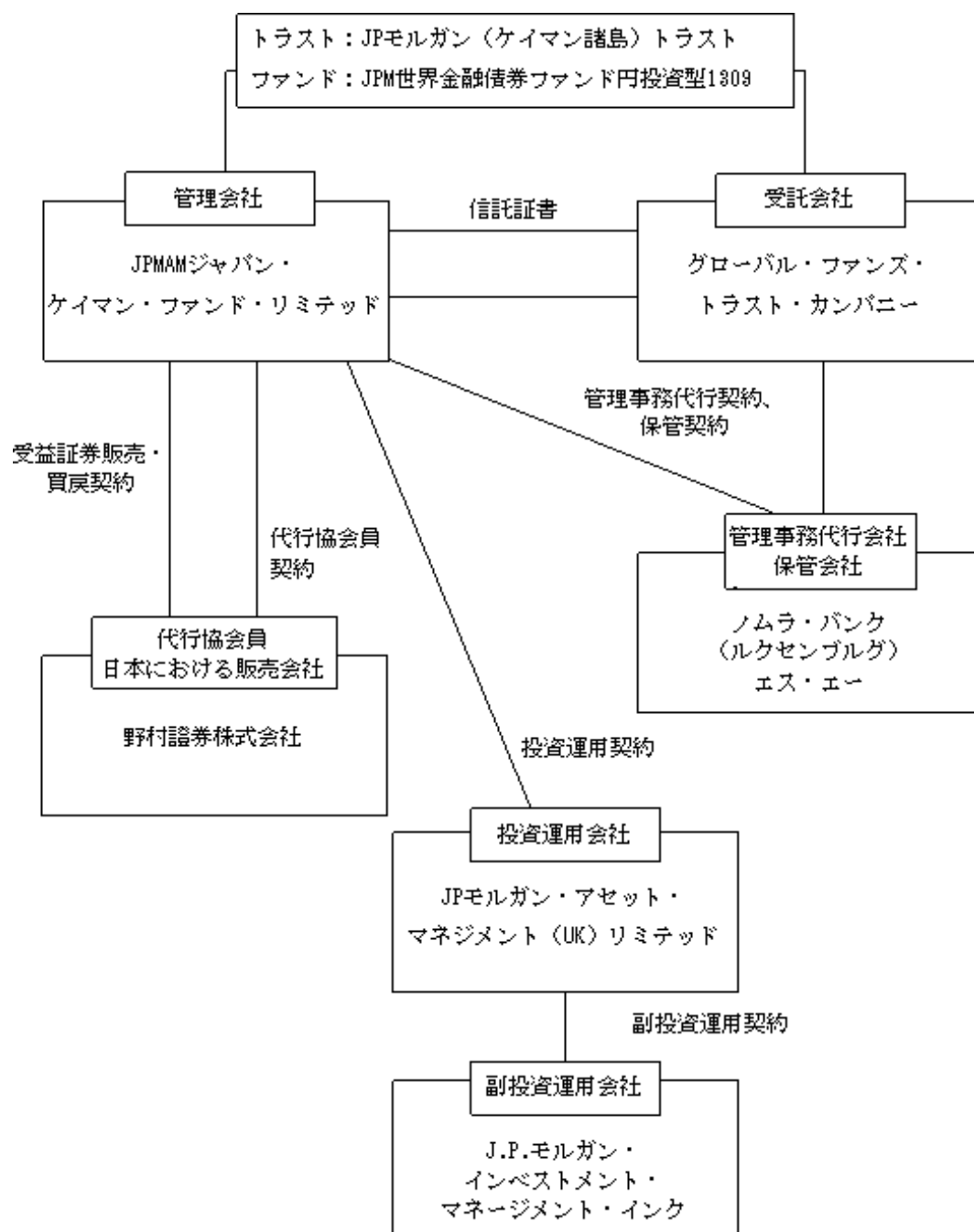
ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

(2) 【ファンドの沿革】

2011年10月 7 日	管理会社の設立
2012年 4 月11日	信託証書の締結
2013年 9 月 2 日	ファンド証券の日本における募集開始
2013年 9 月27日	運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド	管理会社	2012年4月11日付で信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー	受託会社	2012年4月11日付で信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー	管理事務代行会社 保管会社	2012年5月7日に管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2012年5月7日に管理会社および受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	投資運用会社	2012年5月10日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	副投資運用会社	2011年5月6日に、投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンドの投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	2013年4月18日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結し、2013年4月18日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。代行協会員業務およびファンド証券の販売・買戻しの取扱業務についてそれぞれ規定しています。

- （注1） 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。
- （注2） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- （注3） 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。
- （注4） 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づき副投資運用業務を提供することを約する契約です。なお、当該契約は、副投資運用会社が投資運用会社から再委任を受ける複数の運用資産を対象とする「マスター契約」となっており、ファンド以外の運用資産にかかる再委任のために既に締結済のものです。
- （注5） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- （注6） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社です。

() 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

() 資本金の額

2013年7月末日現在の資本金の額は、350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。

定款およびケイマン諸島会社法（2011年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

() 会社の沿革

2011年10月7日設立

() 大株主の状況

（2013年7月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
JPモルガン・アセット・ マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	3,500,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」といいます。）が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

(c) 一般投資家向け投資信託（日本）規則

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付に

は、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネーロンダリング防止規則（2010年改正）の別表3の領域（以下「別表3の領域」といいます。）またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、また規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。

- ・詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ・ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（2011年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、ブライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島です。

（b）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年11月30日に終了します。円投資型1309についての第1会計年度は2013年11月30日までの期間とします。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から4か月以内に受益者に送付されます。未監査の決算書も作成され、原則として、各半期終了後から2か月以内に受益者に送付されます。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付されます。

（6）監督官庁の概要

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確実にするための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科される可能性があるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託（ファンドのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託のマネジャーの地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、主として、金融機関（国を代表するような一流の金融機関等）により発行される、米ドル、ユーロおよび英ポンド建てのシニア債、ハイブリッド証券等の社債その他の債券（以下「金融債券等」といいます。）への投資を通じて、利息等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による高水準の投資収益を追求することです。

「シニア債」とは

一定の劣後事由が発生した場合（例えば、破産手続きの開始等、以下同じです。）に、その元利金の支払いが、劣後債等の下位債券についての元利金等の支払いよりも高い順位におかれる債券のことです。

「ハイブリッド証券」とは

主にシニア債以外の社債その他の債券をいいます。具体的には、劣後債（シニア劣後債およびジュニア劣後債を含みます。）、転換社債、偶発転換社債および優先出資証券等です。

劣 後 債 と は：一定の劣後事由が発生した場合に、その元利金の支払いが、劣後債以外の上位債券についての元利金等の支払いよりも低い順位におかれる債券のことです。

転 換 社 債 と は：一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）のついた債券のことです。

偶発転換社債とは：ある一定の偶発条件が生じた場合（例えば、発行体である金融機関の自己資本比率がある一定レベル以下に低下した場合等）に、普通株に強制的に転換される転換社債をいいます。一般的な転換社債と異なり、株式に転換する権利はありません。

優先出資証券とは：ハイブリッド証券の中で比較的株式に近い性質を有するものです。劣後債に比べ、価格変動が大きく、一定の劣後事由が発生した場合、元利金の支払いについて劣後債よりも低い順位におかれています。一方で議決権がない等、債券に似た性質もあります。

上記の投資目的は、2013年8月16日時点の市況および投資機会に基づくものです。市況および投資機会は、ファンドの運用期間中において著しく変動する可能性があります。ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。

ファンドへの投資は、投資者が参照インデックス（以下において定義します。）を構成する証券に直接投資するものではありません。また、参照インデックスを構成する証券に対するいかなる請求権も有しません。

投資目的の達成は、ファンドの支配が及ばないかまたは限られた支配しか及ばないリスクの影響をうけます。したがって、投資者となる予定の者は、投資を行う前に、下記「３．投資リスク」に記載されるリスク要因を慎重に検討すべきです。

投資戦略

ファンドの投資戦略に関する以下の記述は一般的なものであり、全てを網羅するものではありません。ファンドの取引戦略は独自の複雑なものであるため、最も一般的な記述のみとしております。ファンドの投資戦略に関する包括的な記述は行われておらず、また行うこともできません。ファンドは、本書における運用手法および投資戦略に関する記述が投資者の利益となると考えていますが、投資者となる予定の者は、かかる記述に固有の限界があることにも留意しなければなりません。また、ファンドは採用する投資戦略を変更することができます。

投資目的の達成を追求するために、後記「（５）投資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従った上で、ファンドの資産を、通常の市況において、主に、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）を含む、国を代表するような一流の銀行および保険会社等の金融機関により発行されるシニア債およびハイブリッド証券（以下「金融債券」といいます。）に投資します。

G-SIFs:Global Systemically Important Financial Institutions（グローバルなシステム上重要な金融機関）

主要国の中央銀行・金融監督当局および国際機関等で構成する金融安定理事会(FSB)が、グローバルな金融システムの安定に欠かせないと認定した巨大金融機関。

FSBは2011年から毎年11月にG-SIFsのグループの認定を行っており、2012年11月に28行を認定し公表しました。

「国を代表するような一流の金融機関」とは、バークレイズ・グローバル総合：社債（シニア・フィナンシャルズ）インデックスを67%およびバークレイズ・グローバル総合：社債（サブオーディネイテッド・フィナンシャルズ）インデックスを33%（各インデックスを、それぞれ、または総称して「参照インデックス」といいます。）で構成される時価総額加重複合参照インデックスにおいて、発行体グループベースで上位75の金融機関をいいます。各「発行体グループ」は、ブルームバーグの通常のティッカーを共有するすべてのエンティティ（会社等）により構成されます。投資運用会社は、バークレイズ・グローバル総合：社債（シニア・フィナンシャルズ）インデックスおよび/またはバークレイズ・グローバル総合：社債（サブオーディネイテッド・フィナンシャルズ）インデックスおよび/またはそれらと入れ替えた参照インデックスが適切でないかまたは適切な参照先として入手することができなくなったと判断する場合、受託会社との事前の合意により、他のインデックスを参照インデックスとすることができます。投資運用会社は、現状の割合が適切でなくなったと判断する場合、受託会社との事前の合意により、参照インデックス間の割合を変更することができます。

上記に加え、かつ、下記「（５）投資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従った上で、ファンドは、以下のものに投資することがあります。

（a）現金および短期金融商品（コマーシャルペーパー、預金証書、定期預金および政府の短期債務等）

（b）ファンドの投資目的を達成するために必要または適切であると投資運用会社が判断するその他の投資対象

ファンドの資産の効率的な運用をはかるために、ファンドは、金融債券への投資と同等の経済効果を得ることができるデリバティブ取引を行う場合もありますが、デリバティブ取引（上場債券先物、債券先物オプション、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デフォルト・インデックス・スワップおよび通貨関連デリバティブ等）を利用する場合は下記「（５）投資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従います。先物およびオプションは、取引所内外で取引されます。スワップの担保が要求されることもあり、担保に供された資産はその後投資戦略において用いられない場合もあります。

上記の投資戦略の実行は、厳しい市場環境およびその他のリスク要因（投資対象国における異常事態等（金融危機、債務不履行（デフォルト）、資産凍結等の投資規制の導入、自然災害、行政制度の変更およびテロ、戦争その他の勃発等））またはその他の状況により悪影響を受ける可能性があります。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照ください。

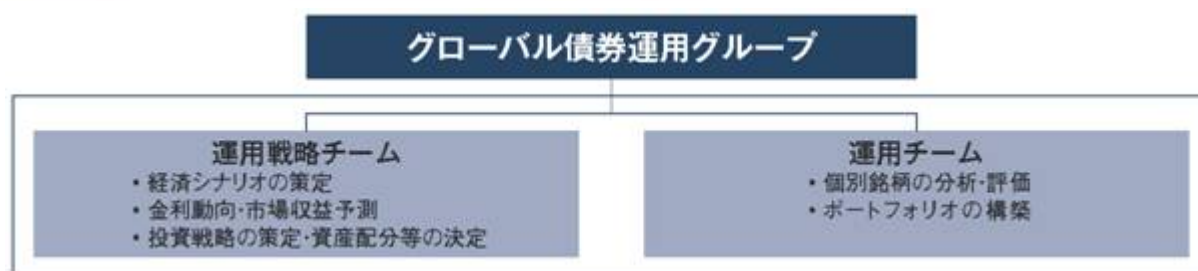
（３）【運用体制】

①投資運用会社

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(所在地:ロンドン)が、投資一任契約に基づき管理会社から投資運用会社に任命されています。

②副投資運用会社

J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(所在地:ニューヨーク)が、投資運用会社からファンド信託財産の一部の運用を委託されています。



- ① 「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ内で組織されるグローバル債券運用グループに所属する、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクのポートフォリオ・マネジャー(資産の運用を行う運用担当者)が運用を担当し、実際の投資判断を行います。グローバル債券運用グループは、運用戦略チームと運用チームで構成されます。
- ② 運用戦略チームは、経済シナリオの策定や金利動向・市場収益を予測し、投資戦略を策定し、資産配分比率およびデュレーション(金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標をいいます。)戦略を決定します。
- ③ 運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、個別銘柄(債券)の分析および価格評価を行い、組入銘柄を決定し、ポートフォリオ(資産運用において、債券等運用対象商品の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容をいいます。)を構築します。

(注1) 運用体制については、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよびJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクを含めた「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しております。

(注2) 上記の運用体制、組織名称等は、2013年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資運用会社および副投資運用会社は、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに所属しています。「JPモルガン・アセット・マネジメント」は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその世界中の子会社の資産運用ビジネスにかかるブランド名です。「JPモルガン・アセット・マネジメント」は、総合的なサービスを提供するグローバル資産運用グループであり、1873年以来、多くの企業、金融機関、政府および個人に投資管理・助言サービスを提供しています。JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは、「ダウ工業株30種平均」の構成銘柄です。

（４）【分配方針】

ファンドは、分配基準日^(注)時点の受益者に対して分配を毎月行うことを予定しています。分配は、2013年12月より行われる予定です。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン（値上がり益）および元本から行うことができます。支払期限が到来しているかもしくは通常の業務を行う上で支払うことが明らかな債務、負債または義務を履行するために十分な資産が関連するクラスにある場合に、分配を行うことができます。

(注) 「分配基準日」とは、各月の5日（当該日が営業日でない場合には直前の営業日）または受託会社とその絶対的な裁量において決定するその他の日をいいます。「営業日」とは、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所および東京証券取引所の営業日（土曜日、日曜日および12月24日を除きます。）ならびに／または受託会社が決定するその他の日をいいます。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

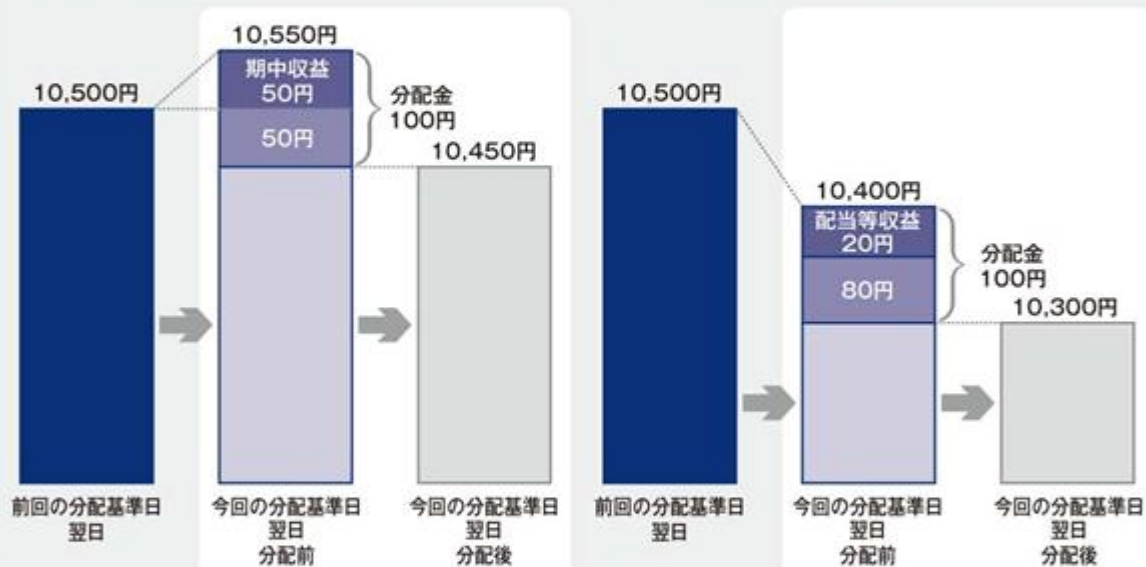


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



※ 分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、① 日本」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資ガイドライン

以下の投資ガイドラインは、後記の「投資ガイドラインからの逸脱」および「格付会社の付与する格付またはその格付がないこと」の項の規定にも従います。疑義を避けるために付言すると、本書（下記の投資ガイドラインを含みます。）において、「その他の債券」には、ハイブリッド証券が含まれます。

投資ガイドラインの適用において、金融債券等の「発行体」の信用格付は、当該発行体は信用格付を有していなくてもその企業グループにおける最終的な親会社が信用格付を有している場合、その発行体の最終的な親会社の信用格付を意味するものとします。

投資ガイドラインの適用において、「企業グループ」には、国際会計基準に従った連結勘定の目的上単体として扱われる会社その他のエンティティが含まれるものとします。

ファンドによるシニア債およびハイブリッド証券への投資比率は、経済情勢および／または投資運用会社の決定により変更される可能性があり、いかなる場合においてもシニア債およびハイブリッド証券に投資されるのはファンドの純資産総額の100%未満です。

ファンドの運用には以下の投資ガイドラインが適用されます。

1. ファンドは、ファンドの純資産総額の100%を超えて金融債券等に直接投資しません。ただし、これは、ファンドがデリバティブに投資したことによる金融債券等へのファンドのエクスポージャー（リスクにさらされること）を制限するものではありません。
2. ファンドは、いかなる場合においても、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対してファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行いません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがあります。）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。
3. ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の65%以上を、組入れ時にS & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付がBBB - / Baa3 / BBB - 以上の発行体の金融債券等に投資します。
4. ファンドは、ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の35%を上限として、組入れ時にS & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付がBB + / Ba1 / BB + 以下かつCCC + / Caa1 / CCC + を上回る発行体の金融債券等に投資することができます。疑義を避けるために付言すると、ファンドは、S & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付がCCC + / Caa1 / CCC + 以下の発行体の金融債券等は購入しません。
5. ファンドは、S & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付のない発行体が発行した債券（金融債券を含みます。）に投資することができますが、このような信用格付のない証券への投資の割合は、ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の10%を上限とします。
6. ファンドは、いずれの時点においてもファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の40%を超えて、その発行体の信用格付がS & P、ムーディーズまたはフィッチによるBB + / Ba1 / BB + 以下の金融債券等を保有しません。
7. ファンドは、デフォルト債その他のデフォルト（支払不能）した証券には投資しません。
8. ファンドは、ローンへの直接投資を行いません。
9. ファンドは、株式への直接投資を行いません。ただし、ファンドは、転換社債その他の転換債券の転換により、または金融債券等への投資に基づきもしくは新規債発行、デフォルト債、クラス・アクション、交換もしくは再編に伴う株式の受領に基づき、ファンドに付与されるその他の引受権により、ファンドの純資産総額の20%以下の株式を保有することができます。投資運用会社は、本ガイドラインに鑑み、かつ、ファンドの最善の利益を考慮した上で賢明であると自らが判断する期間にかかる株式を売却する予定です。
10. ファンドは、ワラントへの直接投資を行いません。ただし、ワラントへの投資が、ワラントの購入権のついた金融債券等への投資により行われる場合があります。投資運用会社は、本ガイドラインに鑑み、かつ、ファンドの最善の利益を考慮した上で賢明であると自らが判断する期間にかかるワラントを売却する予定です。
11. ファンドは、下記のデリバティブへの投資に関するガイドラインに従いデリバティブにより取られる

ショートポジションを除き、金融債券等のショートポジションを取りません。

12. ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
13. ファンドは、ファンドの純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行いません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではありません。
14. ファンドは、集団投資スキームには投資しません。
15. ファンドは、ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の15%を超えて、単一の企業グループに属する発行体により発行された金融債券等に投資しません。ただし、このガイドラインは、金融債券等の組入れ時にのみ適用されます。
16. ファンドは、取得の結果、ファンドおよび管理会社の運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有される議決権付株式の総数がその会社の議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得または保有できません。
17. ファンドは、取得または保有によりファンドがその会社の議決権付株式の発行済株式総数の50%超を保有することになる場合、当該会社の議決権付株式を取得または保有できません。
18. 受託会社、管理会社または第三者に利益をもたらすことを主な目的とする（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引は禁じられます。受益者の保護に反するか、またはファンドの資産の適切な運用を害するような（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引（受託会社、管理会社または受益者以外の第三者のための取引等）は禁じられます。
19. ファンドは、ファンドの純資産総額の10%を上限として、現金および現金等価物（ファンドにより保有されるデリバティブのポジションの担保として保有される現金を除きます。）を保有することができます。

ファンドによるその投資戦略の実行においてファンドがデリバティブを利用する場合、以下の追加の投資ガイドラインが適用されます。

- ・ ファンドは、デリバティブ（上場債券先物、債券先物のオプション、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デフォルト・インデックス・スワップおよび通貨関連デリバティブ等）に投資することができます。
- ・ デリバティブのショートからロングを差し引いたポジション（以下「**デリバティブのネット・ポジション**」といいます。）の額面がプラスである場合、デリバティブのネット・ポジションは、ファンドの現金または現金同等資産を超えてはなりません。本投資ガイドラインにおいて、「現金または現金同等資産」とは、あらゆる現金および短期金融商品をいいます。デリバティブのネット・ポジションがマイナスである場合、デリバティブのネット・ポジションは、ファンドの投資対象の額を超えてはなりません（かかる投資対象が現金または現金等価物の性質を有するか否かを問いません。）。

投資ガイドラインからの逸脱

当初ポートフォリオ構築期間における投資ガイドラインからの逸脱

投資運用会社は、ファンド証券の発行後におけるポートフォリオの構築中に、投資ガイドラインに規定される一切の比率の制限から逸脱することができます。ただし、この構築期間は6ヵ月間とします。

投資運用会社の支配の及ばない事由に起因する投資ガイドラインからの逸脱

いずれかの時点において、資金の引出し、市場価格の重大な変動、異常な市況、ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは投資運用会社の支配の及ばないその他の事由に起因して、本書に記載される投資ガイドラインからの逸脱が生じる場合があります。投資運用会社は、賢明かつファンドの最善の利益となると投資運用会社が判断する期間内に、投資ガイドラインを遵守するためにファンドの投資対象を返還するまたはその他ファンドの最善の利益となる方法によりかかる逸脱に対応する（関係する投資ガイドラインの変更を含みます。）場合は、投資ガイドラインに違反したことにはなりません。

上記にかかわらず、投資運用会社は、投資ガイドラインの2、12、13、16、17および18を常に遵守しなければなりません。

格付会社の付与する格付またはその格付がないこと

信用格付とは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合い（信用度）を示すもので、S & P、ムーディーズ、フィッチといった格付会社が金融債券の発行体や金融債券等の信用格付を公表しており、投資の際の重要な判断材料となります。S & Pはスタンダード・プアーズ・フィナンシャル・サービス・エルエルシーを、ムーディーズはムーディーズ・インベスターズ・サービスを、フィッチはフィッチ・レーティングス・リミテッドを、それぞれ指します（それぞれの後継人および事業譲受人を含みます。）。

異なる信用格付

投資ガイドラインにおいてS & P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付への言及がある場合において、一つの発行体に対し格付会社によって異なる信用格付が付与されていた場合は、公表された最も高い信用格付が適用されます。

ファンドが投資した信用格付のない発行体が、その後、S & P、ムーディーズまたはフィッチから信用格付を付与された場合、当該発行体は、その信用格付の公表日以降、付与された信用格付を有するものとみなされます。

為替ヘッジ

上記の投資ガイドラインは、下記のヘッジ取引については適用されません。

ファンドの基準通貨は円建てです。ファンドの投資対象は、主に円以外の通貨建てとなる予定です。投資運用会社は為替ヘッジを行い、ファンドの投資対象の為替変動による影響を回避する予定です。このため、ファンドは、外国為替契約（スポット取引、先渡し取引、通貨スワップ、先物デリバティブおよびオプション・デリバティブ等）を締結する場合があります。

上記の為替ヘッジ取引は通貨リスクを減少させることを意図していますが、かかるリスクが完全に取り除かれるというものではありません。投資運用会社はヘッジ取引を行う義務を負いません。

3【投資リスク】

リスク要因

ファンドへの投資には高いリスクがあります。ファンドは、いかなる受益者に対しても、ファンドの投資目的が達成されること、または投資額のすべてもしくは大部分を失わないことを、保証することはできません。

ファンド証券は、重大な損失リスクを伴う、投機的でかつ流動的ではない証券であり、ファンドへの投資が投資家にとっての完全な投資プログラムではなく、かつ、ファンドへの投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資家に精通した投資家による投資のみに適しています。ファンドによる債務証券への集中投資は、受益者の資産構成として不適切となることがあります。以下のリスクの概要におけるファンドならびにファンドの投資対象およびポートフォリオの記載は、ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものです。以下の留意事項は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に記載しているわけではなく、ファンドへの投資を行う前に慎重に評価されるべきです。

ファンドおよびファンド証券に関する一般的なリスク

損失リスク / 保証がないこと

ファンドへの投資は、投資額の全額を失うリスクを含め、大きなリスクを伴います。ファンドの投資目的および投資戦略の実行が受益者に損失をもたらさないという保証はありません。ファンドが行うすべての投資には元本を失うリスクがあります。ファンドが成功する旨、ファンドが目標とするリターンもしくはボラティリティ（価格変動の大きさ）を達成する旨、または投資元本に対するリターンが得られる旨の保証または表明は一切なされておらず、運用成績は、時間の経過と共に大幅に変動する場合があります。さらに、受益者は、ファンドが負担する報酬および費用が、ファンドの投資利益を相殺する場合がありますことに留意すべきです。

最近設定されたファンド：運用期間が短いこと

ファンドの運用は、ファンドが予定している投資戦略に類似する投資戦略を追求してきた経験豊かな専門家によって行われますが、ファンドは、比較的短い運用期間しか有さず、受益者となる予定の者が将来の運用成果を評価するための運用実績を有していません。

投資機会の有無

ファンドの運用の成功は、投資運用会社が投資戦略を上手く利用できるかどうかにかかっています。ファンドの投資戦略の特定および利用には、大きな不確実性があります。投資運用会社がファンドのすべての資金を投入するにふさわしい投資機会を捉えることができる保証はありません。

第三者である業務提供会社

ファンドは従業員を擁しません。したがって、ファンドは、ファンド業務提供会社^(注)の業務能力に依存します。特に、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの運営に不可欠な業務を遂行します。ファンド業務提供会社が定められた条件に基づいた義務を履行しなかった場合、ファンドの運営に重大な悪影響が生じるおそれがあります。

（注）「ファンド業務提供会社」とは、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、販売会社、代行協会員およびファンドに随時業務を提供する他の者をいいます。

投資運用会社への依存

ファンドの資産に関する投資配分または投資判断の全ては、投資運用会社により行われ、受益者は、ファンドの日々の運用に参加することはできません。したがって、ファンドの成功は、投資運用会社およびその従業員の能力に大きく依存しており、投資運用会社もしくはその従業員が、投資運用その他の業務の提供およびファンドのための取引を進んで行う意思を持ち続けるもしくは行うことができるという保証またはこれらの取引が将来利益をもたらすという保証はありません。特に、ファンドが投資運用会社から業務の提供を受けられなくなった場合、または受託会社が投資運用契約を終了した場合、ファンドは償還される可能性があります。

ファンドの運用に対する受益者の不参加

本書に別途明記される場合を除き、受益者は、ファンドの運用に参加する権利が一切ないため、ファンドの運用およびファンドに関する投資の実行に関しては、受託会社、管理会社および投資運用会社の業務能力のみに依存しなければなりません。さらに、受益者は、ファンドが行う特定の投資または投資の条件を評価する機会もあ

りません。また、受益者は、投資運用会社を解任する権利也没有ありません。

取引相手方およびブローカー

ファンドと取引を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社等）は、財務上の困難やファンドに対する債務の不履行に陥る可能性があります。債務不履行が発生すると、ファンドにとって著しい損失となるおそれがあります。さらに、ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れる場合があります。

保管リスク

ファンドは、自己の証券のすべての保管状況を管理しているわけではありません。保管会社または保管会社として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにこれらの保管会社が保管する資金または証券の全部または一部をファンドが失う可能性があります。

補償責任

受託会社、管理事務代行会社、投資運用会社、監査人ならびにその他ファンド業務提供会社ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、広範な求償権の利益を享受するかまたは将来において享受する可能性があります。補償義務が確定した場合、当該補償はファンドの資産から支払われます。

発行体リスク

証券の価額は、運用実績および財務レバレッジ等、発行体に直接関連する様々な理由により、下落する可能性があります。

例えば、発行体の信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払いができないというリスクです。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、当該発行体に対する投資の価値に影響する可能性があります。信用リスクの大小は、発行体の財務状況および債務の条件の両方により決まります。信用格付が低いかまたは信用格付がない債券に対する投資は、信用格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供しますが、通常、（かかる証券の発行体の債務不履行等の）より大きなリスクを伴います。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが困難になるリスクです。流動性が低い証券への投資は、有利な時期または価格で売却することができないという可能性があるため、ファンドの収益を減少させる可能性があります。ファンドが、新興国の証券、デリバティブ商品または市場リスクおよび／または信用リスクが大きい証券に投資を行う場合、ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになります。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本とは大きく異なります。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、米国での決済には通常伴わない一定のリスク（証券の支払いまたは引渡しの遅滞等）を伴う場合があります。一部の外国での決済が、証券取引の件数と対応していないこともあります。これらの問題は、ファンドが決済を容易に完遂することを妨げることがあります。ファンドが証券購入について決済できないかまたは決済が遅滞する場合、ファンドは条件のよい投資機会を逃す場合がある、また資産の一部がしばらくの間未投資のままとなり、それについて得られたはずの収益がなくなる可能性があります。ファンドが証券の売却を決済できないかまたは決済が遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負う可能性があり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてファンドが責任を負う可能性があります。

借入れリスク

ファンドは、決められた制限の下で、金銭を借入れることがあります。

ファンドは、（i）当該借入枠の満了、（ii）ファンドが融資に関する条件に違反した場合、および（iii）取引相手方が借入枠に関する条件に基づき借入枠を終了する権利を行使した場合等（融資事業の停止、規制当局の許可の喪失、取引相手方の信用格付の引き下げおよび／または取引相手方の市場信用スプレッドの拡大等の事由による当該権利の行使等）様々な状況において、すべてまたは一部の借入れを直ちに返済するよう要求されることがあります。ファンドが現金預託金を十分に有しておらず、これらの返済に利用できる代わりのクレ

ジット（信用）借入枠を有していない場合、一部またはすべての資産の売却を余儀なくされることがあります。かかる状況において、当該資産が取引される通常の市場が圧迫される可能性があり、また、これによりファンドが当該資産を清算する際に損失を被る場合があります。

多くの要因により、ファンドが魅力的な条件で代わりの融資を得ることが困難になるか、全く不可能になる可能性があります。借り換えができるかどうかに影響を及ぼす要因には、金融市場における金利や貸し出し条件の変化および経済状況全般等、ファンドの支配の及ばない外部要因があります。ファンドの借入枠およびデリバティブ取引についての法的な契約は、一契約における債務不履行が他の取引相手方との他の借入枠に基づく債務不履行を自動的に引き起こすことになるクロス・デフォルト条項を含む場合があります。

さらに、投資ガイドラインで認められる場合には、レバレッジは、他の手法の中でもとりわけ、ブローカー契約、レボ契約、トータル・リターン・スワップ、差額決済契約、借入枠およびウェアハウス契約の形態で、適格な融資取引相手方により提供される場合があります。また、レバレッジは、オプション、先物、先物オプション、クレジット・デフォルト・スワップ、ファースト・トゥ・デフォルト・バスケット、合成債務担保証券トランシェ、証券化、スワップおよびその他の合成または金融派生商品の利用により生み出されることがあります。当該金融商品は、本質的に、原証券または原商品の現物買いよりも大きなレバレッジを伴います。これは、一般的に、レバレッジがかかった投資をするには、原証券または原商品の価値に対し非常に小さい（ない場合もあります。）部分のみ支払いが求められるという事実によります。多くの当該金融商品および／または証券会社その他の取引相手方との各種契約は、追加的証拠金要件またはその他の暫定的な証拠金要件に服する場合がありますが、それはファンドまたは投資運用会社の管理下になく、投資ポジションの早期清算を強いる場合があります。ファンドが用いるレバレッジの結果、原資産の価額の小さな変動が、相対的に大きなファンドの価額の変動をもたらす場合があります。ファンドが融資取引相手方およびデリバティブ取引相手方から得たレバレッジの引き下げは、ファンドのリターンを減少させる場合があります。

リスク・モデル

投資運用会社またはその関連会社は、第三者により提供されたモデルに依拠することがあります。これらのモデルを通じて行われた分析は、将来起こること、予想または将来の損失の予測とみなすことはできず、投資の将来のリターンを示唆するものとして依拠することはできません。特に、当該モデルにより予測される影響は、想定外の事態または未経験の状況において不正確または不適切であることが判明することがあり、投資運用会社またはその関連会社が当該モデルに依拠した場合、ファンドに多額の損失をもたらすことがあります。

ファンドが行う投資の一部は流動性を欠くことがあり、また、取引相手方により定量的モデルを用いて評価されることがあります。これらの投資には、公認の標準モデルが存在しないものもあります。これらの取引の一部について著しく異なった評価をもたらす新たなモデルが市場参加者により開発され実施されることがあります。新たなモデルの導入が、ファンドに多額の損失をもたらす場合があります。

債権者の権利および担保権の実行

ファンドの投資は、発行体または借入人の設立地の法域（あるいは、これらが事業を行い、かつ資産を保有する法域）における債権者の保護に関する様々な法律に従うことがあり、発行体または借入人が全額または適時に支払うことができない場合があります。これらの支払不能時の留意事項は、債務者またはその資産が所在する国によって異なり、また、債務者の法律上の地位によって異なる場合があります。さらに、ファンドは、一定の支払不能が発生した場合に、債権者として、他者に比べて不利な扱いを受ける可能性があります（債権者として保有することがある担保権の実行を追求する場合等）。

投資対象の売却後の責任

ファンドは、投資対象を処分し、また、これらの投資対象について表明および保証を行うこと、ならびに当該表明および保証が不正確であると判明した場合に損害金を支払うことを要求される可能性があります。ファンドは、当該表明および保証に関わる紛争または訴訟に関与する場合があります。当該紛争または訴訟の結果、第三者に支払いを行うよう要求される可能性があります。

取引費用

ファンドの投資手法は、ファンドにおける大量の取引および回転率を伴うことがあり、それがファンドが負担

する多額の取引費用を発生させることがあります。

法的リスク：文書

標準化された法的文書は、ファンドが投資する多くの取引タイプに関して作成されています。ただし、標準化された文書は、ファンドが投資することがあるすべての種類の取引についてある訳ではなく、かかる取引は相対取引の契約を用いて実行されます。不測の事態により、ファンドと取引相手方間の意思に不一致が生じる可能性があり、これにより、ファンドが当該契約を実行することができないかまたはファンドに財務的に不利な結果をもたらすことがあります。

受託会社およびファンド業務提供会社の限定責任

信託証書および業務提供契約は、当該契約に従う作為または不作為についての受託会社およびファンド業務提供会社（いずれか該当する方）の責任に制限を定めます。これにより、当該当事者が契約に違反した場合、ファンドが、受託会社およびファンド業務提供会社に対して損害賠償請求する能力に制限が課せられる場合があります。

ファンドの資産に対する遡及権

ファンドの投資対象およびファンドが保有する資産は、ファンドに関するすべての債務およびその他の負債を弁済するために使用することができます。ファンドが一般的に債務を支払わなければならない場合、債務の弁済を望む当事者は、ファンドの資産全般に対して遡及権を行使することができ、債務が生じている特定の資産に限られるわけではありません。

金融機関リスク：ファンド取引の執行

投資運用会社は、ファンドの取引について利用する金融機関ならびに取引代理人および取引相手方を選択する責任を負います。ファンドのための売買取引は、通常、迅速かつ確実な執行および魅力的な価格の設定を達成する能力、取引実行上の業務効率、ならびに金融機関の財務安定性および業界での評判を考慮し、最良執行義務に基づき、当該金融機関に配分されます。ファンドは、投資運用会社の単独の裁量において、取引を執行するために、投資運用会社と提携している金融機関を利用することができます。

ファンドのすべての資産（契約を除きます。）は、保管会社の保管または管理下で保有されます。保管会社は、コルレス銀行および名義人を利用することができます。ファンドが（直接もしくは間接的に）取引を行うか、またはポートフォリオを構成する証券が保管目的で寄託されている金融機関（証券会社および銀行等）は、ファンドの運営のさまたげとなる、またはファンドの資本を毀損するような財務上の困難に直面する可能性があります。

新興市場リスク

新興国に経済的に関係する新興市場証券に投資する場合、投資リスクは特に高くなる場合があります。これらの証券には、先進国に投資するリスクとは異なるかまたはそれより大きな市場リスク、信用リスク、通貨リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびその他のリスクがある可能性があります。

受益者情報およびポートフォリオ情報の開示

ファンドは、必要または適切であるとみなされる場合、当局、政府機関またはその他の機関から、受益者に関する特定の情報を開示するよう要求されることがあります。ファンドは、受託会社、管理会社または投資運用会社が、（i）その開示が法令により要求されるかまたは開示が必要かつ適切であると判断する場合、および/または（ ）当該情報を開示することがファンドの最善の利益になると判断する場合を除き、受益者に関する情報の機密保持に努めます。

郵便物の取扱い

登記上の事務所で受領されたファンド宛の郵便物は、処理のために管理事務代行会社に未開封で転送されます。ファンド、管理会社、受託会社、その取締役、役員または委託業務提供会社のいずれも、その発生の理由の如何を問わず管理事務代行会社への郵便物の到着の遅れに対し責任を負いません。

法律顧問の責任

アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所（以下「A & O」といいます。）は、英国法および米国法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、メイプルズ・アンド・カルダー（以下「メイプル

ズ」といいます。)は、ケイマン諸島法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、森・濱田松本法律事務所（以下、A & Oおよびメイプルズと併せて「**本法律顧問**」といいます。）は、日本法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命されています。

本法律顧問による管理会社および投資運用会社の代理は、ファンドが相談した特定の事項に限定されます。本法律顧問は、ファンドに関係があった可能性があるその他の存在していた事項について相談を受けていなかった可能性があります。

ファンドによるファンド証券の募集およびファンドに対するその後の助言に関連し、いかなる法律顧問も、ファンドにより受益者を代理するために雇用されていません。ファンドへの助言過程において、受益者の利益がファンドの利益と異なる場合があります。本法律顧問は、かかる問題の解決において、受益者の利益を代表しません。さらに、本法律顧問は、管理会社および投資運用会社ならびにそれらの関連会社による本書に記載される投資プログラム、評価手続およびその他のガイドラインの遵守の監視を引き受けず、また本法律顧問は、適用法の継続した遵守を監視しません。

クラス間にまたがる債務

シリーズ・トラスト間にまたがる債務：あるシリーズ・トラストの受益証券の発行により受託会社が受領するすべての申込代金、かかる代金が投資されるすべての資産およびこれらに帰属するすべての収益または収入は、当該シリーズ・トラストに帰属します。シリーズ・トラストに帰属することが容易に判別できない資産については、受託会社の裁量で一または複数のシリーズ・トラスト間で配分されます。シリーズ・トラストの債務は、当該シリーズ・トラストの資産に対して請求され、シリーズ・トラストの資産は通常、他のシリーズ・トラストの債務を支払うために利用することはできません。受託会社は、潜在的な債権者との取引において当該債権者が当該シリーズ・トラストの資産のみに依拠すること、および各シリーズ・トラストに関して管理会社または受託会社の名義で締結されるすべての契約に当該シリーズ・トラストの信託財産の範囲のみに債権者の遡及権を制限する文言を含める義務を負います。ただし、投資家は、いかなる状況においても、受託会社による上記に記載される行為にかかわらず、他のシリーズ・トラストの債務を支払うためにシリーズ・トラストの資産が法律上利用可能な限度を知ることが不可能であることに留意すべきです。

シリーズ・トラスト内の受益証券クラス間にまたがる債務：受託会社は、ファンドにおいて複数のクラスの受益証券を発行することができます。あるクラスの資産は、その他のクラスの債務を支払うために利用することができます。シリーズ・トラストのある受益証券クラスの資産が当該シリーズ・トラストのその他の受益証券クラスの債務の弁済に利用されることはないとの保証はありません。例えば、ファンドが行うデリバティブ取引の条件に基づき、当該取引の取引相手方は、ある受益証券クラスにつき実行された取引から生じた債務を当該受益証券クラスのみにより支払われるものとはみなさない可能性があります。むしろ、かかる取引相手方は、当該取引が実行された当該クラスに帰属する資産が不十分な場合、その他の受益証券クラスに帰属する資産に対し遡及権を有すると主張する可能性があります。

純資産価格の計算

証券の実際の売却価格は、たとえ計算日^(注)直後のものとしても、本書に従い計算日においてファンドの純資産総額を計算するために使用された価額を反映する保証はありません。投資対象の売却額が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとって、ファンドの純資産総額が減少することとなります。価格設定が不透明であった場合、受託会社の最終権限により決定されます。

ファンドの純資産総額およびファンド証券一口当たり純資産価格は、ルクセンブルグにおいて適用される、一般的に認められた会計原則に基づいて決定されます。ファンドの特定の直接または間接的な投資対象について、それが正確な評価であると受託会社およびその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社およびその委託先のいずれも何ら責任を負いません。

(注)「計算日」とは、営業日および/またはファンドの純資産総額を計算する日として受託会社が決定するその他の日をいいます。

大量の買戻しの影響

短期間に大量の買戻しがあると、ファンドの保有ポジションのかなりの部分を、著しく不利な条件で換金することが必要となる場合があります。また、大量の買戻しは、ファンドの保有ポジションの、換金対象以外の部分に

についても、ファンド純資産総額の減価をもたらす恐れがあり、それによって、買戻しを行う受益者ではなく残存する受益者に影響が及ぶ場合があります。さらには、買戻しが行われる期間にかかわらず、結果として生じるファンド純資産総額の減価によって、ファンドが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる可能性もあります。

取引の停止

受託会社は、ファンド証券の買戻しの停止または買戻代金の支払いの停止等の、ファンド証券の取引を停止する幅広い権限を有します。下記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」をご参照ください。したがって、ファンドが受益者による買戻請求に応じることができない状況が生じる可能性があり、ファンドは各買戻日^{（注）}に買戻しができる予定ですが、必ずしも実行されるわけではないことに投資者は留意すべきです。

（注）「買戻日」とは、営業日および／または受益者がその受益証券のすべてまたは一部の買戻しを行うことができる日として受託会社が決定するその他の日をいいます。

受託会社の限定的な役割

受託会社は、ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有します。ただし、実質的にすべてのファンドの運営は、高度に専門化された戦略で構成されるため、受託会社の管理能力には限界があります。受託会社の役割は、ファンドの運営に対する積極的な関与でなく監督することです。また、受託会社にはファンド業務提供会社の活動を監視する責任がありますが、ファンド業務提供会社が行う個別の判断については監督しません。例えば、受託会社は、投資運用会社が行う個別の投資判断については監督しません。

適用法の変更、国際政策および事由

ファンドは、様々な法的要件を遵守しなければなりません。現在有効ないずれかの法令が変更される場合または新たな法令が制定される場合、ファンドおよび受益者が従う法的要件が現在の要件と著しく異なるおそれがあり、著しくかつ不利にファンドおよび受益者に影響する可能性があります。

ファンドは、特定の政策目標を達成するために設定された、政策動向との関連に大きなリスクがある市場に投資する場合があります。ファンドの価値は、ファンドが投資する可能性がある市場商品を生み出した国際協定および国内法の廃止により、悪影響を受けるおそれがあります。指定国内機関および国際機関がこれらの協定および法律を遵守しないこと、地方組織、全国組織および国際組織がそうした協定において規定される義務を履行しないこと、これらの協定および法律の実行性を弱めるような改正またはこれらの協定および法律の条項についての相反する解釈は、ファンドの投資実績に悪影響を及ぼすことがあります。

また、ファンドは、テロ行為、国際政治の動向、政府の政策の変更、税制、外国投資および通貨の本国送金の制限、為替変動ならびにその他投資した国の法令の改正から生じる事由により悪影響を受ける可能性があります。

外国投資の制限

一部の国では、外国人投資家による投資を禁じ、または外国人投資家による投資の前に政府の許認可取得を要求し、特定の会社への外国人投資家の投資額を制限し、もしくは会社への外国人投資家による投資を特定の種類の証券のみに制限することにより外国人投資家による投資に重大な制限を課しており、このことは、当該国の国民が購入可能な会社の証券と比べより不利な条件となる可能性があります。また、一部の国は、国益に重要と判断される発行体または産業への投資機会を制限する可能性があります。

外国人投資家が特定の国の会社への投資を許可される方法およびかかる投資の制限は、ファンドの運営に悪影響を及ぼす可能性があります。一部の国では、ファンドは、現地のブローカーその他のエンティティ（会社等）を通じて投資し、その後かかる株式購入をファンドの名義で再登録することを要求される可能性があります。再登録は適時に行われない可能性があり、これによりファンドは特定の権利（例：配当受領権、特定の法人行為を知らされる権利）を拒否される可能性があります。また、ファンドが購入注文を行っても登録時に外国人投資家に対する許可割当に空きがなく、ファンドは、当該時に希望する投資を行えない可能性があります。

一部の国では、ファンドから外国人投資家への投資収益、資金または証券の売却手取金の送金に重大な制限を課す場合があります。ファンドは、投資制限のファンドへの適用における遅延およびかかる適用による遅延により悪影響を受ける可能性があります。

マクロ経済および金融機関のリスク

マクロ経済の低迷は、ファンドが投資する金融債券等の信用格付、投資収益および価値に悪影響を及ぼすことがあります。信用市場が流動性危機に直面した場合、金融債券等が想定よりも高い確率で債務不履行になることがあります。

一部の国際的な金融機関は、再編、他の金融機関との合併、（一部または全部の）国有化または破産に陥りました。一つの金融機関（国を代表するような一流の金融機関およびG-SIFIs^{（注）}として分類されるもの等）の破産は、ファンドに悪影響を及ぼすことがあり、また、ファンドへの金銭等の支払いが停止することがあります。一つまたは複数の金融機関の破産が、世界の信用市場に危機をもたらしたり、ファンドおよびその資産に多大な影響を及ぼすことがあります。

（注）「G-SIFIs」とは、グローバルなシステム上重要な金融機関のことをいいます。かかる金融機関が破綻すると、その規模、複雑性およびシステムの相互関連性のため、世界的な状況で広範な金融システムおよび経済活動に重大な混乱がもたらされるおそれがあります。

世界的な信用危機および金融機関の破綻の影響が、デリバティブ商品のさらなる規制や、新たな会計規則および自己資本規制の導入等の厳しい規制につながる可能性があります。このような追加の規則および規制は、ファンドの収益および投資運用会社がファンドの投資目的を達成する運用能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。

投資者となる予定の者は、本ファンドの投資対象には、国を代表するような一流の金融機関（G-SIFIsを含みます。）によって発行された社債およびハイブリッド証券が含まれる予定であることに留意すべきです。このような金融機関はシステム上の重要性を有することがありますが、このことは、かかる金融機関が強制的に再編、他の金融機関と合併、国有化されないこと、または破産もしくは支払不能に陥ることがないということを意味するものではなく、または、国、規制当局、国際的な規制当局が、かかる金融機関の破産もしくは支払不能を回避するために介入し、または、その義務の履行を保証することを意味するものでもありません。さらに、金融機関がG-SIFIsであるか否かを常に確定できるとは限らず、投資運用会社がG-SIFIsであると判断する金融機関およびその数は、今後変更される場合があります。

法律上、税務上および規制上のリスク

ファンドの運用期間中、ファンドに悪影響を及ぼす法律上、税務上および規制上の変更が生じる可能性があります。例えば、デリバティブ商品の規制および税務は発展途上であり、デリバティブ商品に対する規制または税務の変更は、ファンドが保有するデリバティブ商品の価値に悪影響を与えたり、ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。同様に、高レバレッジの投資家にとっての規制も発展途上であり、高レバレッジの投資家に対する直接的または間接的な規制の変更は、ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。

米国における最近の法改正は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその関連会社（以下、文脈に応じて、個別にまたは子会社と総称して「JPモルガン」といいます。）に関係しており、また、ファンドおよびその投資家にも関係している場合があります。2010年7月21日、オバマ大統領は、「ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法」（以下「ドッド・フランク法」といいます。）に署名しました。ドッド・フランク法は、JPモルガン等の銀行事業者が、規制の最終案において「カバード・ファンド」と称されたものに対する出資持分、パートナーシップその他の保有持分を取得もしくは保有することまたはこれらのスポンサーをする能力を制限し、カバード・ファンドとJPモルガン事業者との間における特定の取引を禁止する条項（「ボルカー・ルール」として知られます。）を含みます。

ドッド・フランク法を施行する規則の最終形態については未定ですが、これらの規則は、ファンドのような、非米国人のみに販売される非米国のプライベート・ファンドを含む特定の非米国ファンドの運営および運用に悪影響を及ぼすおそれがあります。規則の最終形態がどうなるかによりませんが、これらの規則は、とりわけ、（１）僅少な投資（JPモルガンによるカバード・ファンドへの投資がファンドの総保有持分の３％を超えず、JPモルガンにとって重要ではない場合（規則に定義されます。）は、通常、僅少とみなされます。ただし、いかなる場合においても、かかるすべてのカバード・ファンドに対するJPモルガンの総持分は、JPモルガンのTier 1資本の３％を超えません。）を除き、JPモルガン等の銀行事業者がファンドに対する何らかの出資持分もしくは保

有持分とみなされるその他のものを取得または保有することを禁止し、（２）ファンドへの投資顧問業務等の業務の提供に直接関与していないJPモルガンの取締役および従業員が、ファンドの出資持分その他の保有持分を取得または保有することを禁止し、JPモルガンの従業員およびその投資ビークルがファンドに投資することもしくはファンドと共同投資することを制限または禁止し、（３）JPモルガンとの関連性をなくすためにファンドの名称の変更を要求し、また、（４）ファンドおよびJPモルガン事業者間の特定の取引を禁止します。また、JPモルガンは、ファンドの準拠書類においてファンドおよびJPモルガン間で契約によって合意されている報酬および費用から逸脱することまたはファンドの諸経費を他の方法で吸収することを許諾されません。さらに、ファンドの投資機会、投資戦略または投資行動は、重大な利益相反についてのボルカー・ルール（Volk Rule）の規制を遵守するために制限されることがあります。最終的に採用される規則により、ファンドに対しさらなる規制上および管理上の影響が及ぶ場合があります。

未だ規則の最終形態は出されておりませんが、ボルカー・ルールは、2012年7月に発効しています。銀行事業者は、発効日から2年以内に、その活動および投資をボルカー・ルールを遵守するようにしなければなりません。米連邦準備制度理事会は、ボルカー・ルールの目的に合致しており、公共の利益を害しない場合、遵守移行期間の1年間の延長を3回まで認めます。一定の「流動性に欠ける資産」については、2010年5月1日に効力が生じた契約上の義務を履行するために必要な場合、遵守移行期間は大幅に延長される可能性があります。米連邦準備制度理事会は、本項に記載したルールを遵守していない活動および投資に関する規定の実施に関する規則の最終形態を2011年2月9日に出しており、2011年4月1日に発効しています。

連邦準備法第23A条に定義される投資運用会社またはその関連会社とファンドとの「対象取引」に対するボルカー・ルールによる禁止は、ファンドの活動を制限することがあります。（i）投資運用会社がかかる投資機会、投資戦略または投資行動がファンドの最善の利益になると考えるかまたは（ ）1940年米国投資顧問法（その後の改正を含みます。）の同意要件および開示要件が満たされているかにかかわらず、JPモルガンとファンドとの関係、またはJPモルガンの顧客もしくは企業活動を考慮して、投資運用会社が実行しない投資機会、投資戦略または投資行動も存在することがあります。さらに、ファンドの投資機会、投資戦略または投資行動は、重大な利益相反に対するボルカー・ルールの規制を遵守するために制限されることがあります。JPモルガンが助言またはスポンサーをしていないファンドは、こうした検討の対象外となる場合があります。

オルタナティブ投資ファンド運用者指令

オルタナティブ投資ファンド運用者指令（2011/61/EU）（以下「AIFM指令」といいます。）は、2011年7月21日に発効しました。これにより、EU加盟国は、2013年7月22日までにAIFM指令を国内法に組み入れなければならなくなりました。AIFM指令は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）以外の、EUで販売または運用されるオルタナティブ投資ファンドの運用者を規制します。AIFM指令の適用による、投資運用会社ひいてはファンドに対する影響は、重大なものになる可能性があります。

このため、投資者となる予定の者は、AIFM指令が投資運用会社およびファンドに及ぼす潜在的な影響に関する以下の概要を一読し、理解しておく必要があります。AIFM指令は、投資運用会社およびファンドの特定の活動を制限したり、また、その運営に制約を与えファンドの運営費用を増加させるおそれのある、それ以外の特定の要件を課したりする場合があります。例えば、AIFM指令は、投資運用会社およびファンドに開示や報告を求める可能性があります。したがって、投資運用会社は、例えば、ファンド資産の流動性に関する情報、ならびにファンドのリスク特性、レバレッジ（もしあれば）およびファンドのリスク管理システムに関する情報を、規制当局に対して継続的に提供するように要求される場合があります。

また、投資運用会社は、規制当局に対して、ファンドが投資した資産の主な種類に関する情報を提供するように要求される場合もあります。AIFM指令はまた、投資運用会社に対して、ファンドの流動性リスクを監視できるようにするためのファンドに関する標準的な「ストレス・テスト」を定期的実施するように要求する場合があります。これにより運営費用が増加する場合があります。さらに、AIFM指令は、ファンドの独立した預託機関（その責任は、保管会社の責任を超えます。）の任命を要求します。預託機関は、ファンドが当該資産を所有していることを検証する等、ファンドの資産を安全に保管しなければなりません。

預託機関は、管理事務代行会社、保管会社または投資運用会社が行っている様々な職務を履行または監督するよう要求されます。AIFM指令は、レバレッジに対していかなる特定の制限も課しませんが、ファンドに内部的なレバレッジ制限の設定を要求し、「金融システムの安定と健全性の保全」のために必要であると判断する場合に、EU加盟国がかかる制限を見直すことを認めます。管理会社がファンドの運用およびリスク管理を委託する場合（関連会社に対しての委託を含みます。）にもさらなる規制が課される可能性があります。非EUの投資運用会社への委託については、当該委託先がAIFM指令の特定の追加要件を遵守することを要求します。さらに、AIFM指令は投資運用会社に対して、（i）特定の従業員に支払われるボーナスの一部が一定期間延期されるよう、（ ）特定の従業員に支払われるボーナスの一部がファンドの持分の形態で支払われるよう、また（ ）保証ボーナスは新たな従業員を雇用する状況のみにおいて支払われ、雇用の1年目に限られるように、従業員への報酬支払い方法を設定するよう要求します。この場合において、「ボーナス」は、成功報酬やファンドの収益に対する同様の権利を含みます。

戦略上のリスク

金利リスク

ファンドの投資対象である証券の価額は、金利の一般的な水準が変動するにつれて変動します。金利が下落すると、ファンドの確定利付証券の価額は上昇することが予想されます。反対に、金利が上昇すると、当該証券の価額は一般に下落することが予想されます。

デリバティブ

デリバティブ商品または「デリバティブ」には、一または複数の原証券、金融指標または指数から派生し、その価値がこれらの証券等に連動する商品および契約が含まれます。デリバティブにより、投資家は一般に、原資産の取得、借入れまたは空売りにかかるわずかな対価で特定の証券、金融指標または指数の価格変動をヘッジする、またはその運用成果を追求することができます。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大きく依存します。したがって、原資産の取引に伴うリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまります。

デリバティブに関連して投資ガイドラインの違反となる場合を除き、ファンドは、自己の資産の効率的な運用のための投資戦略としてデリバティブ商品を用いることができます。デリバティブにより、ファンドは他の種類の商品より早く、かつ効率的にそのリスク・エクスポージャーを上昇または低下させることができます。ただし、デリバティブ取引には著しいリスクも数多く付随します。米国内取引所における決済リスクおよび規制監視リスクにさらされるデリバティブ取引や、店頭市場での取引リスクにさらされるデリバティブもあります。デリバティブ取引に付随する追加リスクには、以下のリスクが含まれます。

・信用リスク

取引相手方が、ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク

・レバレッジリスク

比較的小さい市場の動きが、投資対象の価値を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または投資戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらすことがあります。

・流動性リスク

一部の証券につき、売り手が売却したい時期において、または売り手が当該証券には現在その価値があると考える価格において、売却することが困難または不可能になる場合があるというリスク。ボラティリティが大きい市場では、ファンドが損失を負わずにポジションを手仕舞うことができない場合があります。さらに、ファンドがデリバティブ商品の取引を行う取引所における日々の値幅制限および投機的ポジション制限により、ポジションの有利な清算が妨げられ、ファンドがさらなる損失可能性にさらされる場合があります。

・トラッキングリスク

デリバティブ商品の価格変動とヘッジしようとする裏付け投資対象の価格変動の間の相関の変化が、ファンドの意図されたヘッジ効果の達成を妨げる、またはファンドに損失を与えるリスク。

・店頭取引リスク

取引所で取引されていない商品に係る債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる場合があります。また、ファンドがかかる商品を処分するまたは当該商品に関する反対売買を行うことが、取引所で取引される商品に比べて容易でない場合があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」の間に大幅な差が生じる場合があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、取引所取引のような規制のある状況下で参加者に提供される保護の多くが受けられない場合があります。

最近の規制改革は、ファンドがヘッジ目的でデリバティブを用いる能力に影響を及ぼす場合があります。

クレジット・デフォルト・スワップ

デリバティブに関連して投資ガイドラインへの違反となる場合を除き、ファンドは、元本同士のクレジット・デリバティブ契約（主にクレジット・デフォルト・スワップ）を売買することができます。典型的なクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定の参照法人が特定の信用事由に陥った場合に、売り手が買い手に対し、契約の想定元本と、参照法人により発行されかつ買い手から売り手に引渡可能な証券のポートフォリオ価額との差額を支払うことを要求します。その代わり、買い手は契約の額面金額の一定率に等しい定期的な支払いを行うことに合意します。

クレジット・デフォルト・スワップの買い手として、ファンドは一定のリスクにさらされます。ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの買い手である場合、債務の第三者発行体による不履行が生じた場合、ファンドはスワップの取引相手方から参照債務の合意済みの価額（または額面）を受領する権利を有します。対価として、ファンドは、不履行事由が生じなければ、スワップの存続期間中、定期的な一連の固定金額の支払いを取引相手方に行い、その場合、ファンドはスワップに基づく利益を受けません。ファンドが、クレジット・デフォルト・スワップにおいて引渡可能な債券を保持していない場合、ファンドは、引渡可能証券が市場で入手できない、または有利でない価格でしか入手できないというリスク（いわゆる「ショート・スクイーズ」の場合）にさらされます。発行体の不履行またはリストラクチャリングという一定の場合においては、売り手の支払債務の引き金となる「信用事由」が生じているか否かは、業界で使われているクレジット・デフォルト・スワップ用の標準的な契約書面において明確ではありません。いずれの場合においても、ファンドは、参照法人の不履行の際にクレジット・デフォルト・スワップの価値の全額を得ることはできないものと思われます。

クレジット・デフォルト・スワップの売り手として、ファンドは、参照法人の信用に対してレバレッジされたエクスポージャーにさらされ、参照法人が発行する債券を保有する場合に負担するのと同等のリスクの多くにさらされます。しかし、ファンドは参照法人に対して法的な遡及権を有さず、参照法人の債務を保証する担保から利益を得ません。さらに、クレジット・デフォルト・スワップの買い手は、信用事由の後にどの参照法人の債務をファンドに引き渡すかを選択する幅広い裁量権を有し、ファンドの支払債務を最大限利用するために最も低い市場価値の債務を選択する可能性があります。さらに、クレジット・デフォルト・スワップ市場は、非流動的な市場であることがあります。

先物

デリバティブに関連して投資ガイドラインの違反となる場合を除き、ファンドは、ヘッジ目的で先物または先物取引のオプションを取引することができます。先物取引は、先物取次業者（以下「**先物取次業者**」といいます。）を通じて執行および決済が行われ、かかる先物取次業者は、提供サービスに対する報酬を受領します。先物取次業者の選定は、一般に、当該先物取次業者により提供される執行その他サービス（調査サービスを含みます。）の全体的な質に基づきます。先物契約を締結する場合、ファンドは、契約額に対する一定の割合に相当する額の現金または現金等価物を先物取次業者に差し入れるか、またはこれらを先物取次業者の口座に入金することが要求されます。ファンドは、当該契約の価値の日々の変動に応じて、毎日、当該契約に関する追加の支払いを行い、または債権もしくは負債を受けます。

先物価格は非常に変動が激しい可能性があります。先物取引およびオプション取引において通常要求される証拠金は少額であるため、先物取引勘定には一般的に極めて高度のレバレッジがかかっています。したがって、先物契約の比較的わずかな価格変動が、投資家に多額の損失をもたらす場合があります。他のレバレッジされている投資対象と同様、先物取引は、投資額を上回る損失をもたらす場合があります。

一部の商品取引所は、「1日当りの値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規則により、特定の先物契約価格の一日における値幅を制限しているため、先物ポジションが流動性に欠ける場合があります。かかる値幅制限に基づき、ある一取引日において、値幅制限を超える価格で取引を執行することはできません。一旦特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分増減すると、当該契約におけるポジションは、トレーダーが当該制限以内で取引を実行する意思がない限り、獲得または清算することができません。先物価格は、時に、連続する数日間において値幅制限を超えて変動し、ほとんどまたは全く取引が行われなかったことがあります。

先渡外国為替契約

ファンドは、先渡外国為替契約を用いることができます。先渡外国為替契約は、将来の指定された日において特定の通貨を購入または売却することを契約上拘束する義務です。先渡外国為替契約は、通貨が引き渡される量または時期に関して同一ではなく、また、取引所では取引されません。先渡外国為替契約はむしろ、他の店頭デリバティブより一般的に公式な文書が少ない、個別に取り決められる取引です。かかる市場において日々の値動きは制限されておらず、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを行うことを拒絶していた、または非常に広いスプレッド（銀行が売買する用意がある価格）で値付けを行っていた時期がありました。先渡外国為替契約の取引は、規制機関により規制されておらず、また、取引所または決済機構により保証されていません。ファンドは、取引相手方がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクにさらされます。当該不履行は、利益が得られる可能性を排除し、ファンドに対して転売または買戻しの契約額（もしあれば）をその時点の市場価格で補うよう強制します。かかる事象は、結果として多額の損失を招く可能性があります。

金融債券

ファンドが大きなエクスポージャーをとることが予想される金融債券等は、以下のリスクにさらされることが考えられます。

金利変動リスクおよび発行体の業績に関するリスク：

金利が上昇し債券価格が下落したりまたは金利が下落し債券価格が上昇すると、金融債券等の価値に悪影響を及ぼすことが一般的にあります。発行体の企業業績の向上または悪化も、同様に悪影響を及ぼすことがあります。

信用リスク：

金融債券等の価格は、その信用力の影響を受けます。信用格付の引き上げは、信用力の向上を反映し、価格の上昇につながる可能性があります。反対に、信用格付の引き下げは、信用力の低下を反映し、価格の下落につながる可能性があります。ただし、価格は、金融債券等の信用格付に変化がない場合においても、その信用力に対する市場の見方の変化に影響を受けることがあります。

デフォルト・リスク：

金融債券等の価格は、その元金および／または利息の支払いが適時に行われなかった場合、またはかかる支払いが全く行われなかった場合、著しく下落することが予想されます。

新発債

ファンドは、新発債に投資することがあります。新発債の価格は、すでに多く取引されている既発債の価格と比べて、変動が大きく、価格変動の予想が困難な場合が多いものです。

信用格付を取得していない発行体の金融債券等

投資運用会社は、信用格付を取得していない発行体の金融債券等に投資を行うことができます。投資運用会社は、このような信用格付を取得していない発行体の金融債券等の購入に際しては、S & P、ムーディーズまたはフィッチが当該発行体に付与すると投資運用会社が合理的に考える信用格付に対応する信用格付を設定しますが、これは、S & P、ムーディーズまたはフィッチが当該発行体に当該信用格付を付与する可能性が高いもしくは付与するとの表明または当該金融債券等の関連発行体の信用力に関する表明を受益者に対して行うものではありません。信用格付を取得していない発行体の金融債券等の信用格付を設定するために投資運用会社が採用する手法は、S & P、ムーディーズまたはフィッチが発行体の信用格付のために通常採用する手法とは異なる、あるいは劣る場合があります。

劣後証券

ファンドの投資対象は、支払権について劣後し、かつ同一の資産プールにより保証され、または資産プールに対する持分権を表章する他の証券に対して劣後する、遡及権の限定された証券への持分および／または経済的なエクスポージャーで構成されることがあります。

かかる証券の発行体の債務不履行およびエクイティ・サポート（準備勘定または信用状およびファンドが投資を行うクラス証券に劣後するクラス証券を含みます。）の消滅の場合、ファンドは、購入した証券への投資全額を回収することがおそくできません。さらに、裏付け資産ポートフォリオが証券のオリジネーターにより過大評価されている場合、または価値がその後下落し、その結果、関連する投資対象に関して期日の到来している利息および元本の支払いを行うために利用可能な担保が少なくなった場合、ファンドが投資する証券は事実上「ファーストロス」ポジションとなる可能性があります。投資対象の債務不履行は、ファンドのポートフォリオの価値を下落させ、ポートフォリオから生じる利益を低下させます。

さらに、ファンドの投資対象は、裏付け資産からの払戻の不履行または資産プールにおいて発生した損失が一定のレベルを超えた場合、利息および／または元本の支払いを優先順位のより高いクラスに流用させるストラクチャー上の特徴を有する場合があります。これにより、ファンドがポートフォリオから受領することを予想している収益の流れが妨げられる場合があり、それによりファンドが予想より少ない利益しか得られないことがあります。

これらの特徴により、劣後証券には、裏付け資産からの払戻の不履行または裏付け資産から生じる損失により高い損失リスクが伴います。

ハイブリッド商品

ファンドの投資対象は、ハイブリッド証券を含みます。

特定のイベント（発行体、市場または政治により引き起こされるイベントを含みますが、これらに限られません。）の結果として、ファンドによるかかる証券（主に転換型またはハイブリッド型の債券または株式ですが、これらに限られません。）への投資は、最終的に金融債券等ではない他の種類の商品または投資対象を保有することとなる場合があります。

取引所外取引

デリバティブに関連して投資ガイドラインに違反する場合を除き、ファンドは、スポット、先渡、オプション、スワップ、店頭取引証券およびローン契約を含む取引所外取引を行うことができます。ファンドは、合意された期間中に特定の証券または商品または確定利付証券の決められた数量の平均変動価格と特定の固定価格を交換する取引で主に構成されるスワップ取引も行うことができ、かつ市場性が確実にある場合は現物商品も購入します。取引所外契約は、いずれの取引所からも保証されず、一般的にいずれの決済機構からも保証されません。さらに、取引に精通した者同士の取引所外契約は一般的に直接規制の対象ではありません。したがって、これらの契約における取引は、規制取引所における先物またはオプション取引より高いリスク（取引相手方の義務不履行リスクを含みますがこれに限られません。）にさらされます。取引相手方は一般的には担保を供する必要はありません。取引所外取引は、取引相手方が特定の契約を法的に締結できないことまたは契約のクラスが違法または執行不可能と宣言される等の法的リスクにもさらされます。

コール・オプションおよびプット・オプション

デリバティブに関連して投資ガイドラインに違反する場合を除き、ファンドは、コール・オプション、プット・オプション等の様々な資産クラスのオプションを売買することができます。カバード・コール・オプションの売り手は、原証券の購入価格からコール・オプションにより受領したプレミアムを控除したものより低い水準に原証券の市場価格が下落するリスクを負います。カバード・コール・オプションの売り手は、コール行使価格を上回った場合に原証券から利益を得る機会を放棄します。カバーされていないコール・オプションの売り手は、不利な条件で原証券の公開市場価格のコール・オプションの買い手に対する義務を履行することを要求される追加のリスクを負います。プットまたはコール・オプションの買い手はオプションに投資されたプレミアムを失うリスクを負います。

ファンドは、プット・オプションの売買に参加することができ、それに付随するリスクが存在します。カバーされているプット・オプション（売り手が原証券のショート・ポジションを保持している場合等）の売り手は、原証券の市場価格が（ショート・ポジションを構築する際における）原証券の売却価格に受領プレミアムを加算した額を上回るリスクを負い、オプション行使価格を下回った場合に原証券の利益を得る機会を放棄します。プット・オプションの販売者が売却されたプット行使価格と等しいまたはこれを上回る権利行使価格の受益証券と等しい数をカバーするプット・オプションを保有する場合、同時にまたは売却されたオプションより後に保有されるオプションが満期となる場合、ポジションは完全にヘッジされています。カバーされていないプット・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を下回るリスクを負います。プット・オプションの買い手は、プット・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負います。プットの買い手が原証券を保有する場合、当該プットの損失は、原証券から生じる利益によりその全部または一部が相殺されます。

取引相手方信用リスク

ファンドは、取引所では取引されずに、契約上の関係に基づく取引相手方間で取引される証券が含まれるデリバティブを取引することがあります。かかる場合、ファンドは、取引相手方が関連契約に基づく義務を履行しないリスクにさらされることがあります。ファンドは、取引を行う当事者に関する信用リスクをとることがあり、かつ決済不履行のリスクを負うことがあります。これらのリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、仲介業者に適用される分別管理および最低資本金要件等で一般に保護されている取引所での取引に伴うリスクとは大きく異なっています。二当事者間で直接行われる取引は、一般にかかる保護の恩恵を受けず、当事者を取引相手方の不履行のリスクにさらします。

ファンドが取引相手方に対する証拠金またはその他の担保の差入れを要求される場合、ファンドはこれらの証拠金または担保の額に関連して取引相手方の無担保信用リスクにさらされる場合があります。

ファンドが行う取引は、米国の各種取引所で執行することができ、各種決済機関、保管機関および預託機関を通じて決済および清算を行うことができます。ファンドは、投資運用会社が健全と考えるエンティティ（会社等）を通じて取引の執行、決済および清算を行うよう努めますが、かかるエンティティによる債務不履行がファンドに損失をもたらさないとの保証はありません。

投資運用会社は既知の取引相手方リスクを軽減することを意図しますが、かかるリスクは予測が不可能であり、最近の実例を考えると予測できないまたは適切に対応できない場合があります。世界の金融市場に起こっていることをみれば、現在の環境が金融機関およびファンドを含むその他の市場参加者の異常な不確実性を表わしており、かかる不確実性は、資本市場の機能、ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼしてきており、将来も及ぼす可能性があります。

取引相手方リスク：レポ契約

ファンドは、レポ取引において証券の売り手となる場合があります、その場合取引相手方は同等の証券をファンドに対して後日販売することに合意します。レポ契約における証券の譲受人による不履行の場合、譲渡人としてのファンドは、要求したときに譲受人が証券を引き渡さないというリスクを負います。喪失した証券の価値を補うためには、保有する現金では不十分である場合があります。

反対に、ファンドが証券を購入したレポ契約の取引相手方の破産またはその他の不履行があった場合、譲受人としてのファンドは原証券の清算の遅延にみまわれる可能性があり、その結果、以下を含む損失を被る可能性があります。

- （a）ファンドがその権利の行使を追求する期間中における担保の価値の下落の可能性
- （b）利益が通常のレベルを下回る可能性および当該期間中に利益を得られない可能性
- （c）かかる権利の行使に係る費用

ファンドは、取引相手方によって生じ、求償する損失に関して、かかる取引相手方の一般債権者として扱われます。

クレジット・スプレッド・リスク

ファンドの投資対象の価値は、クレジット・スプレッドの変動により悪影響を受けることがあります。債券のクレジット・スプレッドとは、当該債券の利回りと同じ満期を有する無リスク投資対象の利回りとの間の差をいいます。ファンドのポートフォリオの商品のクレジット・スプレッドは、金利の変動および／または原証券の発行体の財務状態に影響を与える経済的または商業的な要因の変化を含む特定の証券に関連するまたはしないその他の要因の変化により変動することがあります。これにより、証券の価額が変動することがあります。

回収率リスク

回収率は、ファンドの投資対象の価値に、二通りの方法で影響を及ぼすことがあります。ファンドが投資を行う可能性のある特定のクレジットにかかる取引の価値は、評価モデルの中で用いられる回収率に影響を受ける可能性があります。参照法人の大多数には市場の標準的な仮定が存在しますが、かかる標準的な仮定を持たない法人も多く存在します。回収率の仮定は、デフォルトの可能性が高いと認識されている参照法人については標準的な仮定から著しく変動する可能性があります。

クレジット・デリバティブ取引の決済に用いられる回収率は、モデル想定回収率および法人の債券への現物投資により達成される可能性のある回収率の両方と著しく異なることがあります。これらの差異は、ファンドの投資対象の価値に影響を与えることがあります。

クラスに関連する一定の為替リスクおよび為替ヘッジリスク

為替リスク

ファンドが投資する証券およびその他の商品は、通常、円以外の通貨建てであったり、円以外の通貨で取引されますが、ファンド証券は円建てです。したがって、外国為替相場の変動は、ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがあり、ファンドの受益証券の価値に影響を及ぼす場合があります。

円投資型1309クラス受益証券は、投資対象の表示通貨と円との間の外国為替相場の変動に対してヘッジされる予定ですが、当該通貨と円との間の外国為替相場の変動が円投資型1309クラス受益証券の運用実績に悪影響を及ぼすリスクをこのようなヘッジによって常に排除できる保証はありません。

租税に関する一定のリスク

投資者のための一般的な税務上の勘案事項

投資者は、自らの設立国、市民権を有する国、住所を有する国または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の申込み、取得、保有、交換、買戻しまたは処分に対する租税公課およびその他の影響の可能性について自己の専門アドバイザーに相談すべきです。受益証券の取得、保有、交換、買戻しまたは処分による各投資者への課税は、関連する法域の法律に依拠し、かつ変更される可能性があります。投資者となる予定の者は、関連する外貨規制またはその他の法令に関して独自に専門アドバイスを求めるべきです。

受益証券にかかる源泉徴収税

一般的に、受益証券に係る分配またはその他の支払いに関連する源泉徴収税は現在賦課されていません。ただし、適用ある法律、条約もしくは規制の改正、または関連する税務当局によるこれらの公式な適用方法もしくは解釈の変更、またはその他の理由により将来かかる支払いに対していかなる源泉徴収税も課されないとの保証はありません。そのような予期しない源泉徴収税の賦課は、受益証券の価値を著しく下げることがあります。

ファンドの所得税

ファンドは、ケイマン諸島以外の国に恒久的施設を有するまたはその他ケイマン諸島以外の国において取引または事業に従事する課税対象の居住者として扱われることのないように業務を遂行する予定です。

したがってファンドは、ケイマン諸島を含むいかなる国においても純利益に基づく課税の対象とはならない予定です。ただし、ファンドの純利益に、ファンド、投資運用会社またはその他のJPモルガングループ会社による予期せぬ行為、または法律における不利な進展または変更、関連する税務当局による相反する結論またはその他の理由により、一または複数の国の所得税が課されないとの保証はありません。そのような予期しない純利益への税の賦課は、ファンドの税引き後のリターンを著しく減らすことがあり、結果として受益証券の価値も著しく下げることがあります。

投資対象にかかる源泉徴収税

ファンドが取得の時点で源泉徴収税の対象ではない証券に投資した場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈の変更の結果、将来においても税金が源泉徴収されないとの保証はありません。ファンドがかかる源泉徴収税の還付を受けることができない場合、かかる変更はファンドの純資産総額に悪影響を及ぼし、その結果あらゆるクラスのファンド証券一口当たり純資産価格に悪影響を及ぼすことがあります。ファンドが販売の時点において源泉徴収税の対象となる証券を空売りした場合、取得される価格は買い手の源泉徴収税義務を反映します。将来においてかかる証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、それによる利益はファンドではなく買い手に発生します。

既存クラスの償還の影響

ファンドの円投資型1206クラス（以下「円投資型1206」といいます。）、円投資型1209クラス（以下「円投資型1209」といいます。）、円投資型1211クラス（以下「円投資型1211」といいます。）、円投資型1301クラス（以下「円投資型1301」といいます。）、円投資型1302クラス（以下「円投資型1302」といいます。）、円投資型1303クラス（以下「円投資型1303」といいます。）、円投資型1304クラス（以下「円投資型1304」といいます。）、円投資型1305クラス（以下「円投資型1305」といいます。）、円投資型1306クラス（以下「円投資型1306」といいます。）、円投資型1307クラス（以下「円投資型1307」といいます。）および円投資型1308クラス（以下「円投資型1308」といいます。）の残存する受益者については、各クラスの設定日から7年後の応当日の直前の営業日に償還を受けます。よって、円投資型1206の残存する受益者については2019年6月27日に、円投資型1209の残存する受益者については2019年9月26日に、円投資型1211の残存する受益者については2019年11月28日に、円投資型1301の残存する受益者については2020年1月29日に、円投資型1302の残存する受益者については2020年2月26日に、円投資型1303の残存する受益者については2020年3月27日に、円投資型1304の残存する受益者については2020年4月23日に、円投資型1305の残存する受益者については2020年5月29日に、円投資型1306の残存する受益者については2020年6月26日に、円投資型1307の残存する受益者については2020年7月29日に、円投資型1308の残存する受益者については2020年8月28日に、償還を受ける予定です。

ファンドの各クラスが共通の対象ポートフォリオに投資するため、償還されるクラスがファンドの大部分に相当する場合には、ファンドの保有ポジションのかなりの部分を著しく不利な条件で換金する必要が生じる場合があります。そのような償還が、ファンドの保有ポジションのうち換金対象以外の部分についてもファンド純資産総額の減価をもたらす恐れがあり、それによって、償還を受けるクラスの受益者ではなく、当該時点におけるファンドの残存する受益者に影響が及ぶ可能性があります。さらに、結果として生じるファンド純資産総額の減価によって、ファンドが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる可能性があります。

リスクに対する管理体制

投資運用会社および副投資運用会社では、運用部門から独立している部門が以下の事項やその他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック
- 取引価格・約定タイミングや、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック
- 投資方針、投資対象、投資制限等の遵守状況のチェック

上記の管理体制は2013年7月末日現在のものであり、随時変更されます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

ファンド証券の申込みに申込手数料は課せられません。

日本国内における申込手数料

ファンド証券の申込みに申込手数料は課せられません。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

円投資型1309には以下の買戻し手数料が適用されます。買戻し手数料は、買い戻されるファンド証券の募集時に受益者によって支払われた申込価格の総額に下記の率を乗じた額です。

(買戻請求がなされた)円投資型1309が買戻日において 買い戻されるまでファンド証券が発行されていた期間		受益者の買戻代金から控除さ れる買戻手数料
1年未満	2013年9月27日から2014年9月26日まで	3.00%
1年以上2年未満	2014年9月27日から2015年9月26日まで	2.50%
2年以上3年未満	2015年9月27日から2016年9月26日まで	2.00%
3年以上4年未満	2016年9月27日から2017年9月26日まで	1.50%
4年以上5年未満	2017年9月27日から2018年9月26日まで	1.00%
5年以上6年未満	2018年9月27日から2019年9月26日まで	0.50%
6年以上	2019年9月27日以降	かかりません

日本国内における買戻し手数料

設定日（2013年9月27日）から6年未満で換金（買戻し）する場合、換金（買戻し）時に以下の換金（買戻し）手数料が適用されます。

換金（買戻し）請求日	1口当たり換金（買戻し） 手数料
2013年（平成25年）9月27日から2014年（平成26年）9月26日まで	300円
2014年（平成26年）9月27日から2015年（平成27年）9月26日まで	250円
2015年（平成27年）9月27日から2016年（平成28年）9月26日まで	200円
2016年（平成28年）9月27日から2017年（平成29年）9月26日まで	150円
2017年（平成29年）9月27日から2018年（平成30年）9月26日まで	100円
2018年（平成30年）9月27日から2019年（平成31年）9月26日まで	50円
2019年（平成31年）9月27日以降	かかりません

例えば、2014年9月27日に換金を請求した場合、1口当たり250円、また、2015年9月27日に換金を請求した場合、1口当たり200円の手数料をお支払いいただきます。

換金（買戻し）手数料は繰上償還の場合にも発生する場合があります。

なお、換金（買戻し）手数料には消費税はかかりません。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、日々発生し、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる、各計算日のファンドの純資産総額の年率0.10%の管理報酬および年率0.65%の販売管理報酬を受領する権利を有します。

管理会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、日々発生し、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる、各計算日のファンドの純資産総額の年率0.45%の投資運用報酬を受領する権利を有します。

投資運用会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

管理事務代行および保管報酬

管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.10%の管理事務代行および保管報酬を受領する権利を有します。報酬は、各計算日ごとに計算され、日々発生します。報酬は、会計年度ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

管理事務代行会社および保管会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、日々発生し、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる、各計算日のファンドの純資産総額の年率0.20%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。

代行協会員は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

なお、販売会社は、その業務の対価を代行協会員報酬の中から受領し、当該報酬については代行協会員が責任を負います。

販売会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされるファンド全体で年額100万円の受託報酬を、各四半期ごとに当該四半期の最終営業日から30営業日以内に後払いで受領する権利を有し、また、超過時間に対する報酬、立替費用および設立費用を受領する権利を有します。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

ファンドは、その設立費用およびそのファンド証券の当初の募集費用を支払います。設立費用は、ファンドの運用開始から１年で償却されます。

運営費用および取引経費

ファンドは、以下を含む（ただし、これらに限られません。）運営費用および取引経費を負担します。

- ・受託会社またはその代行会社により適切に負担される、ファンドおよび／またはトラストの設立、登録もしくは存続に関するすべての報酬、経費および費用
- ・すべての合理的な法的監査費用、会計費用および税務費用ならびにファンドに提供された業務に関する専門家手数料その他すべての手数料
- ・受託会社および／またはその代行会社、受益者および第三者の間の関係から生じるすべての経費ならびに費用（ファンド証券の譲渡の登録ならびに受益者に対する通達および通知を含みますが、これらに限られません。）
- ・年次会計書類および年次監査報告書、ならびに、作成される場合は、半期の未監査報告書、月次の未監査会計報告書およびファンドのファンド証券の各クラスのファンド証券一口当たり純資産価格を表示する日次の報告書ならびにそれらに添付される報告書または書類および受託会社またはその代行会社から受益者に対するその他の通知の作成、印刷および郵送またはその他の方法で発送する際に適正に生じ、かつ、それらに付随するすべての合理的な費用

- ・ファンドのファンド証券について一般に対して公募を行う旨を記載した英文目論見書もしくはその補遺またはファンドに関する情報を提供する投資者となる予定の者に対する説明文書もしくは同様の文書の作成および印刷について生じる経費
- ・ファンドの純資産総額の計算およびその詳細の提供に係る費用
- ・受益者集会の招集および開催について生じるすべての費用
- ・トラストおよびファンドに関する補遺証書、合意書またはその他の文書の作成について生じる、またはファンドの投資対象に関する権利証書の安全な保管に関連して生じるすべての費用
- ・ファンドによりまたはファンドのために行われるあらゆる性質の預託または融資またはそれらに付随するすべての合理的な費用
- ・プライム・ブローカーおよびサブ・カストディアンに関するあらゆる報酬および費用
- ・ファンドの投資対象の取得または換金に関して支払われるべき、あらゆる印紙税その他租税、税金、政府課徴金、仲介手数料、名義書換手数料、登録手数料その他手数料
- ・ファンドによりまたはファンドのために行われるすべての借入れに対する利息ならびに当該借入れの手配および当該借入れから生じる手数料および費用
- ・ファンドが政府その他の当局またはいずれかの法域における政府もしくは当局の機関に対して支払うべき、すべての税金および法人手数料
- ・販促および広告費用（もしあれば）
- ・郵便、電話およびファックスに係る経費その他すべての運営費用
- ・受託会社もしくは管理会社が、ファンドの運営、運用もしくは販促に関して任命される業務提供者（投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員等）に支払う義務があるすべての報酬、経費または費用
- ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して生じる債務、経費および費用
- ・ファンドの通常業務および／または運営一般に関して生じる債務、経費および費用
- ・ファンドおよび／もしくはトラストの清算、その他のファンドおよび／もしくはトラストの終了もしくは登録の取消についてまたは関連して生じる債務、報酬、経費および費用
- ・受託会社、管理会社またはそれらの代行会社および被任命会社（管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員を含みます。）が、各自の責務に関連してファンドおよび／またはトラストを代理して適切に負担した立替払金または立替費用

ケイマン諸島の年次手数料

ファンドはまた、年次免除トラスト手数料（本書の日付現在610米ドル）および年次ミューチュアル・ファンド・ライセンス料（本書の日付現在4,268米ドル）を支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

日本

ファンドは、日本の税制上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2013年 12月31日まで	2037年 12月31日まで	2038年 1月1日以後
所得税	7.147%	15.315%	15%
住民税	3%	5%	5%
合計	10.147%	20.315%	20%

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができますが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一です。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、益金不算入の適用は認められません。

	2013年 12月31日まで	2037年 12月31日まで	2038年 1月1日以後
所得税	7.147%	15.315%	15%

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が行われます。

	2013年 12月31日まで	2037年 12月31日まで	2038年 1月1日以後
所得税	7.147%	15.315%	15%
住民税	3%	5%	5%
合計	10.147%	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、確定申告を行った場合に限りま。）および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れた上場株式等の配当所得の金額に限りま。）との損益通算が可能です。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

トラストは、信託法第81条に従い、トラストに関連し、ケイマン諸島総督から保証書の交付を受けています。かかる保証書には、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されないことが明記されます。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課せられません。

5【運用状況】

ファンドの円投資型1309に対応する資産の運用は2013年9月27日に開始されます。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

円投資型1309に関して、ファンド証券の申込みは、2013年9月2日から2013年9月27日（または受託会社がある絶対的な裁量において決定することのできるこれより遅い日）まで受け付けられます。円投資型1309のファンド証券の申込みは、管理事務代行会社に対して、完全に記入済かつ締結済の申込契約および申込契約の条件に従って必要とされる付属情報を2013年9月27日または受託会社がある絶対的な裁量により決定するそれよりも後の日までに提出することによって行われなければなりません。

円投資型1309のファンド証券の申込みの決済資金は、発行日（以下に定義します。）の正午（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社によって受領されなければなりません。ただし、受託会社は（その代理人である管理事務代行会社を通じて）、支払いが遅延した申込代金を締切に従って届いたものとみなして受領することができます（ただし、受領する義務は負いません。）。

円投資型1309のファンド証券は、2013年9月27日または受託会社がある絶対的な裁量において決定することのできるこれより遅い日に発行されます（以下「発行日」といいます。）。

ファンド証券の端数は、発行されません。

円投資型1309のファンド証券に関するファンド証券一口当たり発行価格は10,000円とし、最低申込額は10,000円とします。

ファンドは、適格投資家^{（注）}からの申込みのみ受理します。

申込契約の受領後、可能な限り早く、管理事務代行会社は、投資家に対して、ファンドがその申込みを受理したか拒絶したかを通知します。申込みが全部または一部受理された場合、管理事務代行会社は、投資家に対して、発行日に発行されたファンド証券口数の申込受理の確認書を発行します。

受託会社または管理会社は、その絶対的な裁量において申込みの一部のみを受理する、または申込みの全部を拒絶することができます。すべての申込申請は、受託会社または管理会社によって受理されるにしても拒絶されるにしても全額について撤回不能です。

管理費用を最小限にするため、ファンド証券は記名式のみで発行され、いかなる証書も発行されません。投資者の申込がファンドによって受理された場合、ファンド証券は発行日に発行されたものとみなされるものとし、かかるファンド証券の申込者については受益者名簿への登録が発行日以降になる可能性があるにもかかわらず、申込代金は発行日からファンドにおいてリスクにさらされます。

申込日以後、投資者は、申込に関して管理事務代行会社により受領された購入代金について、いかなる所有権も有しません。したがって、申込みの全部が拒絶された場合、当該申込に関して管理事務代行会社が受領した購入代金の額に相当する額が、拒絶された投資者のリスク負担および費用負担において、何ら利息を付されずに、送金元の口座に速やかに支払われます。

管理会社は、停止事由が発生したと自らが判断する場合、申込みを延期することができます。後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」をご参照ください。

（注）「適格投資家」とは、ファンド証券への投資に付随するリスクを認識し、引き受け、負担することができることを明示的に宣言した者をいいます。ただし、以下の者を除きます。

- 1）（i）（1933年米国証券法（改正済）に基づき発布されたレギュレーションSのルール902（k）に定義される）「米国人」または（1940年米国投資会社法（改正済）における意味の範囲内における）米国居住者、（ ）（米国商品先物取引委員会によって発布されたルール4.7に定義される）「非米国人」の定義に該当しない者、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。）、または（ ）上記（i）、（ ）もしくは（ ）に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者

- 2）ただし、以下の場合、当該者は適格投資家とはなりません。

- a）当該者が、自己、ファンドもしくはその他の者に適用されるか否かを問わず、法令に違反することなく受益証券を取得または保有することができない場合
- b）当該者の投資（同一の状況において、個人による投資または他の受益者と共同での投資のいずれかを問いません。）の結果、（i）受託会社、ファンドもしくはファンド業務提供会社が本来負わずに済むはずの納税義務を負い、もしくはこれらが本来被らずに済むはずの金銭的不利益を被ることとなる可能性、または、（ ）受託会社もしくはファンドが、ケイマン諸島以外

- の法域の法律(1940年米国投資会社法(改正済)または1940年米国投資会社法(改正済))を含みますが、これらに限られません。)に基づき、そのファンド証券の登録を義務づけられる、もしくは登録することとなる可能性がある場合
- c) 当該者が、上記(a)または(b)の該当者の保管人、名義人または受託者である場合

(2) 日本における販売手続等

日本においては、前記「第一部 証券情報、(7) 申込期間」記載の申込期間に1口当たり10,000円で販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。

ファンド証券の申込には申込手数料は課せられません。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日現在の円投資型1309のファンド証券の全部または一部を、当該買戻日現在のファンド証券一口当たり純資産価格で買戻しをするようにファンドに請求することができます。円投資型1309に関しては、各営業日を買戻日としますが、管理会社および受託会社は、その絶対的な裁量において、営業日以外の日も買戻日とすることができます。

受益者は、買戻日において円投資型1309のファンド証券の買戻しを行うためには、その買戻日における正午（ルクセンブルグ時間）までに管理事務代行会社に買戻請求を提出する必要があります。当該期限後に管理事務代行会社が受領した買戻請求はいずれも、翌買戻日に持ち越されます。

円投資型1309のファンド証券の買戻しは、以下に詳細が記載されるとおり、当該ファンド証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた買戻手数料の対象となる場合があります。買戻手数料は管理会社に対して支払われます。

円投資型1309には以下の買戻手数料が適用されます。買戻手数料は、買い戻されるファンド証券の募集時に受益者によって支払われた申込価格の総額に下記の率を乗じた額です。

（買戻請求がなされた）円投資型1309が買戻日において 買い戻されるまでファンド証券が発行されていた期間		受益者の買戻代金から控除される 買戻手数料
1年未満	2013年9月27日から2014年9月26日まで	3.00%
1年以上2年未満	2014年9月27日から2015年9月26日まで	2.50%
2年以上3年未満	2015年9月27日から2016年9月26日まで	2.00%
3年以上4年未満	2016年9月27日から2017年9月26日まで	1.50%
4年以上5年未満	2017年9月27日から2018年9月26日まで	1.00%
5年以上6年未満	2018年9月27日から2019年9月26日まで	0.50%
6年以上	2019年9月27日以降	かかりません

買戻請求には、買戻請求が実行される買戻日および該当する買戻日に各クラスに関して買戻されるファンド証券の口数を記載しなければなりません。

買戻請求を受領した後、合理的に実行可能な限り早く、管理事務代行会社は、買戻しを希望する受益者に対して、当該買戻請求が受理されたかまたは受理される見込みを通知し、受益者に支払われるべき買戻価格を伝えます。なお、買戻代金は、通常、該当する買戻日（同日を含みます。）から起算して4営業日以内に日本円で支払われる予定です。

管理会社は、受託会社と協議の上で、受益者が行う買戻しについて定めるあらゆる条件を放棄または修正することができます。管理会社は、受託会社と協議の上で、ある買戻請求について、当該買戻しにより他の受益者が不利益を被る、もしくはファンドの資産の適切な管理を侵害すると判断する場合、またはその買戻代金の支払いがいずれかの法域のマナー・ロンダリング防止法に反する場合、その全部または一部の受理を拒否することができます。

管理会社は、受託会社と協議の上で、停止事由（下記「3 資産管理等の概要、（１）資産の評価、純資産価額の計算の停止」をご参照ください。）が発生していると判断する場合、買戻しを拒絶することができます。停止事由の発生により買戻請求が受理されない場合、当該買戻請求は撤回されたものとして扱われ、管理会社が停止事由の終了を決定して買戻請求の提出を認めた場合、受益者は新たな買戻請求を提出する必要があります。

停止事由が発生した場合を除いて、すべての買戻請求は撤回不能です。ただし、受益者の書面による要求に基づいて買戻請求の一部または全部を放棄するという決定を受託会社が管理会社と協議の上でした場合はこの限りではありません。

償還

円投資型1309のすべての残存資産は、発行日の7年後の応当日より前の営業日に清算されます。したがって、円投資型1309のすべての残存資産は2020年9月25日に清算される予定です。残存する受益者については、資産清

算後のファンド証券一口当たり純資産価格で償還され、当該日が償還日となるものとします。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンド証券が適格投資家ではない者によって保有されている、もしくはかかる者のために保有されている、またはファンド証券の保有がいずれかの法域の法律に基づき違法であると判断する場合、当該ファンド証券は、通知なくして、受託会社または管理会社が選択する任意の買戻日にファンド証券一口当たり純資産価格で強制的に買い戻される場合があります。

繰上償還

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社は、少なくとも30日前までに書面により受益者に対して通知することにより、次に到来する買戻日に発行済みの（一部ではなく）すべてのファンド証券を繰上償還することができます。当該ファンド証券は、上記の買戻手数料が課せられます。ただし、管理会社が、その絶対的な裁量に基づいて、買戻手数料を免除することができます。

受益証券の譲渡

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます（なお、当該同意は、通常与えることは予定されておりません。）。

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付する事によってのみ譲渡することができます。ファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

（２）日本における買戻し手続等

原則として毎営業日に換金（買戻し）請求を受付けます。ただし、以下のいずれかの休業日、および毎年12月24日には、換金（買戻し）の受付は行いません。

- ルクセンブルグの銀行
- ニューヨーク証券取引所
- ロンドン証券取引所
- 東京証券取引所

午後３時までに換金（買戻し）のお申込みが行われ、かつお申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み受付分とします。

換金（買戻し）価額は、管理事務代行会社が換金（買戻し）請求を受領した日に計算される１口当たり純資産価格です。

換金（買戻し）代金は、約定日（販売会社が換金（買戻し）注文の成立を確認した日、通常、お申込み日の翌国内営業日）から起算して４国内営業日目からお支払いします。

設定日（2013年９月27日）から６年未満で換金（買戻し）する場合、換金（買戻し）時に以下の換金（買戻し）手数料が適用されます。

換金（買戻し）請求日	１口当たり換金（買戻し） 手数料
2013年（平成25年）９月27日から2014年（平成26年）９月26日まで	300円
2014年（平成26年）９月27日から2015年（平成27年）９月26日まで	250円
2015年（平成27年）９月27日から2016年（平成28年）９月26日まで	200円
2016年（平成28年）９月27日から2017年（平成29年）９月26日まで	150円
2017年（平成29年）９月27日から2018年（平成30年）９月26日まで	100円
2018年（平成30年）９月27日から2019年（平成31年）９月26日まで	50円

2019年（平成31年）9月27日以降	かかりません
---------------------	--------

例えば、2014年9月27日に換金を請求した場合、1口当たり250円、また、2015年9月27日に換金を請求した場合、1口当たり200円の手数料をお支払いいただきます。

換金手数料は繰上償還の場合にも発生する場合があります。

なお、換金（買戻し）手数料には消費税は課せられません。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、ファンドのすべての資産評価を行います。

各計算日におけるファンドの純資産総額およびファンド証券一口当たり純資産価格の決定に際して、当該計算日におけるルクセンブルグ時間午後６時頃の国際的な価格提供会社による直近の価格が評価のために用いられます。最初のファンド証券一口当たり純資産価格の計算は、発行日に行われるものとします。

計算日におけるファンド証券一口当たり純資産価格は、原則として、当該計算日の直後の日本における営業日に受益者および管理会社において入手可能となります。

特定のクラスのファンド証券一口当たり純資産価格は、（a）当該クラスに帰属する資産総額から当該クラスに帰属する負債（当該クラスの管理、法務、監査その他専門家報酬および費用の比例按分額を含みますが、これらに限られません。）を控除して得られた額を、（b）当該クラスの受益証券総数で除して計算されます。各クラスは、当該クラスに帰属することが明確である収益、利益、損失、経費、収入および支出を負担します。したがって、特定のクラスのファンド証券一口当たり純資産価格は、他のクラスのファンド証券一口当たり純資産価格と異なる場合があります。

ファンドの各クラスの、ファンド証券一口当たり純資産価格は円建てとします。ファンド証券一口当たり純資産価格は、１円単位に四捨五入されます。

管理事務代行会社は、以下に定めるガイドラインを使用してファンドの資産を評価します。

- （a）証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている証券は、関連する評価日における直近の入手可能な取引価格が、または当該日に取引が行われなかった場合は最終仲値、買呼値もしくは売呼値のうち関係評価日時点で入手可能な価格（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整されます。）で評価され、特定の証券につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該証券の価格は、最終取引価格となるか、または最終仲値、買呼値もしくは売呼値のうち当該証券の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該証券に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合によります。）において入手可能な価格となります。
- （b）証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り扱われていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でない証券は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該証券の総額を考慮します。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- （c）証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、年１回または管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- （d）取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価されます。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となります。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価されます。
- （e）集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人への投資は、かかる集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人における投資口または受益証券の入手可能な最新の純資産価格で評価されます。

- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価されます。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資対象の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額の価額かを問いません。）は、ロンドン時間午後4時時点のWM/ロイターの最終の直物為替相場を用いて日本円相当額に換金されます。
- (h) 残余満期が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは満期の61日前における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価されます。

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、上記の評価原則が不明瞭または公平でない状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。受託会社は、複数の方法が適用されるか、または法律に合う状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。

投資運用会社は、受託会社または管理事務代行会社が支援を求め、または検討を求めて特定する組入証券価額の決定について、合理的な支援を提供します。当該支援には、（ ）組入証券の価額が、コーポレート・アクション、新しい情報、重大な事象を反映していない場合または当該証券の公正な評価が必要であるかどうかを決定するための検討を別途必要とする場合に、受託会社または管理事務代行会社に通知すること、（ ）投資運用会社が証券の公正価額を決定するための自身の手順に従って当該証券の価額を決定した場合に受託会社または管理事務代行会社に通知すること、および（ ）受託会社または管理事務代行会社の合理的な要求に応じて、ファンドが所有する証券に関してブローカー/ディーラーもしくはマーケット・メーカーから買呼値および売呼値または相場の情報ソースを受託会社または管理事務代行会社が取得するのを支援することを含むことがあります。投資運用会社は、管理事務代行会社または受託会社に対していかなる価格算定サービスも提供しません。

受託会社またはその代行会社は、純資産総額またはファンド証券一口当たり純資産価格の過去の誤計算に対応するために必要とされる口数の新規のファンド証券を発行することができ、または必要とされる口数の発行済ファンド証券を（受益者に買戻代金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができます。

受託会社は、停止事由が発生したと判断する場合に、ファンドの純資産総額および/またはファンド証券一口当たり純資産価格の決定を停止（および該当する計算日を延期）することができます。後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産価額の計算の停止」をご参照ください。かかる場合、管理事務代行会社は、すべての受益者に対し、当該停止および延期を速やかに通知します。

なお、円投資型1309には以下の規定が適用されることについてご留意ください。

申込日に大量の申込みがあった場合、取引その他の費用により、ファンドの純資産総額が希薄化されてしまうことがあります。こうした状況において、受託会社は、その単独の裁量により、管理会社と協議の上、こうした取引その他の費用を反映するため、円投資型1309の申込みに対して有効な希薄化防止調整を行うことができます。こうした決定（希薄化防止調整の実施方法を含みます。）は、申込日より前に、当該申込日において予想されるファンドの申込みおよび買戻しの量に基づいて行われます。

純資産価格の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議の上で、以下のいずれかが発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量においていつでも、ファンド証券の購入、転換および買戻しその他ファンド証券に係る取引、買戻代金の支払いならびに/またはファンドの純資産総額および/もしくはファンド証券一口当たり純資産価格の計算を一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の一部が定期的に値付けもしくは取引される、証券取引所、商品取引所または店頭市場が閉鎖される場合（休日を除きます。）またはこれらにおける取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) 買戻しに応じるための代金の支払いまたは当該買戻代金に充当するためのファンドの資産の売却がファンドの利益を損なうと管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合（ただし、いずれかの買戻日において合計でファンドが発行する受益証券の30%を超える買戻請求を受けた場合には、管理会社が受託会社と協議することなく当該権限を行使することができることに、受託会社と管理会社は合意

しています。）

- (c) ファンドが、買戻代金を支払うための資金を送金することができない期間、またはファンドの投資対象の一部の換金が当面できないか当該換金に関連する資金の移転もしくは支払いを通常の価格もしくは通常の為替レートで行うことができないと管理会社が受託会社と協議の上で判断する期間
- (d) クラスのファンド証券一口当たり純資産価格を正確かつ適時に決定することができない場合
- (e) 今後の買戻しに備えてファンド資産の売却を適正に行うために必要である場合
- (f) 管理会社が、受託会社からの通知を受けて、ファンド、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、管理会社または投資運用会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法令または「顧客確認」法令を遵守するために停止が必要であると認める場合
- (g) 管理会社が、受託会社と協議の上で、受益者全体の最善の利益になると判断する場合

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管されます。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、原則として、ファンドの設定日である信託証書の締結日（2012年4月11日）から150年間存続しますが、後記「（５）その他 ファンドの解散」記載の事由が発生した場合は、それ以前に終了することがあります。

円投資型1309は、2020年9月25日に償還される予定です。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年11月30日に終了します。円投資型1309についての第１期の年次報告書は2013年11月30日に終了する期間に対して作成されます。

（５）【その他】

発行限度額

ファンド証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの償還

ファンドは、以下のいずれかの事由が生じた時点で償還します。

- ・ 管理会社が、その職務を遂行する能力がないか、もしくは能力がなくなる可能性があり、またはその職務遂行を怠り、かつ、管理会社の後任となる者を任命できないと受託会社が合理的に判断した場合
- ・ ファンドを存続させることまたはファンドを別の法域に移転することが、違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が実行不可能、非経済的、不得策もしくは受益者の利益に反することとなると判断した場合
- ・ ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト決議により償還を決定する場合
- ・ 信託証書の日付に始まり、その149年後に満了する期間の最終日
- ・ 任意買戻しまたは強制買戻しによるかを問わず、すべての発行済のファンド証券が買い戻される場合
- ・ 受託会社がファンドの受託者を退任する意思を書面により通知し、または受託会社が任意清算もしくは強制清算される場合で、受託会社もしくはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って受託会社の後任として受託者の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき
- ・ 管理会社が、信託証書の規定に従って自ら後任の管理会社を任命することなく、ファンドの管理者を退任する意思を書面により通知した場合で受託会社またはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき

円投資型1309は、2020年9月25日に償還される予定です。なお、ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、繰上償還が行われる場合があります。

上記のいずれかの事由についての受託会社または管理会社（該当する方）の決定は最終的なものであり、すべての関係当事者を拘束し、受託会社および管理会社は、信託証書において定義される通り、故意、詐欺または重過失がない限り、ファンドの終了の失敗について何らの責任も負いません。

ファンドが償還手続を開始した場合、管理会社はすべての受益者に対して、当該償還について通知を行うものとします。その後、管理会社は、ファンドの投資資産を売却または現金化し、まず、ファンドに関して受託会社が行った借入れ（およびその利息）の返済を行うものとし、次に、ファンドのすべての費用、債務、手数料および出費を支払うものとします。かかる現金化および借入金の返済は、管理会社が決定するところにより、ファンドの償還手続の開始後、合理的な期間内および方法により、行われるものとします。

管理会社は、現金化した手取り額について、償還時の登録上の受益者に対して、保有比率に応じて、分配するものとします。現物での分配は行わないものとします。

受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

信託証書の変更等

信託証券は、トラストのファンド証券のすべての所有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の所有者へ受託会社からの書面通知を行うことで、受託会社と管理会社との合意によって随時変更することができます。受託会社または管理会社が、（i）自己の意見において、当該変更が、トラストのファンド証券のその時点における既存の所有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証券の所有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社をファンド証券の当該所有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ ）自己の意見において、当該変更が、会計上、法律上もしくは公的な要請（法的効力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該変更は、当該変更を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社または副投資運用会社が他方当事者に対し、書面による通知をすることによりいつでも終了することができます。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したトラストの分配金を請求する権利を有します。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができます。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日における当該ファンドの登録名義人は、当該ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金および当該ファンドの当該クラスの受益証券の資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる当該ファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

（ ）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

（２）【為替管理上の取扱い】

2013年8月16日現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、日本円で表示されています。

(1) 【貸借対照表】

JPM世界金融債券ファンド
純資産計算書
2012年11月30日現在

	注記	円
資産		
投資有価証券、時価 (取得原価 : 35,086,521,577円)	2	37,823,811,179
銀行預金		2,619,473,204
先物契約に係る未収証拠金		112,124,551
ブローカーに対する債権		174,060,343
未収収益		561,450,489
設立費	2	39,240,690
資産合計		41,330,160,456
負債		
当座借越		7,508,512
先物契約に係る未実現損失	13	2,862,662
先渡外国為替契約に係る未実現損失	12	1,276,007,497
買戻に係る未払金		190,933,860
ブローカーに対する債務		1,530,934,558
未払費用	8	135,882,778
その他の負債		717
負債合計		3,144,130,584
純資産		38,186,029,872

受益証券クラス別：

	受益証券 1 口 当たり純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
円投資型1206	10,665	937,356	9,996,734,437
円投資型1209	10,147	2,512,218	25,490,720,271
円投資型1211*	10,001	269,839	2,698,575,164

* 日本における有価証券報告書等の開示では、円投資型1211に適用される第 1 期の期末日は2013年11月30日である。

添付の注記は財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

JPM世界金融債券ファンド
損益計算書
2012年11月30日に終了した期間

	注記	円
収益		
債券に係る受取利息		374,380,609
受取配当金		1,563,903
その他の収益		378,957,150
収益合計		754,901,662
費用		
投資運用報酬	4	41,212,855
代行協会員報酬および販売会社報酬	6	18,307,031
管理報酬および販売管理報酬	3	68,631,124
管理事務代行および保管報酬	5	9,155,548
当座借越に係る支払利息		101,626
コルレス銀行報酬		234,831
銀行手数料		1,860,000
受託報酬	7	427,596
立替費用		822,159
専門家報酬		2,121,835
設立費の償却	2	26,558,516
費用合計		169,433,121
投資純利益		585,468,541
投資に係る実現純利益		250,143,018
先物契約に係る実現純損失		(21,643,255)
外国通貨および先渡外国為替契約に係る実現純損失		(798,188,009)
当期実現純損失		(569,688,246)
投資に係る未実現純損益		2,737,289,602
先物契約に係る未実現純損益		(2,862,662)
先渡外国為替契約に係る未実現純損益		(1,276,007,497)
当期末実現純利益		1,458,419,443
運用による純資産の純増加額		1,474,199,738

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
純資産変動計算書
2012年11月30日に終了した期間

	注記	円
期首純資産		-
投資純利益		585,468,541
当期実現純損失		(569,688,246)
当期末実現純利益		1,458,419,443
運用による純資産の純増加額		1,474,199,738
受益証券の発行による収入		38,242,942,850
受益証券の買戻による支払		(1,500,209,996)
		36,742,732,854
受益者に対する分配支払額	9	(30,902,720)
期末純資産		38,186,029,872

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
発行済受益証券口数変動計算書
2012年11月30日に終了した期間
(未監査)

	口
円投資型1206	
期首発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	1,065,970
受益証券買戻口数	(128,614)
期末発行済受益証券口数	937,356
円投資型1209	
期首発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	2,526,381
受益証券買戻口数	(14,163)
期末発行済受益証券口数	2,512,218
円投資型1211*	
期首発行済受益証券口数	-
受益証券発行口数	269,839
受益証券買戻口数	0
期末発行済受益証券口数	269,839

* 日本における有価証券報告書等の開示では、円投資型1211に適用される第1期の期末日は2013年11月30日である。

JPM世界金融債券ファンド

統計情報

2012年11月30日現在

（未監査）

	2012年
	円
期末純資産	38,186,029,872
円投資型1206	
期末純資産	9,996,734,437
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,665
円投資型1209	
期末純資産	25,490,720,271
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,147
円投資型1211*	
期末純資産	2,698,575,164
期末受益証券1口当たり純資産価格	10,001

* 日本における有価証券報告書等の開示では、円投資型1211に適用される第1期の期末日は2013年11月30日である。

（３）【投資有価証券明細表等】

JPM世界金融債券ファンド

投資有価証券明細表

2012年11月30日現在

通貨	数量 / 額面金額(1)	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
オーストラリア					
変動利付債					
GBP	800,000	COMMON BK AUST FRN 19/12/23	105,995,063	111,130,485	0.29
			105,995,063	111,130,485	0.29
固定利付債					
USD	3,750,000	WESTPAC BANK CORP 4.2% 27/02/15	312,646,980	331,933,506	0.86
EUR	1,300,000	COMMONW BK AUST 4.375% 25/2/20	161,876,748	162,510,841	0.43
USD	1,750,000	NTL AUST BK 1.6% 07/08/15	137,298,864	147,138,620	0.39
EUR	500,000	ANZ BANKING GP 5.125% 10/09/19	61,278,025	61,591,436	0.16
GBP	150,000	WESTPAC BANKING 5% 21/10/19	20,604,770	23,018,216	0.06
			693,705,387	726,192,619	1.90
オーストラリア合計			799,700,450	837,323,104	2.19
カナダ					
固定利付債					
USD	4,100,000	BANK NOVA SCOTIA 2.55% 12/01/17	337,718,161	356,796,913	0.93
			337,718,161	356,796,913	0.93
カナダ合計			337,718,161	356,796,913	0.93
ケイマン諸島					
固定利付債					
USD	1,555,000	MASSMUTUAL GLBL 2.5% 17/10/22	120,772,248	127,479,959	0.33
			120,772,248	127,479,959	0.33
ケイマン諸島合計			120,772,248	127,479,959	0.33
デンマーク					
変動利付債					
GBP	750,000	DANSKE BANK FRN 5.375% 29/9/21	92,671,094	94,579,830	0.25
			92,671,094	94,579,830	0.25
固定利付債					
USD	2,545,000	DANSKE BANK A/S 3.875% 14/4/16	214,129,365	220,870,265	0.57
GBP	700,000	DANSKE BANK 4% 09/12/15	94,842,837	97,963,138	0.26
			308,972,202	318,833,403	0.83
デンマーク合計			401,643,296	413,413,233	1.08

(1) 数量は受益証券／株式の数を表す。額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2012年11月30日現在

通貨	数量 / 額面金額(1)	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
フランス					
変動利付債					
EUR	1,640,000	BNP PARIBAS FRN 22/01/19	167,242,121	175,110,836	0.46
			167,242,121	175,110,836	0.46
固定利付債					
USD	4,825,000	SOCIETE GENERALE 5.2% 15/04/21	401,313,088	437,553,807	1.16
EUR	2,000,000	BPCE SA 4.25% 06/02/23	214,327,383	242,176,575	0.63
EUR	2,100,000	BNP PARIBAS 2.875% 27/11/17	223,687,174	237,294,781	0.62
EUR	1,850,000	BANQ FED CRE MUTUEL 3.75% 26/1/18	203,438,515	218,775,916	0.57
EUR	1,500,000	CREDIT AGRICOLE LDN 1.875% 18/10/17	150,069,705	161,032,447	0.42
USD	935,000	SOCIETE GENERALE 2.75% 12/10/17	73,461,038	77,780,896	0.20
			1,266,296,903	1,374,614,422	3.60
フランス合計			1,433,539,024	1,549,725,258	4.06
ドイツ					
変動利付債					
EUR	3,300,000	MUNICH RE FRN 26/05/42	355,520,087	402,619,475	1.05
EUR	1,600,000	ALLIANZ SE 5.625% 17/10/42	173,017,805	181,667,838	0.48
			528,537,892	584,287,313	1.53
ドイツ合計			528,537,892	584,287,313	1.53
アイルランド					
変動利付債					
EUR	1,900,000	CLOVERIE PLC FRN 01/09/42	206,444,445	233,471,939	0.61
			206,444,445	233,471,939	0.61
固定利付債					
EUR	1,200,000	WILLOW NO.2 3.375% 27/06/22	128,567,617	136,774,868	0.36
			128,567,617	136,774,868	0.36
アイルランド合計			335,012,062	370,246,807	0.97
ジャージー					
変動利付債					
EUR	3,900,000	UBS AG JERSEY FRN 16/09/19	400,946,554	424,428,682	1.11
GBP	1,900,000	HSBC CAP FUNDING FRN 29/06/49	253,262,250	274,041,640	0.72
GBP	700,000	UBS AG JERSEY FRN 21/06/21	82,345,403	95,606,947	0.25
			736,554,207	794,077,269	2.08
ジャージー合計			736,554,207	794,077,269	2.08

(1) 数量は受益証券／株式の数を表す。額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2012年11月30日現在

通貨	数量 / 額面金額(1)	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
ルクセンブルグ					
変動利付債					
EUR	1,500,000	HANNOVER FIN SA FRN 14/09/40	162,776,324	177,816,421	0.46
EUR	200,000	HANNOVER FIN SA FRN 30/06/43	20,076,279	22,101,792	0.06
			182,852,603	199,918,213	0.52
ルクセンブルグ合計			182,852,603	199,918,213	0.52
オランダ					
変動利付債					
EUR	1,300,000	ING BANK NV FRN 29/05/23	136,035,152	150,313,158	0.40
GBP	700,000	ELM BV FRN 25/05/49	88,951,479	92,299,194	0.24
			224,986,631	242,612,352	0.64
固定利付債					
USD	7,260,000	RABOBANK NED 3.375% 19/01/17	599,540,019	642,502,922	1.68
EUR	2,800,000	RABOBANK NED 4.125% 12/01/21	309,459,934	342,614,219	0.90
EUR	1,825,000	RABOBANK NED 4.125% 14/09/22	182,626,691	205,249,150	0.54
EUR	1,600,000	ING BANK NV 4.25% 13/01/17	181,416,407	191,850,041	0.50
GBP	1,050,000	ING BANK NV 5.375% 15/04/21	147,038,238	162,210,407	0.42
GBP	900,000	AEGON NV 6.625% 16/12/39	131,021,333	142,430,997	0.37
			1,551,102,622	1,686,857,736	4.41
オランダ合計			1,776,089,253	1,929,470,088	5.05
ノルウェー					
固定利付債					
USD	5,550,000	DNB BANK ASA 3.2% 03/04/17	449,480,367	485,411,618	1.27
GBP	2,500,000	DNB BANK ASA 7.25% 23/06/20	343,919,038	359,183,402	0.94
			793,399,405	844,595,020	2.21
ノルウェー合計			793,399,405	844,595,020	2.21
スウェーデン					
変動利付債					
EUR	5,000,000	NORDEA BANK AB FRN 15/02/22	540,562,254	575,775,306	1.51
EUR	511,000	SWEDBANK AB FRN 05/12/22	54,061,194	55,057,896	0.14
EUR	200,000	SWEDBANK AB FRN 26/06/18	20,622,834	22,094,820	0.06
			615,246,282	652,928,022	1.71
固定利付債					
USD	8,600,000	NORDEA BANK AB 3.125% 20/03/17	703,139,072	752,055,166	1.97
USD	7,145,000	SVENSKA HANDEL 5.125% 30/03/20	646,204,586	695,396,870	1.82
USD	4,500,000	SWEDBANK AB 2.125% 29/09/17	349,281,977	376,348,350	0.99
EUR	2,850,000	SEB 3.75% 19/05/16	307,431,668	332,977,237	0.87
EUR	2,001,000	SEB 4% 12/09/22	201,545,596	225,633,054	0.59

(1) 数量は受益証券／株式の数を表す。額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2012年11月30日現在

通貨	数量 / 額面金額(1)	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
スウェーデン（続き）					
固定利付債（続き）					
EUR	1,650,000	SWEDBANK 3.375% 09/02/17	174,629,394	191,919,712	0.50
			2,382,232,293	2,574,330,389	6.74
スウェーデン合計			2,997,478,575	3,227,258,411	8.45
スイス					
固定利付債					
USD	5,750,000	UBS AG STAMFORD 5.75% 25/04/18	521,007,223	563,598,037	1.47
USD	5,265,000	CREDIT SUISSE 5.4% 14/01/20	450,971,064	485,231,254	1.27
USD	1,850,000	CREDIT SUISSE NY 5.5% 01/05/14	155,963,015	162,452,598	0.43
USD	1,600,000	UBS AG STAMFORD 7.625% 17/08/22	128,182,725	145,299,693	0.38
			1,256,124,027	1,356,581,582	3.55
スイス合計			1,256,124,027	1,356,581,582	3.55
英国					
変動利付債					
GBP	4,100,000	LLOYDS TSB BANK FRN 09/07/25	456,014,802	501,907,117	1.32
GBP	1,625,000	STANDARD LIFE PLC FRN 12/07/49	192,944,402	220,960,590	0.58
GBP	1,700,000	LEGAL & GENERAL GP FRN 29/3/49	188,600,895	217,760,509	0.57
GBP	1,200,000	RSA INSURANCE GROUP FRN 20/05/39	180,198,511	198,467,414	0.52
GBP	1,350,000	BARCLAYS BANK PLC FRN 16/1/23	181,311,636	188,185,926	0.49
USD	1,850,000	RBS FRN 16/3/22	171,735,783	177,192,943	0.46
GBP	1,000,000	ZURICH FINANCE (UK) FRN 30/10/49	128,603,356	138,652,201	0.36
EUR	950,000	HBOS PLC FRN 30/10/19	86,034,256	90,481,149	0.24
GBP	220,000	STANDARD LIFE PLC FRN 04/12/42	28,993,351	29,500,310	0.08
			1,614,436,992	1,763,108,159	4.62
固定利付債					
GBP	5,900,000	HSBC BANK PLC 6.5% 07/07/23	874,031,700	955,060,732	2.51
USD	10,000,000	BARCLAYS BANK PLC 2.75% 23/02/15	799,659,192	852,944,068	2.23
EUR	6,650,000	RBS 4.75% 18/05/16	726,140,027	792,550,662	2.08
USD	4,775,000	HSBC HLDGS PLC 5.1% 05/04/21	429,868,383	463,318,485	1.21
USD	5,200,000	DEUTSCHE BANK AG 3.25% 11/01/16	427,208,173	455,951,949	1.19
EUR	3,325,000	BARCLAYS BANK PLC 6% 14/01/21	334,476,729	394,792,773	1.03
EUR	3,200,000	RBS PLC 4.35% 23/01/17	318,313,286	348,588,290	0.91
GBP	1,950,000	FCE BANK PLC 4.825% 15/02/17	257,689,793	278,250,162	0.73
EUR	2,050,000	STANDARD CHART 5.875% 26/09/17	224,894,106	255,652,300	0.67
GBP	1,550,000	NATIONWIDE BLDG 5.625% 9/09/19	227,037,129	241,448,427	0.63
USD	2,275,000	HSBC BANK PLC 4.75% 19/01/21	201,885,024	217,910,500	0.57
EUR	1,750,000	LLOYDS TSB BANK 4.625% 2/02/17	193,889,693	210,693,611	0.55
USD	1,725,000	NATIONWIDE BLDG 6.25% 25/02/20	161,386,046	168,405,522	0.44
USD	1,900,000	BARCLAYS BANK PLC 5.2% 10/07/14	159,168,723	166,904,632	0.44

(1) 数量は受益証券／株式の数を表す。額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2012年11月30日現在

通貨	数量 / 額面金額(1)	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
英国（続き）					
固定利付債（続き）					
EUR	1,250,000	STANDARD CHARTER BK 3.875% 20/10/16	134,976,890	147,242,491	0.39
GBP	900,000	PRUDENTIAL FIN 6.125% 19/12/31	128,749,202	139,902,759	0.37
EUR	900,000	STANDARD CHART 1.75% 29/10/17	93,697,152	97,788,308	0.26
GBP	720,000	PRUDENTIAL PLC 1.25% 16/11/15	91,521,205	94,645,591	0.25
EUR	820,000	ABBAY NTL TREAS 3.375% 20/10/15	89,569,616	93,112,419	0.24
EUR	750,000	STANDARD CHART 3.625% 23/11/22	77,614,580	81,096,798	0.21
GBP	300,000	DIRECT LINE INS FRN 27/04/42	42,120,176	45,198,088	0.12
			5,993,896,825	6,501,458,567	17.03
英国合計			7,608,333,817	8,264,566,726	21.65
米国					
変動利付債					
USD	4,185,000	PNC FINANCIAL SERV FRN 29/07/49	365,093,421	387,847,530	1.03
USD	3,000,000	GENERAL ELECTRIC FRN 15/12/49	242,741,019	264,290,704	0.70
USD	2,285,000	CITIGROUP INC FRN 29/12/49	181,360,477	191,741,661	0.50
USD	1,680,000	PRUDENTIAL FIN FRN 15/06/43	133,568,816	138,844,669	0.36
USD	1,500,000	CITIGROUP INC FRN 09/06/16	102,964,061	117,318,570	0.31
USD	950,000	HSBC FINANCE FRN 15/01/14	73,809,172	78,069,130	0.20
USD	600,000	WELLS FARGO & CO FRN 29/03/49	52,656,281	56,780,578	0.15
USD	600,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 29/12/49	49,836,750	54,430,184	0.14
USD	330,000	PRUDENTIAL FIN FRN 15/09/42	25,888,500	27,817,661	0.07
			1,227,918,497	1,317,140,687	3.46
ステップアップ / ダウン債					
USD	3,800,000	WELLS FARGO STUP 15/06/16	321,756,796	340,476,863	0.89
USD	3,000,000	METLIFE INC STUP 15/12/22	234,293,403	252,985,555	0.66
			556,050,199	593,462,418	1.55
固定利付債					
USD	13,125,000	GENERAL ELEC CAP 4.375% 16/9/20	1,136,080,204	1,211,494,655	3.18
USD	10,800,000	CITIGROUP INC 4.45% 10/01/17	916,398,585	986,923,041	2.59
USD	9,350,000	BANK OF AMERICA CORP 5% 13/05/21	791,751,697	882,352,374	2.31
USD	8,010,000	GOLDMAN SACHS GP 5.75% 24/01/22	700,687,738	783,399,050	2.05
USD	7,700,000	WACHOVIA CORP 5.75% 01/02/18	728,174,654	764,652,818	2.00
USD	7,185,000	CITIGROUP INC 4.5% 14/01/22	604,287,467	666,006,572	1.74
USD	7,050,000	MORGAN STANLEY 5.5% 28/07/21	592,616,890	664,337,981	1.74
USD	6,550,000	AMERICAN INTL GRP 6.4% 15/12/20	619,965,153	661,385,173	1.73
USD	5,600,000	CAPITAL ONE BANK 8.8% 15/07/19	572,109,493	625,131,912	1.64
USD	5,750,000	MORGAN STANLEY 4.75% 22/03/17	467,788,796	512,023,314	1.34
USD	5,727,000	PRUDENTIAL FIN 3.875% 14/01/15	482,878,415	500,564,532	1.31
USD	4,650,000	HARTFORD FINL SVCS 5.125% 15/04/22	404,104,559	436,173,592	1.14
USD	5,000,000	CAPITAL ONE FIN 2.125% 15/07/14	397,156,680	420,055,870	1.10
USD	4,460,000	BANK OF AMERICA 3.875% 22/03/17	381,805,687	399,429,514	1.05

(1) 数量は受益証券 / 株式の数を表す。額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
投資有価証券明細表（続き）
2012年11月30日現在

通貨	数量 / 額面金額(1)	銘柄	取得原価 (円)	時価 (円)	純資産に対す る割合(%)
米国（続き）					
固定利付債（続き）					
USD	3,975,000	GECC 5.875% 14/01/38	367,968,660	395,710,601	1.04
USD	4,250,000	WELLS FARGO&CO 3.5% 08/03/22	351,444,879	377,233,686	0.99
USD	4,000,000	BANK OF AMERICA CORP 5.42% 15/03/17	342,597,373	358,268,705	0.94
USD	3,650,000	AMERICAN EXPRESS 2.8% 19/09/16	302,381,688	319,517,622	0.84
USD	3,550,000	GECC 4.875% 04/03/15	306,827,940	317,777,860	0.83
USD	2,950,000	GOLDMAN SACHS GP 6.25% 01/02/41	259,898,212	293,097,619	0.77
USD	3,000,000	CITIGROUP INC 4.75% 19/05/15	250,422,444	267,223,502	0.70
USD	3,210,000	AETNA INC 2.75% 15/11/22	253,934,323	265,190,042	0.69
USD	2,600,000	PRUDENTIAL FIN 5.8% 16/11/41	229,987,874	251,465,040	0.66
USD	2,415,000	BANK OF AMERICA CORP 5.625% 1/7/20	225,548,177	234,854,759	0.62
USD	2,325,000	MET LIFE GLB FDG 1.7% 29/06/15	185,059,584	195,971,769	0.51
USD	2,150,000	METLIFE INC 6.4% 15/12/36	176,748,654	188,165,392	0.49
USD	1,700,000	BK OF AMERICA CORP 5.875% 7/02/42	153,960,060	175,287,112	0.46
USD	1,450,000	UNITED HEALTH GP 5.95% 15/02/41	146,234,568	151,596,411	0.40
USD	1,600,000	AMERICAN INTL GP 4.875% 15/09/16	134,824,666	147,381,367	0.39
USD	1,750,000	AMERICAN INTL GROUP 6.25% 15/03/37	134,621,831	147,208,906	0.39
USD	1,650,000	BANK OF AMERICA CORP 5.25% 01/12/15	141,891,212	146,667,164	0.38
USD	1,500,000	DISCOVER FIN SVS 6.45% 12/06/17	136,612,723	145,228,636	0.38
USD	1,550,000	FORD MOTOR CREDIT 4.25% 20/09/22	123,790,567	132,288,141	0.35
USD	1,150,000	CIGNA CORP 2.75% 15/11/16	94,226,069	99,894,899	0.26
USD	950,000	HSBC BANK USA 2.375% 13/02/15	76,361,181	80,621,423	0.21
USD	800,000	CIGNA CORP 5.375% 15/02/42	69,817,343	76,732,902	0.20
USD	885,000	RBS CITIZENS 4.15% 28/09/22	68,599,487	74,047,071	0.19
USD	850,000	WELLPOINT INC 4.625% 15/05/42	68,703,525	73,015,898	0.19
USD	600,000	METLIFE INC 4.75% 08/02/21	53,232,050	57,556,851	0.15
USD	600,000	GOLDMAN SACHS GP 3.3% 03/05/15	47,563,845	51,499,613	0.13
USD	600,000	CAPITAL ONE BANK 6.5% 13/06/13	49,959,788	50,970,007	0.13
USD	480,000	UNITED HEALTH GP 2.75% 15/02/23	37,721,134	40,139,430	0.11
			13,586,745,875	14,628,542,826	38.32
受益証券 / 優先株式					
-	90,000	GOLDMAN SACHS GP PFD 5.95% 31/12/49	177,097,631	183,701,870	0.47
-	54,600	DISCOVER FIN SVS PFD 6.5% 20/09/49	107,002,404	113,382,031	0.30
-	49,000	BB & T CORP PFD 5.625% 29/11/49	96,707,957	102,884,593	0.27
-	14,000	BK OF NY MELLON PFD 5.2% 20/09/49	27,243,994	28,956,858	0.08
			408,051,986	428,925,352	1.12
米国合計			15,778,766,557	16,968,071,283	44.45
投資合計			35,086,521,577	37,823,811,179	99.05

(1) 数量は受益証券 / 株式の数を表す。額面金額は有価証券の原通貨で表示されている。

添付の注記は財務書類の一部である。

JPM世界金融債券ファンド
財務書類に対する注記 2012年11月30日現在

注記 1 - 組織

トラスト

JPモルガン（ケイマン諸島）トラスト（以下「トラスト」という）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という）とJPMAMケイマン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という）が締結した2012年4月11日付の信託証書に従って設立された。トラストはケイマン諸島の信託法（改正）に基づくユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正）に基づくミューチュアル・ファンドとしての規制を受けており、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という）に登録されているため、目論見書および監査済財務書類を毎年CIMAに提出する必要がある。

ファンド

JPM世界金融債券ファンド（以下「ファンド」という）はトラストのシリーズ・トラストであり、受託会社と管理会社によって締結された2012年4月11日付の信託宣言および補遺信託証書に従って構成されている。トラストの他のシリーズ・トラストでは、受託会社および管理会社が単独かつ絶対的な裁量において決定した別の条件で募集が行われる場合がある。受託会社および管理会社は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議による同意を得ることなく他のシリーズ・トラストを設立することができる。

ファンドの投資目的は、主として金融機関（国を代表するような一流の金融機関を含むがこれに限定されない）により発行される、主に米ドル、ユーロおよび英ポンド建てのシニア債やハイブリッド証券等の社債およびその他の債券（以下「金融債券等」という）への投資を通じて、投資による受取利息等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による高水準の投資収益を追求することである。

ファンドの基準通貨は日本円である。ファンドの投資の大部分は、日本円以外の通貨建てとなる見込みである。投資運用会社はヘッジを行い、ファンドの投資がファンドの投資通貨の不利な為替変動によって受ける影響を回避する意向である。そのため、投資運用会社はファンドの代理人として、スポット取引、先渡し取引、通貨スワップ、先物およびオプション・デリバティブを含む外国為替契約を締結する場合がある。

上記の為替ヘッジ取引は通貨リスクの低減を意図したものであるが、こうした為替リスクを完全に排除するものではない。投資運用会社はヘッジ取引を締結する義務を負っていない。

本報告書は、2012年6月28日から2012年11月30日までの期間に係る第1会計年度を対象としている。日本における有価証券報告書等の開示では、円投資型1211に適用される第1期の期末日は2013年11月30日である。

注記2 - 重要な会計方針

本財務書類は、以下の重要な会計方針を含む、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

投資の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されている有価証券は、関連する評価日における最新の入手可能な取引価格か、または当該日に取引が行われなかった場合は最終仲値、買呼値、売呼値のうち関連する評価日時点で最新の入手可能な価格（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される）で評価され、また、特定の有価証券について複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該証券の価格は最終取引価格となるか、または最終仲値、買呼値、売呼値のうち当該有価証券の主要市場である取引所もしくは店頭市場、または当該有価証券に値をつけるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場において入手可能な金額となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所若しくは店頭市場に関して上記の価格が入手可能でない有価証券は、管理事務代行会社または管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が、取得原価、当該有価証券の直近の取引価格、保有規模（発行済有価証券の総額を考慮する）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で、慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額で評価される。
- (c) 証券取引所もしくは店頭市場において上場または取引されていない有価証券は、年1回または管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が必要と判断した時点で慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額で評価される。
- (d) 取引所もしくは市場において扱われている、または取引されているデリバティブは、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社がかかる目的で承認した適格者が慎重かつ誠実に見積る実現可能性の高い価額となる。取引所もしくは市場において扱われていない、または取引されていないデリバティブは、取引相手方から得た評価額に基づいて評価される。
- (e) 集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人への投資は、かかる集団投資スキームまたはその他のオープン・エンド型投資法人における投資口または受益証券の入手可能な最新の純資産価格で評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した金額で評価される。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額かを問わない）は、ロンドン時間の午後4時時点のWM / ロイターの最終直物為替相場を用いて日本円相当額に換算される。
- (h) 満期までの残存期間が60暦日以内である短期投資は、償却原価で、あるいは満期から61日前の時価と額面金額との差額を償却することにより評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は取引日に会計処理される。受取利息は発生主義で認識される。配当金は配当落ち日に計上される。有価証券取引に係る実現損益は、売却した有価証券の平均原価に基づいて算定される。

外貨の換算

ファンドは、ファンドの会計帳簿を日本円（以下「円」という）で維持しており、ファンドの財務書類は当該通貨で表示されている。表示通貨が円以外の通貨である資産および負債は、期末現在の該当する為替レートで円に換算される。円以外の通貨建ての収益および費用は、取引日時点の適切な実勢為替レートで円に換算される。

円以外の通貨建ての投資取引は、取引日現在の該当する為替レートで円に換算される。

ファンドは、投資に係る為替レートの変動によって生じた実績の部分を、保有する有価証券の市場価格の変動による増減額と区別していない。かかる増減額は、投資に係る実現および未実現純損益に含まれている。

2012年11月30日現在の為替レート

1 円 = 0.01204カナダ・ドル

1 円 = 0.00933ユーロ

1 円 = 0.00756英ポンド

1 円 = 0.01213米ドル

設立費

ファンドは、ファンドの設立およびファンドの受益証券の当初募集に係る費用を支払った。設立費用はファンドの運用開始から1年間で償却される。

先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、期日までの残存期間に関して適用される期末日現在の先渡レートで評価される。外国為替契約によって生じた損益は、損益計算書に認識される。未実現純利益は純資産計算書に資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金は、先物契約の締結時に現金または有価証券のいずれかで支払うことができる。先物契約の有効期間中、先物契約は契約の価値を反映させるために各評価日に値洗いされ、契約価値の変動が未実現損益として認識される。

変動証拠金は、未実現損益が発生したかどうかに応じて、支払うか受け取ることとなる。未実現利益は純資産計算書に資産として、未実現損失は負債として計上される。契約の終了時に、ファンドは、クロージング取引による収入（または費用）と、かかる契約におけるファンドの約定ベースとの差額に相当する実現損益を計上する。

注記3 - 管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産価額の年率0.10%の管理報酬および年率0.65%の販売管理報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

管理会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記4 - 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産価額の年率0.45%の投資運用報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

投資運用会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記5 - 管理事務代行および保管報酬

管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの資産から、ファンドの純資産価額の年率0.10%の管理事務代行および保管報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

管理事務代行会社および保管会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記6 - 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産価額の年率0.20%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。当該報酬は各計算日に計算され、日々発生する。当該報酬は円建てで、会計年度ベースの四半期毎に後払いされる。

代行協会員は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

また、販売会社は、代行協会員報酬から、役務に関する報酬を受ける。かかる報酬については代行協会員が責任を負う。販売会社は、立替費用についてファンドから払戻しを受ける。

注記7 - 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースの四半期毎に、同四半期の最終営業日から30営業日以内に後払いされる100万円の受託報酬、ならびに超過時間に関する報酬、立替費用および設立費用を受領する権利を有する。

注記8 - 未払費用

	円
投資運用報酬	32,513,837
代行協会員報酬および販売会社報酬	14,442,645
管理報酬および販売管理報酬	54,143,480
管理事務代行および保管報酬	7,222,970
受託報酬	250,000
立替費用	629,115
専門家報酬	954,619
設立費	8,677,412
その他の費用	17,048,700
未払費用	135,882,778

注記9 - 分配

ファンドは分配を行う意向である。ファンドは、分配基準日時点の受益者に対して分配を毎月行う予定である。分配は毎月宣言されることになる。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび元本から支払われる。分配は、支払期限が到来しているか、もしくは通常の業務を行う上で支払うことが明らかな債務、義務または負債を履行するのに十分な資産が関連するクラスにある場合に限り、行うことができる。

2012年11月30日に終了した期間において、ファンドは総額30,902,720円の分配を行った。

注記10 - 税金

ケイマン諸島の現行法に基づき、ファンドが支払うべき所得税、不動産税、譲渡税、販売税またはその他の税金、あるいはファンドによる受益者への支払や受益証券の買戻時の純資産価額の支払に課される源泉徴収税はない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに総額ベースで課される外国の源泉徴収税の対象となる場合がある。

注記11 - 販売および買戻の条件

販売

円投資型1206に関して、受益証券の申込は2012年6月11日から2012年6月28日までの期間に申込みが行われた。

円投資型1209に関して、受益証券の申込は2012年9月10日から2012年9月27日までの期間に申込みが行われた。

円投資型1211に関して、受益証券の申込は2012年11月12日から2012年11月29日までの期間に申込みが行われた。

受益証券の申込では、すべての記入および署名を済ませた申込契約ならびにかかる申込契約の条件に従って求

められる、事実を証する情報を管理事務代行会社に提出しなければならない。

受益証券の申込のための決済資金は、管理事務代行会社が申込日（下記に定義）のルクセンブルグ時間の正午までに受領していなければならない。

円投資型1206は、2012年6月28日（以下「申込日」という）に発行された。

円投資型1209は、2012年9月27日（以下「申込日」という）に発行された。

円投資型1211は、2012年11月29日（以下「申込日」という）に発行された。

受益証券の端数は発行されない。

円投資型1206に関する受益証券1口当たり発行価格および最低申込額は10,000円であった。

円投資型1209に関する受益証券1口当たり発行価格および最低申込額は10,000円であった。

円投資型1211に関する受益証券1口当たり発行価格および最低申込額は10,000円であった。

ファンドは、適格投資家からの申込のみを受理する。

申込契約の受領後、合理的に実施可能な限り早く、管理事務代行会社は、ファンドが申込を受理したか否かを投資家に通知する。申込の全部または一部が受理された場合、管理事務代行会社は、申込日に発行された受益証券口数の確認書を投資家に発行する。

管理事務代行費用を最小限に抑えるため、受益証券は記名式でのみ発行され、証書は発行されない。

買戻

受益者は、各買戻日現在で受益者が保有する受益証券の全部または一部を、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すよう、ファンドに請求することができる。各営業日が買戻日となるが、管理会社および受託会社は、その絶対的な裁量において、営業日以外の日を買戻日とすることもできる。

買戻日に受益証券の買戻を行うには、受益者が、かかる買戻日のルクセンブルグ時間の正午までに管理事務代行会社へ買戻請求を提出する必要がある。この期限を過ぎて管理事務代行会社が受領した買戻請求は翌買戻日に持ち越される。

買戻請求には、請求した買戻が実施される買戻日と、かかる買戻日に買い戻される各クラス受益証券の具体的な口数を明記しなければならない。

買戻請求の受領後、合理的に実施可能な限り早く、管理事務代行会社は、買戻を希望する受益者にかかる買戻請求が受理された、もしくは受理される予定であるかどうかを通知し、支払われる買戻価額を受益者に報告する。買戻額は通常、該当する買戻日から同日を含めて4営業日以内に円で支払われる見込みである。

管理会社は、受託会社と協議の上で、受益者による買戻請求について定めたいかなる条件も放棄または修正することができる。前述の一般性を毀損することなく、管理会社は、受託会社と協議の上で、ある買戻請求が他の受益者または適切なファンド資産管理の不利益になると判断した場合、またはかかる買戻額の支払がいずれかの法域のマナー・ロンダリング防止法に反する場合、その買戻請求の全部または一部の受理を拒否することができる。

管理会社は、受託会社と協議の上で停止事由が発生したと判断した場合、管理会社が受託会社と協議の上で買戻請求の受理または手続を拒否することができる。停止事由の発生により買戻請求が受理されない場合、かかる買戻請求は撤回されたものとして扱われるため、管理会社が受託会社と協議の上で停止事由が終了したと判断し、買戻請求の提出を認めた時点で、受益者は新たな買戻請求を提出する必要がある。

停止事由が生じた場合を除いて、すべての買戻請求は撤回不能であるが、受益者の書面による請求によって買戻請求の一部または全部を放棄することに同意する決定を受託会社および管理会社が下した場合はこの限りではない。

買戻手数料

受益証券の買戻には、下記に詳述するとおり、かかる受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じて買戻手数料が課される場合がある。買戻手数料は、管理会社に対して支払われ、管理会社が保持する。

下記の買戻手数料は、買い戻される受益証券の当初の申込時に受益者が支払った申込価格の総額に乘じる率である。

受益証券が買い戻されるまでに発行済であった期間：	円投資型1206	円投資型1209	円投資型1211	受益者の買戻額から差し引かれる買戻手数料：
1年未満	2012年6月28日から 2013年6月27日まで	2012年9月27日から 2013年9月26日まで	2012年11月29日から 2013年11月28日まで	3%
1年以上2年未満	2013年6月28日から 2014年6月27日まで	2013年9月27日から 2014年9月26日まで	2013年11月29日から 2014年11月28日まで	2.5%
2年以上3年未満	2014年6月28日から 2015年6月27日まで	2014年9月27日から 2015年9月26日まで	2014年11月29日から 2015年11月28日まで	2%
3年以上4年未満	2015年6月28日から 2016年6月27日まで	2015年9月27日から 2016年9月26日まで	2015年11月29日から 2016年11月28日まで	1.5%
4年以上5年未満	2016年6月28日から 2017年6月27日まで	2016年9月27日から 2017年9月26日まで	2016年11月29日から 2017年11月28日まで	1%
5年以上6年未満	2017年6月28日から 2018年6月27日まで	2017年9月27日から 2018年9月26日まで	2017年11月29日から 2018年11月28日まで	0.5%
6年以上	2018年6月28日から	2018年9月27日から	2018年11月29日から	0%

注記12 - 先渡外国為替契約

2012年11月30日現在、ファンドは以下の未決済の先渡外国為替契約を有しており、当該契約は注記1に記載されているとおり、ポートフォリオの一部ヘッジを提供するために用いられた。

購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	決済日	未実現利益 /（損失） （円で表示）
EUR	4,610,000	JPY	465,338,010	2012年12月11日	29,124,227
USD	7,900,000	JPY	627,394,300	2012年12月11日	24,026,126
USD	4,500,000	JPY	357,093,000	2012年12月11日	13,969,268
GBP	1,708,000	JPY	215,102,275	2012年12月11日	10,606,846
USD	2,044,271	JPY	163,819,742	2012年12月11日	4,747,374
USD	1,550,000	JPY	125,794,900	2012年12月11日	2,015,437
EUR	300,000	JPY	30,297,300	2012年12月11日	1,880,286
USD	700,000	JPY	56,192,990	2012年12月11日	1,527,807
EUR	440,608	JPY	46,088,005	2012年12月11日	1,171,013
USD	950,000	JPY	77,743,250	2012年12月11日	592,118
USD	795,027	JPY	65,469,131	2012年12月11日	87,438
JPY	46,625,536	USD	567,404	2012年12月11日	(161,700)
JPY	35,889,932	USD	437,231	2012年12月11日	(163,385)
JPY	36,109,870	EUR	338,689	2012年12月11日	(217,445)
JPY	81,911,043	USD	998,087	2013年1月17日	(357,350)
JPY	42,975,940	USD	535,443	2012年12月11日	(1,175,770)
JPY	35,756,614	EUR	346,061	2012年12月11日	(1,361,411)
JPY	39,291,335	GBP	307,852	2012年12月11日	(1,390,752)
JPY	39,392,452	EUR	380,567	2012年12月11日	(1,426,639)
JPY	39,631,459	GBP	313,609	2012年12月11日	(1,811,405)
JPY	39,196,846	EUR	384,325	2012年12月11日	(2,025,323)
JPY	35,723,984	EUR	354,231	2012年12月11日	(2,270,344)
JPY	73,951,340	EUR	712,708	2012年12月11日	(2,492,784)
JPY	82,383,937	USD	1,029,601	2012年12月11日	(2,515,193)
JPY	90,435,114	GBP	710,000	2012年12月11日	(3,390,106)
JPY	252,815,200	GBP	2,000,000	2012年12月11日	(11,481,194)
JPY	272,462,940	EUR	2,700,000	2012年12月11日	(17,135,334)
JPY	619,101,600	USD	7,800,000	2012年12月11日	(24,072,998)
JPY	4,235,336,932	GBP	33,183,427	2012年12月11日	(149,793,214)
JPY	7,015,415,028	EUR	68,962,817	2012年12月11日	(381,441,609)
JPY	24,767,591,521	USD	309,594,894	2012年12月11日	(761,071,481)
					(1,276,007,497)

注記13 - 未決済先物契約

2012年11月30日現在、ファンドは以下の未決済の先物契約を有していた。

通貨	契約数	種類	決済日	時価 (円)	未実現利益 /(損失) (円で表示)
買建ポジション					
CAD	116	FUT CAN 10YR 6%	2013年3月	1,315,535,812	8,388,559
EUR	294	FUT EURO SCHATZ 2YR 6%	2012年12月	3,493,719,357	2,033,660
JPY	10	FUT JPN 10YR BOND 6% TSE	2012年12月	1,448,600,000	7,810,000
USD	95	FUT US LONG BOND 20YR 6%	2013年3月	1,173,483,315	1,326,651
USD	51	FUT US NOTE 2YR 6%	2013年3月	927,218,928	184,306
EUR	20	FUT EURO BUND 10YR 6%	2012年12月	306,314,752	(579,207)
				8,664,872,164	19,163,969
売建ポジション					
EUR	(22)	FUT EURO BOBL 5YR 6%	2012年12月	(298,223,014)	323,927
GBP	(40)	FUT LONG GILT 10YR 4%	2013年3月	(630,982,239)	(4,493,799)
GBP	(36)	FUT SHORT GILT 3%	2013年3月	(493,514,286)	(179,752)
USD	(648)	FUT US NOTE 10YR 6%	2013年3月	(7,135,982,614)	(15,429,066)
USD	(285)	FUT US NOTE 5YR 6%	2013年3月	(2,930,096,945)	(1,733,941)
JPY	(8)	FUT 10YR MINI JGB	2012年12月	(115,912,000)	(514,000)
				(11,604,711,098)	(22,026,631)
				(2,939,838,934)	(2,862,662)

[次へ](#)

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Net Assets
as at November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: JPY 35,086,521,577)</i>	2	37,823,811,179
Cash at bank		2,619,473,204
Margin receivable on future contracts		112,124,551
Due from brokers		174,060,343
Accrued income		561,450,489
Formation expenses	2	39,240,690
Total Assets		41,330,160,456
LIABILITIES		
Bank overdraft		7,508,512
Unrealised loss on future contracts	13	2,862,662
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	12	1,276,007,497
Payable for repurchases		190,933,860
Payable to brokers		1,530,934,558
Accrued expenses	8	135,882,778
Other liabilities		717
Total Liabilities		3,144,130,584
NET ASSETS		38,186,029,872

Represented by units as follows:

	Net Asset Value per Unit	Number of Units Outstanding	Net Assets
JPY (1206) Class (in JPY)	10,665	937,356	9,996,734,437
JPY (1209) Class (in JPY)	10,147	2,512,218	25,490,720,271
JPY (1211) Class (in JPY)*	10,001	269,839	2,698,575,164

* For Japanese Securities Reporting purposes, the first fiscal end date applied for JPY (1211) Class is November 30, 2013.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Operations
for the period ended November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
INCOME		
Interest on bonds		374,380,609
Dividends received		1,563,903
Other income		378,957,150
Total Income		<u>754,901,662</u>
EXPENSES		
Investment Management fees	4	41,212,855
Agent Company fees and Remuneration of the Distributor	6	18,307,031
Management fees and Sales Administration fees	3	68,631,124
Administration and Custody fees	5	9,155,548
Interest paid on bank overdraft		101,626
Correspondent bank fees		234,831
Bank charges		1,860,000
Trustee fees		427,596
Out-of-pocket expenses	7	822,159
Professional fees		2,121,835
Amortisation of formation expenses	2	26,558,516
Total Expenses		<u>169,433,121</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>585,468,541</u>
Net realised profit on investments		250,143,018
Net realised loss on future contracts		(21,643,255)
Net realised loss on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		(798,188,009)
NET REALISED LOSS FOR THE PERIOD		<u>(569,688,246)</u>
Net unrealised result on investments		2,737,289,602
Net unrealised result on future contracts		(2,862,662)
Net unrealised result on forward foreign exchange contracts		(1,276,007,497)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE PERIOD		<u>1,458,419,443</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>1,474,199,738</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Changes in Net Assets
for the period ended November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

	Notes	
Net assets at the beginning of the period		--
NET INVESTMENT INCOME		585,468,541
NET REALISED LOSS FOR THE PERIOD		(569,688,246)
NET UNREALISED PROFIT FOR THE PERIOD		1,458,419,443
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		1,474,199,738
Proceeds from subscriptions of units		38,242,942,850
Payments for repurchase of units		(1,500,209,996)
		36,742,732,854
Dividend paid to unitholders	9	(30,902,720)
NET ASSETS AT THE END OF THE PERIOD		38,186,029,872

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Global Financial Sector Bond Fund***Statement of Changes in Units Outstanding
for the period ended November 30, 2012***(Unaudited)***JPY (1206) Class**

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	1,065,970
Number of units repurchased	(128,614)
Number of units outstanding at the end of the period	<u>937,356</u>

JPY (1209) Class

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	2,526,381
Number of units repurchased	(14,163)
Number of units outstanding at the end of the period	<u>2,512,218</u>

JPY (1211) Class*

Number of units outstanding at the beginning of the period	--
Number of units issued	269,839
Number of units repurchased	0
Number of units outstanding at the end of the period	<u>269,839</u>

* For Japanese Securities Reporting purposes, the first fiscal end date applied for JPY (1211) Class is November 30, 2013.

Global Financial Sector Bond Fund

Statistical Information
as at November 30, 2012
(Unaudited)

	2012
Net Assets at the end of the period (in JPY)	38,186,029,872
JPY (1206) Class (in JPY)	
Net Assets at the end of the period	9,996,734,437
Net Asset Value per unit at the end of the period	10,665
JPY (1209) Class (in JPY)	
Net Assets at the end of the period	25,490,720,271
Net Asset Value per unit at the end of the period	10,147
JPY (1211) Class (in JPY)*	
Net Assets at the end of the period	2,698,575,164
Net Asset Value per unit at the end of the period	10,001

* For Japanese Securities Reporting purposes, the first fiscal end date applied for JPY (1211) Class is November 30, 2013.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments
as at November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Quantity/ Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
AUSTRALIA					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	800,000	COMMON BK AUST FRN 19/12/23	105,995,063	111,130,485	0.29
			105,995,063	111,130,485	0.29
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	3,750,000	WESTPAC BANK CORP 4.2% 27/02/15	312,646,980	331,933,506	0.86
EUR	1,300,000	COMMONW BK AUST 4.375% 25/2/20	161,876,748	162,510,841	0.43
USD	1,750,000	NTL AUST BK 1.6% 07/08/15	137,298,864	147,138,620	0.39
EUR	500,000	ANZ BANKING GP 5.125% 10/09/19	61,278,025	61,591,436	0.16
GBP	150,000	WESTPAC BANKING 5% 21/10/19	20,604,770	23,018,216	0.06
			693,705,387	726,192,619	1.90
		Total AUSTRALIA	799,700,450	837,325,104	2.19
CANADA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	4,100,000	BANK NOVA SCOTIA 2.55% 12/01/17	337,718,161	356,796,913	0.93
			337,718,161	356,796,913	0.93
		Total CANADA	337,718,161	356,796,913	0.93
CAYMAN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,555,000	MASSMUTUAL GBL 2.5% 17/10/22	120,772,248	127,479,959	0.33
			120,772,248	127,479,959	0.33
		Total CAYMAN ISLANDS	120,772,248	127,479,959	0.33
DENMARK					
FLOATING RATE NOTE					
GBP	750,000	DANSKE BANK FRN 5.375% 29/9/21	92,671,094	94,579,830	0.25
			92,671,094	94,579,830	0.25
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,545,000	DANSKE BANK A/S 3.875% 14/4/16	214,129,365	220,870,265	0.57
GBP	700,000	DANSKE BANK 4% 09/12/15	94,842,837	97,963,138	0.26
			308,972,202	318,833,403	0.83
		Total DENMARK	401,643,296	413,413,233	1.08

⁽¹⁾ Quantity represent a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Quantity/ Nominal Description Value ⁽¹⁾	Cost	Market Value	In % of Net Assets
FRANCE				
FLOATING RATE NOTE				
EUR	1,640,000 BNP PARIBAS FRN 22/01/19	167,242,121	175,110,836	0.46
		167,242,121	175,110,836	0.46
STRAIGHT FIXED BOND				
USD	4,825,000 SOCIETE GENERALE 5.2% 15/04/21	401,313,088	437,553,807	1.16
EUR	2,000,000 BPCE SA 4.25% 06/02/23	214,327,383	242,176,575	0.63
EUR	2,100,000 BNP PARIBAS 2.875% 27/11/17	223,687,174	237,294,781	0.62
EUR	1,850,000 BANQ FED CRE MUTUEL 3.75% 26/1/18	203,438,515	218,775,916	0.57
EUR	1,500,000 CREDIT AGRICOLE LDN 1.875% 18/10/17	150,069,705	161,032,447	0.42
USD	935,000 SOCIETE GENERALE 2.75% 12/10/17	73,461,038	77,780,896	0.20
		1,266,296,903	1,374,614,422	3.60
Total FRANCE		1,433,539,024	1,549,725,258	4.06
GERMANY				
FLOATING RATE NOTE				
EUR	3,300,000 MUNICH RE FRN 26/05/42	355,520,087	402,619,475	1.05
EUR	1,600,000 ALLIANZ SE 5.625% 17/10/42	173,017,805	181,667,838	0.48
		528,537,892	584,287,313	1.53
Total GERMANY		528,537,892	584,287,313	1.53
IRELAND				
FLOATING RATE NOTE				
EUR	1,900,000 CLOVERIE PLC FRN 01/09/42	206,444,445	233,471,939	0.61
		206,444,445	233,471,939	0.61
STRAIGHT FIXED BOND				
EUR	1,200,000 WILLOW NO.2 3.375% 27/06/22	128,567,617	136,774,868	0.36
		128,567,617	136,774,868	0.36
Total IRELAND		335,012,062	370,246,807	0.97
JERSEY				
FLOATING RATE NOTE				
EUR	3,900,000 UBS AG JERSEY FRN 16/09/19	400,946,554	424,428,682	1.11
GBP	1,900,000 HSBC CAP FUNDING FRN 29/06/49	253,262,250	274,041,640	0.72
GBP	700,000 UBS AG JERSEY FRN 21/06/21	82,345,403	95,606,947	0.25
		736,554,207	794,077,269	2.08
Total JERSEY		736,554,207	794,077,269	2.08

⁽¹⁾ Quantity represent a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Quantity/ Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
LUXEMBOURG					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	1,500,000	HANNOVER FIN SA FRN 14/09/40	162,776,324	177,816,421	0.46
EUR	200,000	HANNOVER FIN SA FRN 30/06/43	20,076,279	22,101,792	0.06
			182,852,603	199,918,213	0.52
Total LUXEMBOURG			182,852,603	199,918,213	0.52
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	1,300,000	ING BANK NV FRN 29/05/23	136,035,152	150,313,158	0.40
GBP	700,000	ELM BV FRN 25/05/49	88,951,479	92,299,194	0.24
			224,986,631	242,612,352	0.64
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	7,260,000	RABOBANK NED 3.375% 19/01/17	599,540,019	642,502,922	1.68
EUR	2,800,000	RABOBANK NED 4.125% 12/01/21	309,459,934	342,614,219	0.90
EUR	1,825,000	RABOBANK NED 4.125% 14/09/22	182,626,691	205,249,150	0.54
EUR	1,600,000	ING BANK NV 4.25% 13/01/17	181,416,407	191,850,041	0.50
GBP	1,050,000	ING BANK NV 5.375% 15/04/21	147,038,238	162,210,407	0.42
GBP	900,000	AEGON NV 6.625% 16/12/39	131,021,333	142,430,997	0.37
			1,551,102,622	1,686,857,736	4.41
Total NETHERLANDS			1,776,089,253	1,929,470,088	5.05
NORWAY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	5,550,000	DNB BANK ASA 3.2% 03/04/17	449,480,367	485,411,618	1.27
GBP	2,500,000	DNB BANK ASA 7.25% 23/06/20	343,919,038	359,183,402	0.94
			793,399,405	844,595,020	2.21
Total NORWAY			793,399,405	844,595,020	2.21
SWEDEN					
FLOATING RATE NOTE					
EUR	5,000,000	NORDEA BANK AB FRN 15/02/22	540,562,254	575,775,306	1.51
EUR	511,000	SWEDBANK AB FRN 05/12/22	54,061,194	55,057,896	0.14
EUR	200,000	SWEDBANK AB FRN 26/06/18	20,622,834	22,094,820	0.06
			615,246,282	652,928,022	1.71
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	8,600,000	NORDEA BANK AB 3.125% 20/03/17	703,139,072	752,053,166	1.97
USD	7,145,000	SVENSKA HANDEL 5.125% 30/05/20	646,204,586	695,396,870	1.82
USD	4,500,000	SWEDBANK AB 2.125% 29/09/17	349,281,977	376,348,350	0.99

⁽¹⁾ Quantity represent a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Quantity/ Nominal Description Value ⁽¹⁾	Cost	Market Value	In % of Net Assets
SWEDEN (CONTINUED)				
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)				
EUR	2,850,000 SEB 3.75% 19/05/16	307,431,668	332,977,237	0.87
EUR	2,001,000 SEB 4% 12/09/22	201,545,596	225,633,054	0.59
EUR	1,650,000 SWEDBANK 3.375% 09/02/17	174,629,394	191,919,712	0.50
		2,382,232,293	2,574,330,389	6.74
	Total SWEDEN	2,997,478,575	3,227,258,411	8.45
SWITZERLAND				
STRAIGHT FIXED BOND				
USD	5,750,000 UBS AG STAMFORD 5.75% 25/04/18	521,007,223	563,598,037	1.47
USD	5,265,000 CREDIT SUISSE 5.4% 14/01/20	450,971,064	485,231,254	1.27
USD	1,850,000 CREDIT SUISSE NY 5.5% 01/05/14	155,963,015	162,452,598	0.43
USD	1,600,000 UBS AG STAMFORD 7.625% 17/03/22	128,182,725	145,299,693	0.38
		1,256,124,027	1,356,581,582	3.55
	Total SWITZERLAND	1,256,124,027	1,356,581,582	3.55
UNITED KINGDOM				
FLOATING RATE NOTE				
GBP	4,100,000 LLOYDS TSB BANK FRN 09/07/25	456,014,802	501,907,117	1.32
GBP	1,625,000 STANDARD LIFE PLC FRN 12/07/49	192,944,402	220,960,590	0.58
GBP	1,700,000 LEGAL & GENERAL GP FRN 29/3/49	188,600,895	217,760,509	0.57
GBP	1,200,000 RSA INSURANCE GROUP FRN 20/05/39	180,198,511	198,467,414	0.52
GBP	1,350,000 BARCLAYS BANK PLC FRN 16/1/23	181,311,636	188,185,926	0.49
USD	1,850,000 RBS FRN 16/3/22	171,735,783	177,192,943	0.46
GBP	1,000,000 ZURICH FINANCE (UK) FRN 30/10/49	128,603,356	138,652,201	0.36
EUR	950,000 HBOS PLC FRN 30/10/19	86,034,256	90,481,149	0.24
GBP	220,000 STANDARD LIFE PLC FRN 04/12/42	28,993,351	29,500,310	0.08
		1,614,436,992	1,763,108,159	4.62
STRAIGHT FIXED BOND				
GBP	5,900,000 HSBC BANK PLC 6.5% 07/07/23	874,031,700	955,060,732	2.51
USD	10,000,000 BARCLAYS BANK PLC 2.75% 23/02/15	799,659,192	852,944,068	2.23
EUR	6,650,000 RBS 4.75% 18/05/16	726,140,027	792,550,662	2.08
USD	4,775,000 HSBC HLDGS PLC 5.1% 05/04/21	429,868,383	463,318,485	1.21
USD	5,200,000 DEUTSCHE BANK AG 3.25% 11/01/16	427,208,173	455,951,949	1.19
EUR	3,325,000 BARCLAYS BANK PLC 6% 14/01/21	334,476,729	394,792,773	1.03
EUR	3,200,000 RBS PLC 4.35% 23/01/17	318,313,286	348,588,290	0.91
GBP	1,950,000 FCE BANK PLC 4.825% 15/02/17	257,689,793	278,250,162	0.73
EUR	2,050,000 STANDARD CHART 5.875% 26/09/17	224,894,106	255,652,300	0.67
GBP	1,550,000 NATIONWIDE BLDG 5.625% 9/09/19	227,037,129	241,448,427	0.63
USD	2,275,000 HSBC BANK PLC 4.75% 19/01/21	201,885,024	217,910,500	0.57
EUR	1,750,000 LLOYDS TSB BANK 4.625% 2/02/17	193,889,693	210,693,611	0.55
USD	1,725,000 NATIONWIDE BLDG 6.25% 25/02/20	161,386,046	168,405,522	0.44

⁽¹⁾ Quantity represent a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Quantity/ Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	1,900,000	BARCLAYS BANK PLC 5.2% 10/07/14	159,168,723	166,904,632	0.44
EUR	1,250,000	STANDARD CHARTER BK 3.875% 20/10/16	134,976,890	147,242,491	0.39
GBP	900,000	PRUDENTIAL FIN 6.125% 19/12/31	128,749,202	139,902,759	0.37
EUR	900,000	STANDARD CHART 1.75% 29/10/17	93,697,152	97,788,308	0.26
GBP	720,000	PRUDENTIAL PLC 1.25% 16/11/15	91,521,205	94,645,591	0.25
EUR	820,000	ABBIEY NTL TREAS 3.375% 20/10/15	89,569,616	93,112,419	0.24
EUR	750,000	STANDARD CHART 3.625% 23/11/22	77,614,580	81,096,798	0.21
GBP	300,000	DIRECT LINE INS FRN 27/04/42	42,120,176	45,198,088	0.12
			5,993,896,825	6,501,458,567	17.03
Total UNITED KINGDOM			7,608,333,817	8,264,566,726	21.65
UNITED STATES OF AMERICA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	4,185,000	PNC FINANCIAL SERV FRN 29/07/49	365,093,421	387,847,530	1.03
USD	3,000,000	GENERAL ELECTRIC FRN 15/12/49	242,741,019	264,290,704	0.70
USD	2,285,000	CITIGROUP INC FRN 29/12/49	181,360,477	191,741,661	0.50
USD	1,680,000	PRUDENTIAL FIN FRN 15/06/43	133,568,816	138,844,669	0.36
USD	1,500,000	CITIGROUP INC FRN 09/06/16	102,964,061	117,318,570	0.31
USD	950,000	HSBC FINANCE FRN 15/01/14	73,809,172	78,069,130	0.20
USD	600,000	WELLS FARGO & CO FRN 29/03/49	52,656,281	56,780,578	0.15
USD	600,000	BANK OF AMERICA CORP FRN 29/12/49	49,836,750	54,430,184	0.14
USD	330,000	PRUDENTIAL FIN FRN 15/09/42	25,888,500	27,817,661	0.07
			1,227,918,497	1,317,140,687	3.46
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	3,800,000	WELLS FARGO STUP 15/06/16	321,756,796	340,476,863	0.89
USD	3,000,000	METLIFE INC STUP 15/12/22	234,293,403	252,985,555	0.66
			556,050,199	593,462,418	1.55
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	13,125,000	GENERAL ELEC CAP 4.375% 16/9/20	1,136,080,204	1,211,494,655	3.18
USD	10,800,000	CITIGROUP INC 4.45% 10/01/17	916,398,585	986,923,041	2.59
USD	9,350,000	BANK OF AMERICA CORP 5% 13/05/21	791,751,697	882,352,374	2.31
USD	8,010,000	GOLDMAN SACHS GP 5.75% 24/01/22	700,687,738	783,399,050	2.05
USD	7,700,000	WACHOVIA CORP 5.75% 01/02/18	728,174,654	764,652,818	2.00
USD	7,185,000	CITIGROUP INC 4.5% 14/01/22	604,287,467	666,006,572	1.74
USD	7,050,000	MORGAN STANLEY 5.5% 28/07/21	592,616,890	664,337,981	1.74
USD	6,550,000	AMERICAN INTL GRP 6.4% 15/12/20	619,965,153	661,385,173	1.73
USD	5,600,000	CAPITAL ONE BANK 8.8% 15/07/19	572,109,493	625,131,912	1.64
USD	5,750,000	MORGAN STANLEY 4.75% 22/03/17	467,788,796	512,023,314	1.34
USD	5,727,000	PRUDENTIAL FIN 3.875% 14/01/15	482,878,415	500,564,532	1.31
USD	4,650,000	HARTFORD FINL SVCS 5.125% 15/04/22	404,104,559	436,173,592	1.14
USD	5,000,000	CAPITAL ONE FIN 2.125% 15/07/14	397,156,680	420,055,870	1.10
USD	4,460,000	BANK OF AMERICA 3.875% 22/03/17	381,805,687	399,429,514	1.05
USD	3,975,000	GECC 5.875% 14/01/38	367,968,660	395,710,601	1.04

⁽¹⁾ Quantity represent a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Global Financial Sector Bond Fund

Statement of Investments (continued)
as at November 30, 2012
(expressed in Japanese Yen)

Ccy	Quantity/ Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	4,250,000	WELLS FARGO&CO 3.5% 08/03/22	351,444,879	377,233,686	0.99
USD	4,000,000	BANK OF AMERICA CORP 5.42% 15/03/17	342,597,373	358,268,705	0.94
USD	3,650,000	AMERICAN EXPRESS 2.8% 19/09/16	302,381,688	319,517,622	0.84
USD	3,550,000	GECC 4.875% 04/03/15	306,827,940	317,777,860	0.83
USD	2,950,000	GOLDMAN SACHS GP 6.25% 01/02/41	259,898,212	293,097,619	0.77
USD	3,000,000	CITIGROUP INC 4.75% 19/05/15	250,422,444	267,223,502	0.70
USD	3,210,000	AETNA INC 2.75% 15/11/22	253,934,323	265,190,042	0.69
USD	2,600,000	PRUDENTIAL FIN 5.8% 16/11/41	229,987,874	251,465,040	0.66
USD	2,415,000	BANK OF AMERICA CORP 5.625% 1/7/20	225,548,177	234,854,759	0.62
USD	2,325,000	MET LIFE GLB FDG 1.7% 29/06/15	185,059,584	195,971,769	0.51
USD	2,150,000	METLIFE INC 6.4% 15/12/36	176,748,654	188,165,392	0.49
USD	1,700,000	BK OF AMERICA CORP 5.875% 7/02/42	153,960,060	175,287,112	0.46
USD	1,450,000	UNITED HEALTH GP 5.95% 15/02/41	146,234,568	151,596,411	0.40
USD	1,600,000	AMERICAN INTL GP 4.875% 15/09/16	134,824,666	147,381,367	0.39
USD	1,750,000	AMERICAN INTL GROUP 6.25% 15/03/37	134,621,831	147,208,906	0.39
USD	1,650,000	BANK OF AMERICA CORP 5.25% 01/12/15	141,891,212	146,667,164	0.38
USD	1,500,000	DISCOVER FIN SVS 6.45% 12/06/17	136,612,723	145,228,636	0.38
USD	1,550,000	FORD MOTOR CREDIT 4.25% 20/09/22	123,790,567	132,288,141	0.35
USD	1,150,000	CIGNA CORP 2.75% 15/11/16	94,226,069	99,894,899	0.26
USD	950,000	HSBC BANK USA 2.375% 13/02/15	76,361,181	80,621,423	0.21
USD	800,000	CIGNA CORP 5.375% 15/02/42	69,817,343	76,732,902	0.20
USD	885,000	RBS CITIZENS 3.15% 28/09/22	68,599,487	74,047,071	0.19
USD	850,000	WELLPOINT INC 4.625% 15/05/42	68,703,525	73,015,898	0.19
USD	600,000	METLIFE INC 4.75% 08/02/21	53,232,050	57,556,851	0.15
USD	600,000	GOLDMAN SACHS GP 3.3% 03/05/15	47,563,845	51,499,613	0.13
USD	600,000	CAPITAL ONE BANK 6.5% 13/06/13	49,959,788	50,970,007	0.13
USD	480,000	UNITED HEALTH GP 2.75% 15/02/23	37,721,134	40,139,430	0.11
			13,586,745,875	14,628,542,826	38.32
UNITS/PFD STOCKS					
--	90,000	GOLDMAN SACHS GP PFD 5.95% 31/12/49	177,097,631	183,701,870	0.47
--	54,600	DISCOVER FIN SVS PFD 6.5% 20/09/49	107,002,404	113,382,031	0.30
--	49,000	BB & T CORP PFD 5.625% 29/11/49	96,707,957	102,884,593	0.27
--	14,000	BK OF NY MELLON PFD 5.2% 20/09/49	27,243,994	28,956,858	0.08
			408,051,986	428,925,352	1.12
Total UNITED STATES OF AMERICA			15,778,766,557	16,968,071,283	44.45
Total Investments			35,086,521,577	37,823,811,179	99.05

⁽¹⁾ Quantity represent a number of units/shares. Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012****Note 1 - Organisation**The Trust

JPMorgan (Cayman Islands) Trust (the "Trust") was established by a Trust Deed dated April 11, 2012 entered into by Global Funds Trust Company (the "Trustee") and JPMAM Japan Cayman Fund Limited (the "Management Company"). The Trust is a unit trust governed under the Trusts Law (Revised) of the Cayman Islands.

The Trust is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (Revised) and the Retail Mutual Funds (Japan) Regulations (Revised) of the Cayman Islands and registered with the Cayman Islands Monetary Authority (CIMA) which entails the filing of the Offering Circular and audited accounts annually with CIMA.

The Fund

Global Financial Sector Bond Fund (the "Fund") is a Series Trust of the Trust and is constituted pursuant to the Declaration of Trust and a Supplemental Trust Deed dated April 11, 2012 executed by the Trustee and the Management Company. Other Series Trusts of the Trust may be offered on different terms, as determined by the Trustee and the Management Company, in their sole and absolute discretion. The Trustee and the Management Company may establish other Series Trusts without obtaining the consent of a Unitholders Resolution or a Series Trust Resolution.

The Investment Objective of the Fund is to seek a high level of return from income gains such as interest received from investments and medium to long-term capital appreciation by investing in bonds and other debt securities (such as senior bonds and Hybrid Securities) issued primarily by financial institutions (including, but not limited to, National Champion Financial Institutions) and denominated primarily in US Dollars, Euros and Great British Pounds ("Financial Bonds, etc.").

The base currency of the Fund is the Japanese Yen. The investments of the Fund are expected to be largely denominated in currencies other than the Japanese Yen. The Investment Manager intends to hedge the investments of the Fund against adverse movements in the currencies of the Fund's investments. To that effect, the Investment Manager on behalf of the Fund may enter into foreign exchange contracts, including spot and forward transactions, currency swaps, futures and options derivatives.

Whilst the foreign exchange hedging transactions described in the preceding paragraphs are intended to reduce currency risk, they do not completely eliminate such foreign exchange risk. Nothing obliges the Investment Manager to enter into any hedging transactions.

This report is covering the first fiscal year end for the period from June 28, 2012 to November 30, 2012. For Japanese Securities Reporting purposes, the first fiscal end date applied for JPY (1211) Class is November 30, 2013.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg and include the following significant accounting policies:

VALUATION OF INVESTMENTS

- (a) any security which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its last available traded price on the relevant valuation day or, if no sales occurred on such day, at whichever of the last middle market, bid or offer price may be available as at the relevant valuation day as adjusted in such manner as the Administrator, in its discretion, thinks fit, having regard to the size of the holding, and where prices are available on more than one exchange or over-the-counter market for a particular security the price is the last traded price or whichever of the last middle market, bid or offer price may be available, as the case may be, on the exchange or over-the-counter market which constitutes the main market for such security or the one which the Administrator determines provides the fairest criteria in ascribing a value to such security;

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)****VALUATION OF INVESTMENTS (CONTINUED)**

- (b) any security which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market, but which is not regularly traded thereon or in respect of which no prices as described above are available is valued at the probable realisation value estimated with care and in good faith by the Administrator or a competent person approved for such purpose by the Administrator having regard to its cost price, the price at which any recent transaction in the security may have been effected, the size of the holding having regard to the total amount of such security in issue, and such other factors as the Administrator in its discretion deems relevant in considering a positive or negative adjustment to the valuation;
- (c) any security which is not listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its probable realisation value estimated with care and good faith annually or at any such time as deemed necessary by the Administrator or any other competent person approved for the purpose by the Administrator;
- (d) derivative instruments dealt in or traded on an exchange or market are valued at the relevant settlement price on the applicable exchange or market. If such price is not available the value of such instruments is the probable realisation value estimated with care and in good faith by a competent person approved for the purpose by the Administrator. Derivative instruments which are not dealt in or traded on an exchange or market are valued on the basis of the valuation obtained from the counterparty to the transaction;
- (e) investments in a collective investment scheme or other open-ended investment company are valued at the latest available net asset value of the shares or units in that collective investment scheme or other open-ended investment company;
- (f) deposits are valued at their face value plus accrued interest;
- (g) any value (whether of an investment or of cash or amounts on current or deposit account) in a currency other than Japanese Yen is converted into Japanese Yen equivalent using the WM/Reuters closing spot rates at 4.00 pm (London time); and
- (h) short-term investments that have a remaining maturity of 60 calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the sixty-first day prior to maturity.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in Japanese Yen ("JPY") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than JPY are translated into JPY at applicable exchange rates at the period-end. Income and expenses in currencies other than JPY are translated into JPY at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than JPY are translated into JPY at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at November 30, 2012:

1 JPY	=	0.01204	CAD
1 JPY	=	0.00933	EUR
1 JPY	=	0.00756	GBP
1 JPY	=	0.01213	USD

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)****FORMATION EXPENSES**

The Fund paid the expenses of organising the Fund and the initial offering of Units in the Fund. Organisational expenses are amortised over one year beginning with the first investment of the Fund.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the period-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Net unrealised gains are reported as an asset and net unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statements of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Fund basis in the contract.

Note 3 - Management fees and Sales Administration fees

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Management fees at an annual rate of 0.10 % and the Sales Administration fees at an annual rate of 0.65% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Management Company is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 4 - Investment Management fees

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Investment Management fees at an annual rate of 0.45% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Investment Manager is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 5 - Administration and Custody fees

The Administrator and Custodian are entitled to receive out of the assets of the Fund, the Administration and Custody fees at an annual rate of 0.10% of the Fund Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Administrator and Custodian are reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 6 - Agent Company fees and Remuneration of the Distributor

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Fund, the Agent Company fees at an annual rate of 0.20% of the Fund's Net Asset Value. The fees are calculated on each Accounting Day and are accrued daily. The fees are payable in JPY quarterly in arrears on an accounting year basis.

The Agent Company is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012 (continued)****Note 6 - Agent Company fees and Remuneration of the Distributor (continued)**

Further, the Distributor is remunerated for its services out of the Agent Company fees and such remuneration is the responsibility of the Agent Company. The Distributor is reimbursed by the Fund for its out-of-pocket expenses.

Note 7 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Fund, the annual Trustee fees of JPY 1,000,000 payable quarterly in arrears on an accounting year basis within thirty (30) Business Days from the last Business Day in that quarter, plus fees for additional time, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>JPY</i>
Investment Management fees	32,513,837
Agent Company fees and Remuneration of the Distributor	14,442,645
Management fees and Sales Administration fees	54,143,430
Administration and Custody fees	7,222,970
Trustee fees	250,000
Out-of-pocket expenses	629,115
Professional fees	954,619
Formation expenses	8,677,412
Others expenses	17,048,700
Accrued expenses	<u>135,882,778</u>

Note 9 - Distributions

The Fund intends to declare distributions. It is anticipated that the Fund will declare a distribution on a monthly basis to Unitholders on the Record Date. Distributions will be declared on a monthly basis.

Distributions may be made from income gains, capital gains and capital. Distributions are allowed only if sufficient assets of the relevant Class remain to satisfy any debt, obligation or liability that is or known to become due and payable in the normal course of business.

For the period ended November 30, 2012, the Fund distributed a total amount of JPY 30,902,720.

Note 10 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Fund or withholding taxes applicable to the payment by the Fund to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Fund may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains imposed on a gross basis.

Note 11 - Terms of subscriptions and repurchasesSubscriptions

In respect of the JPY (1206) Class, applications for Units were accepted during the period from June 11, 2012 until June 28, 2012.

In respect of the JPY (1209) Class, applications for Units were accepted during the period from September 10, 2012 until September 27, 2012.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012 (continued)****Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Subscriptions (continued)

In respect of the JPY (1211) Class, applications for Units were accepted during the period from November 12, 2012 until November 29, 2012.

Applications for Units must be submitted to the Administrator with a fully completed and executed Subscription Agreement together with any supporting information required pursuant to the terms of the Subscription Agreement.

Cleared funds for the subscription of Units must be received by the Administrator by no later than 12.00 pm Luxembourg time on the Subscription Day (as defined below).

Units of the JPY (1206) Class were issued on June 28, 2012 (the "Subscription Day").

Units of the JPY (1209) Class were issued on September 27, 2012 (the "Subscription Day").

Units of the JPY (1211) Class were issued on November 29, 2012 (the "Subscription Day").

Fractions of Units will not be issued.

The Issue Price per Unit and the minimum subscription in respect of Units of the JPY (1206) Class was JPY 10,000.

The Issue Price per Unit and the minimum subscription in respect of Units of the JPY (1209) Class was JPY 10,000.

The Issue Price per Unit and the minimum subscription in respect of Units of the JPY (1211) Class was JPY 10,000.

The Fund only accepts subscriptions from Eligible Investors.

As soon as reasonably practical after the Subscription Agreement is received, the Administrator notifies the investor whether the subscription has been accepted or rejected by the Fund. Where a subscription has been accepted in full or in part, the Administrator issues a confirmation of the number of Units issued to the investor on the Subscription Day.

In order to minimise administrative costs, no certificates are issued for Units, which are issued in registered form only.

Redemptions

A Unitholder may request that the Fund redeem all or part of such Unitholder's Units as of each Redemption Day at the Net Asset Value per Unit as at such Redemption Day. Each Business Day is a Redemption Day, provided that the Management Company and the Trustee may, in their absolute discretion, determine any other days to also be Redemption Days.

Unitholders need to submit a Redemption Request to redeem Units as of a Redemption Day to the Administrator by 12.00 pm Luxembourg time on the specified Redemption Day. Any Redemption Requests received by the Administrator after this deadline is held over to the next Redemption Day.

Redemption Requests must specify the Redemption Day on which the requested redemption is to be effected and a specific number of the Unitholder's Units to be redeemed for each Class on the relevant Redemption Day.

As soon as reasonably practical after a Redemption Request has been received, the Administrator notifies the redeeming Unitholder whether such Redemption Request has been or will be met and advise the Unitholder of the redemption amount payable to it. It is expected that redemption proceeds are generally paid within four Business Days from and including the relevant Redemption Day in Japanese Yen.

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012 (continued)****Note 11 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Redemptions (continued)

The Management Company may, in consultation with the Trustee, waive or modify any of the terms governing redemptions made by Unitholders. Without prejudice to the generality of the foregoing, the Management Company may, in consultation with the Trustee, refuse to accept all or part of any Redemption Request if it is of the opinion that the relevant redemption is prejudicial to any other Unitholders or the proper management of the assets of the Fund or if to pay such proceeds would be contrary to the anti-money laundering laws of any jurisdiction.

The Management Company, in consultation with the Trustee, may decline to accept or process redemptions if the Management Company, in consultation with the Trustee, determines that a Suspension Event has occurred. In the event that a Redemption Request is not accepted because of the occurrence of a Suspension Event, such Redemption Request is treated as revoked and a Unitholder needs to submit a new Redemption Request once the Management Company in consultation with the Trustee has determined that the Suspension Event has ceased and that Redemption Requests may be submitted.

Except where a Suspension Event has occurred, all Redemption Requests are irrevocable subject to the discretion of the Trustee and the Management Company to consent to waive part or all of a Redemption Request at the written request of a Unitholder.

Redemption fees

Redemptions of Units may be subject to a Redemption Fee, depending on the period of time that such Units have been in issue before they are redeemed, as further detailed below. The Redemption Fee must be paid to and shall be retained by the Management Company.

The following Redemption Fee is a percentage fraction of the aggregate subscription price paid by the Unitholder that first subscribed for the Units to be redeemed.

<i>Period of time that Units have been in issue before they are redeemed:</i>	<i>JPY (1206) Class Units</i>	<i>JPY (1209) Class Units</i>	<i>JPY (1211) Class Units</i>	<i>Redemption Fee to be deducted from Unitholder's redemption proceeds:</i>
Up to 1 year	From June 28, 2012 to June 27, 2013	From 27 September 2012 to 26 September 2013	From 29 November 2012 to 28 November 2013	3%
1 year to 2 years	From June 28, 2013 to June 27, 2014	From 27 September 2013 to 26 September 2014	From 29 November 2013 to 28 November 2014	2.5%
2 years to 3 years	From June 28, 2014 to June 27, 2015	From 27 September 2014 to 26 September 2015	From 29 November 2014 to 28 November 2015	2%
3 years to 4 years	From June 28, 2015 to June 27, 2016	From 27 September 2015 to 26 September 2016	From 29 November 2015 to 28 November 2016	1.5%
4 years to 5 years	From June 28, 2016 to June 27, 2017	From 27 September 2016 to 26 September 2017	From 29 November 2016 to 28 November 2017	1%
5 years to 6 years	From June 28, 2017 to June 27, 2018	From 27 September 2017 to 26 September 2018	From 29 November 2017 to 28 November 2018	0.5%
After 6 years	From June 28, 2018	From 27 September 2018	From 29 November 2018	0%

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012 (continued)****Note 12 - Forward Foreign Exchange Contracts**

As at November 30, 2012, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts which were used to provide hedge portion of portfolio as described in Note 1:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
EUR	4,616,000	JPY	465,338,010	December 11, 2012	29,124,227
USD	7,900,000	JPY	627,394,300	December 11, 2012	24,026,126
USD	4,500,000	JPY	357,093,000	December 11, 2012	13,969,268
GBP	1,708,000	JPY	215,102,275	December 11, 2012	10,606,846
USD	2,044,271	JPY	163,819,742	December 11, 2012	4,747,374
USD	1,550,000	JPY	125,794,900	December 11, 2012	2,015,437
EUR	300,000	JPY	30,297,300	December 11, 2012	1,880,286
USD	790,000	JPY	56,197,990	December 11, 2012	1,527,807
EUR	440,608	JPY	46,088,005	December 11, 2012	1,171,013
USD	950,000	JPY	77,743,250	December 11, 2012	592,118
USD	795,027	JPY	65,469,131	December 11, 2012	87,438
JPY	46,625,536	USD	567,404	December 11, 2012	(161,700)
JPY	35,889,932	USD	437,231	December 11, 2012	(163,385)
JPY	36,109,870	EUR	338,689	December 11, 2012	(217,445)
JPY	81,911,043	USD	998,087	January 17, 2013	(357,350)
JPY	42,975,940	USD	535,443	December 11, 2012	(1,175,770)
JPY	35,756,614	EUR	346,061	December 11, 2012	(1,361,411)
JPY	39,291,335	GBP	307,852	December 11, 2012	(1,390,752)
JPY	39,392,452	EUR	380,567	December 11, 2012	(1,426,639)
JPY	39,631,459	GBP	313,609	December 11, 2012	(1,811,405)
JPY	39,196,846	EUR	384,325	December 11, 2012	(2,025,323)
JPY	35,723,984	EUR	354,231	December 11, 2012	(2,270,344)
JPY	73,951,340	EUR	712,708	December 11, 2012	(2,492,784)
JPY	82,383,937	USD	1,029,601	December 11, 2012	(2,515,193)
JPY	90,435,114	GBP	710,900	December 11, 2012	(3,390,106)
JPY	252,815,200	GBP	2,000,000	December 11, 2012	(11,481,194)
JPY	272,462,940	EUR	2,700,000	December 11, 2012	(17,135,314)
JPY	619,101,600	USD	7,800,000	December 11, 2012	(24,072,998)
JPY	4,235,336,932	GBP	33,183,427	December 11, 2012	(149,793,214)
JPY	7,015,415,028	EUR	68,962,817	December 11, 2012	(381,441,609)
JPY	24,767,591,521	USD	309,594,894	December 11, 2012	(761,071,481)
					(1,276,007,497)

*Global Financial Sector Bond Fund***Notes to the Financial Statements as at November 30, 2012 (continued)****Note 1.3 - Open Future Contracts**

As at November 30, 2012, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in JPY	Unrealised Gain / (Loss) in JPY
<i>Long Positions</i>					
CAD	116	FUT CAN 10YR 6%	March 2013	1,315,535,812	8,388,559
EUR	294	FUT EURO SCHATZ 2YR 6%	December 2012	3,491,719,357	2,033,660
JPY	10	FUT JPN 10YR BOND 6% TSE	December 2012	1,448,600,000	7,810,000
USD	95	FUT US LONG BOND 20YR 6%	March 2013	1,173,483,315	1,326,651
USD	51	FUT US NOTE 2YR 6%	March 2013	927,218,928	184,306
EUR	20	FUT EURO BUND 10YR 6%	December 2012	306,314,752	(579,207)
				<u>3,664,872,164</u>	<u>19,163,969</u>
<i>Short Positions</i>					
EUR	(22)	FUT EURO BOBL 5YR 6%	December 2012	(298,223,014)	323,927
GBP	(40)	FUT LONG GILT 10YR 4%	March 2013	(630,982,239)	(4,493,799)
GBP	(36)	FUT SHORT GILT 3%	March 2013	(493,514,286)	(179,752)
USD	(648)	FUT US NOTE 10YR 6%	March 2013	(7,135,982,614)	(13,429,066)
USD	(285)	FUT US NOTE 5YR 6%	March 2013	(2,930,096,945)	(1,733,941)
JPY	(8)	FUT 10YR MINI JGB	December 2012	(115,912,000)	(514,000)
				<u>(11,604,711,098)</u>	<u>(22,026,631)</u>
				<u>(2,939,838,934)</u>	<u>(2,862,662)</u>

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

ファンドの円投資型1309に対応する資産の運用は2013年9月27日に開始されます。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り 33番A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、

（a）信託証書の規定に基づき要求された場合、

（b）（受益者総会の場合）トラストの発行の時点において、受益証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、

（c）（いずれかのシリーズ・トラストの受益者総会の場合）当該シリーズ・トラストの発行の時点において、受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

（d）（受益証券のいずれかのクラスまたはシリーズの総会の場合）当該クラスまたはシリーズの発行の時点において受益証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者総会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有するファンド証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意をしないことができます（なお、当該同意は、通常与えることは予定されておりません。）。

なお、別途、ファンド証券は、受託会社またはその代行会社が了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。ファンドのファンド証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項ありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額（2013年7月末日現在）

2013年7月末日現在、管理会社の資本金の額は350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。
管理会社の授權株式総数は350万株であり、発行済株式の総数は350万株です。
最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）管理会社の機構（2013年7月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、以下の1名の取締役で構成されます。

取締役	サイモン・エフ・ウォールス
-----	---------------

投資運用の意思決定は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託されております。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社が運用しているファンドは本書記載のファンドのみです。

2013年7月末日現在、管理会社の管理財産は約424億円です。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limited（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第129条第5項本文を適用し、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に準じて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2事業年度（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第 1 期 (平成23年12月31日)			第 2 期 (平成24年12月31日)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			59,606	100.0		157,101	
前払費用			-	-		184,470	
未収収益			-	-		33,475	
流動資産計			59,606	100.0		375,047	30.2
固定資産							
投資その他の資産							
長期前払費用			-	-		867,008	
固定資産計			-	-		867,008	69.8
資産合計			59,606	100.0		1,242,055	100.0
負 債 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
				(%)			(%)
流動負債							
未払費用			-	-		5,580	
関係会社短期借入金			-	-		1,149,000	
流動負債計			-	-		1,154,580	93.0
負債合計			-	-		1,154,580	93.0
純 資 産 の 部							
株主資本							
資本金			3,500	5.9		3,500	0.3
資本剰余金			56,500	94.8		56,500	4.5
その他資本剰余金		56,500			56,500		
利益剰余金			393	0.7		27,475	2.2
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		393			27,475		
株主資本計			59,606	100.0		87,475	7.0
純資産合計			59,606	100.0		87,475	7.0
負債・純資産合計			59,606	100.0		1,242,055	100.0

（２）【損益計算書】

		第１期 （自 平成23年10月 7 日 至 平成23年12月31日）			第２期 （自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日）		
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
営業収益		（千円）	（千円）	（％）	（千円）	（千円）	（％）
管理者報酬			-			93,253	
受入手数料			-			51,836	
営業収益計			-	-		145,090	100.0
営業費用							
支払手数料			-			107,178	
一般管理費							
専門家報酬			-			4,835	
関係会社付替費用			-			2,307	
諸経費			393			557	
営業費用・ 一般管理費計			393	100.0		114,879	79.2
営業利益又は営業損失 （ ）			393	100.0		30,211	20.8
営業外費用							
支払利息			-			2,319	
為替差損			-			23	
営業外費用計			-	-		2,342	1.6
経常利益又は経常損失 （ ）			393	100.0		27,868	19.2
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 （ ）			393	100.0		27,868	19.2
当期純利益又は当期純 損失（ ）			393	100.0		27,868	19.2

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第１期 (自 平成23年10月 7 日 至 平成23年12月31日)	第２期 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	3,500	3,500
当期末残高	3,500	3,500
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	56,500	56,500
当期末残高	56,500	56,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	-	393
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	393	27,868
当期変動額合計	393	27,868
当期末残高	393	27,475
株主資本合計		
当期首残高	60,000	59,606
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	393	27,868
当期変動額合計	393	27,868
当期末残高	59,606	87,475
純資産合計		
当期首残高	60,000	59,606
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	393	27,868
当期変動額合計	393	27,868
当期末残高	59,606	87,475

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

（１）投資その他の資産

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間は６年であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はございません。

(損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第 1 期 (自 平成23年10月 7 日 至 平成23年12月31日)	第 2 期 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日)
関係会社への支払利息	-	2,319千円

（株主資本等変動計算書関係）

第１期（自 平成23年10月７日 至 平成23年12月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

第２期（自 平成24年１月１日 至 平成24年12月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

（金融商品関係）

（１）金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、営業費用等の支払を行うため、親会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社から短期借入を行っております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は信託銀行により分別管理されており、支払期日も３ヶ月以内であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

営業債務は３ヶ月以内の支払い期日であります。

短期借入金は、３ヶ月の支払期日であり、金利の変動リスクは僅少です。営業活動から得られるキャッシュ・フローを月次で管理し、所定の方法により計算した余資を３ヶ月ごとに返済に充てております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

第１期（自 平成23年10月７日 至 平成23年12月31日）

当社は、当事業年度末において、注記すべき重要な金融商品を有しておりません。

第２期（自 平成24年１月１日 至 平成24年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	157,101	157,101	-
（２）未収収益	33,475	33,475	-
資産計	190,577	190,577	-
（１）関係会社短期借入金	1,149,000	1,149,000	-
（２）未払費用	5,580	5,580	-
負債計	1,154,580	1,154,580	-

（注）１．金融商品の時価算定方法

資産

（１）現金及び預金及び（２）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）関係会社短期借入金及び（２）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 1 期 (自 平成23年10月 7 日 至 平成23年12月31日)

当社は、当事業年度末において、注記すべき重要な金融商品を有しておりません。

第 2 期 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	157,101	-	-	-
未収収益	33,475	-	-	-
合計	190,577	-	-	-

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

第 1 期 (自 平成23年10月 7 日 至 平成23年12月31日)

当社は、当事業年度末において、注記すべき重要な金融商品を有しておりません。

第 2 期 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
関係会社短期借入金	1,149,000	-	-	-
合計	1,149,000	-	-	-

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は資産運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第１期（自 平成23年10月７日 至 平成23年12月31日）

当事業年度における売上高がないため、該当事項はございません。

第２期（自 平成24年１月１日 至 平成24年12月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第 1 期（自平成23年10月 7 日至平成23年12月31日）

1．関連当事者との取引

親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	J P モルガン・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融業	(被所有) 直接 100%	設立出資 及び役員 の兼任	設立の 資本取引 (注)	60,000	-	-

（注）J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社により、出資に係る金銭の全額の払い込みを受けておりま
す。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

第 2 期（自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年12月31日）

1．関連当事者との取引

親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	J P モルガン・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融業	(被所有) 直接 100%	資金の 貸借等 及び 役員の 兼任	資金の 借入 (注)	1,159,000	関係 会社 短期 借入金	1,149,000
							資金の 返済	10,000		
							借入金 利息の 支払	2,319	未払 費用	1,794

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間 3 ヶ月
であります。なお、担保は提供しておりません。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第１期	第２期
	自 平成23年10月 7 日	自 平成24年 1 月 1 日
	至 平成23年12月31日	至 平成24年12月31日
1株当たり純資産額	17円03銭	24円99銭
1株当たり当期純利益又は		
1株当たり当期純損失（ ）	0円11銭	7円96銭

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第１期	第２期
	自 平成23年10月 7 日	自 平成24年 1 月 1 日
	至 平成23年12月31日	至 平成24年12月31日
損益計算書上の当期純利益又は 当期純損失（ ）	393千円	27,868千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失（ ）	393千円	27,868千円
普通株式の期中平均株式数	3,500,000株	3,500,000株

（重要な後発事象）

当社は、営業費用等の支払を行うため、親会社である J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社から短期借入を行いました。

借入の合意成立日	借入金額（千円）	利率（年率）	借入の実施時期	返済期限	担保・保証の有無
平成25年 1 月28日	88,000	0.59417%	平成25年 1 月30日	平成25年 4 月30日	無
平成25年 2 月25日	49,000	0.57000%	平成25年 2 月27日	平成25年 5 月31日	無

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当ありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

2013年8月16日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

資本金の額

2013年7月末日現在、50万ユーロ（約6,503万円）（払込済株式資本）です。

（注）ユーロの円換算は、2013年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.05円）によります。

事業の内容

受託会社は、適法に設立され、有効に存続し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法の規定に基づき事業を行う認可を得ています。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド管理事務代行者の認可を得ています。

（2）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2013年7月末日現在、2,800万ユーロ（約36億4,140万円）です。

事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法律に基づき1990年に有限会社として設立され、銀行業務に従事しています。

（3）JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資運用会社」）

資本金の額

2013年7月末日現在、2,400万英ポンド（約35億8,728万円）です。

（注）英ポンドの円換算は、2013年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝149.47円）によります。

事業の内容

1974年、英国において設立され、投資運用業務および投資顧問業を行っています。

（4）J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「副投資運用会社」）

資本金の額

2013年7月末日現在、450万米ドル（約4億4,136万円）です。

（注）米ドルの円換算は、2013年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝98.08円）によります。

事業の内容

1988年、米国において設立され、投資運用業務および投資顧問業を行っています。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

資本金の額

2013年7月末日現在、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2013年7月末日現在、日本国内に177の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

(1) グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

ファンドに関する受託業務を行います。

(2) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ファンドに関する管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。

(3) JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資運用業務を行います。

(4) J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「副投資運用会社」）

ファンドに関する副投資運用業務を行います。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会員の業務およびファンド証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

(1) グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）

該当事項ありません。

(2) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの最終的な親会社である野村ホールディングス株式会社は、野村證券株式会社の親会社です。

(3) JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（「投資運用会社」）

管理会社の間接的な親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント・ホールディングス・インクは、投資運用会社の間接的な親会社です。

(4) J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「副投資運用会社」）

管理会社の間接的な親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント・ホールディングス・インクは、副投資運用会社の直接的な親会社です。

(5) 野村證券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

野村證券株式会社の親会社である野村ホールディングス株式会社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2012年6月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は10,871であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立

計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（ ）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（ ）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF1様式）、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコンプライアンス上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況に

においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネジャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2012年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- （b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- （c）存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2012年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないと約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と

監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、上記第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 上記第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、下記第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 CIMAは、上記第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 上記第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが上記第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 上記第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 上記第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 上記第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 上記第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - （c）上記第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 上記第7.9（d）項もしくは第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が上記第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する上記第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、上記第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが上記第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または上記第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが上記第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが上記第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、上記第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、上記第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 上記第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合、
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、下記第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、上記第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 上記第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが上記第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 上記第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 上記第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 上記第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 上記第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する上記第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2012年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、上記第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが上記第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合

（b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが上記第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった人物、または
 - （d）免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および上記第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- （a）上記第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - （b）仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - （c）当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- （a）必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - （b）それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - （c）必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - （d）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - （e）ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- （a）ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - （b）投資信託に関する事柄

（c）投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- （a）CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- （b）例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- （c）開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- （d）ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- （e）投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2012年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：上記第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2012年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命等が含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- （a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- （ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - （ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - （ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - （ ）本規則、会社法（2012年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - （ ）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - （ ）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - （ ）別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2011年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パート

ナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

（c）本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- （ ）一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- （ ）一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
- （ ）一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
- （ ）一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- （ ）保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること

（d）本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。

（e）投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- （ ）結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- （ ）結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - （A）特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - （B）（ ）当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、かつ（ ）投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本（ ）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- （ ）株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- （ ）取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。ただし、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- （ ）当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- （ ）本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。

- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価格を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）および第4条（6）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手

することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の

住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所

- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は発行されません。

第5【その他】

- (1) 目論見書に図案を採用することがあります。
- (2) 交付目論見書の最終頁の次に、「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」および「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (3) 目論見書に次の事項を記載することがあります。
 - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読み下さい。」との記載
 - ・「ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。」との記載
 - ・「また、E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<http://info.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。」との記載
 - ・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨の記載
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法、または、届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・「将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。」との記載
 - ・「受益者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンド信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。」との記載
 - ・目論見書の使用開始月または日
 - ・その他の留意点として、「ファンド証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。」との記載
 - ・「ご投資にあたっては、「外国証券取引口座」が必要です。」との記載

< 訳文 >

独立監査人の監査報告書

JPM世界金融債券ファンド

受益者各位

私どもは、JPモルガン（ケイマン諸島）トラストのシリーズ・トラストである世界金融債券ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という）の添付の財務書類、すなわち2012年11月30日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2012年6月28日から2012年11月30日までの期間における損益計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

財務書類に関するマネジメントの責任

マネジメントは、投資ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、および不正や誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するためにマネジメントが必要と判断した内部統制に関する責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの監査に基づいてこれらの財務書類について意見を表明することである。私どもは、国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、財務書類に重要な虚偽表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが倫理規定に従い、監査を計画し実施することを求めている。

監査には、財務書類上の金額および開示内容に関する監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。不正や誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスク評価を含む、選択された手続は監査人の判断による。これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、事業体による真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に関する内部統制を考慮に入れるが、これは状況に照らして適切である監査手続を策定するためであって事業体の内部統制の有効性についての意見を表明することが目的ではない。監査は、マネジメントが採用した会計方針の適切性およびマネジメントによって行われた会計上の見積りの合理性についての評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、私どもの監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

意見

私どもは、これらの財務書類が、投資ファンドに適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、シリーズ・トラストの2012年11月30日現在の財政状態ならびに2012年6月28日から2012年11月30日までの期間における経営成績および純資産の変動の真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島

2013年3月25日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Unitholders of Global Financial Sector Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Global Financial Sector Bond Fund (the "Series Trust"), a series trust of JPMorgan (Cayman Islands) Trust, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at November 30, 2012, and the statement of operations and statement of changes in net assets for the period from June 28, 2012 to November 30, 2012, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Series Trust as at November 30, 2012, and of the results of its operations and changes in its net assets for the period from June 28, 2012 to November 30, 2012 in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
March 25, 2013

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年3月7日

JPMAM Japan Cayman Fund Limited

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士

荒川進

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。